最近富の北海道

函館小島大盛堂發行

655
V
240

335-240

北海道協會々長　公爵　二條基弘閣下　題字
北海道廳長官　石原健三君　題字
函館毎日新聞社記者　千葉稻城君　編纂

最近 富の北海道

全

函館　小島大盛堂藏版

明治
44. 7. 8

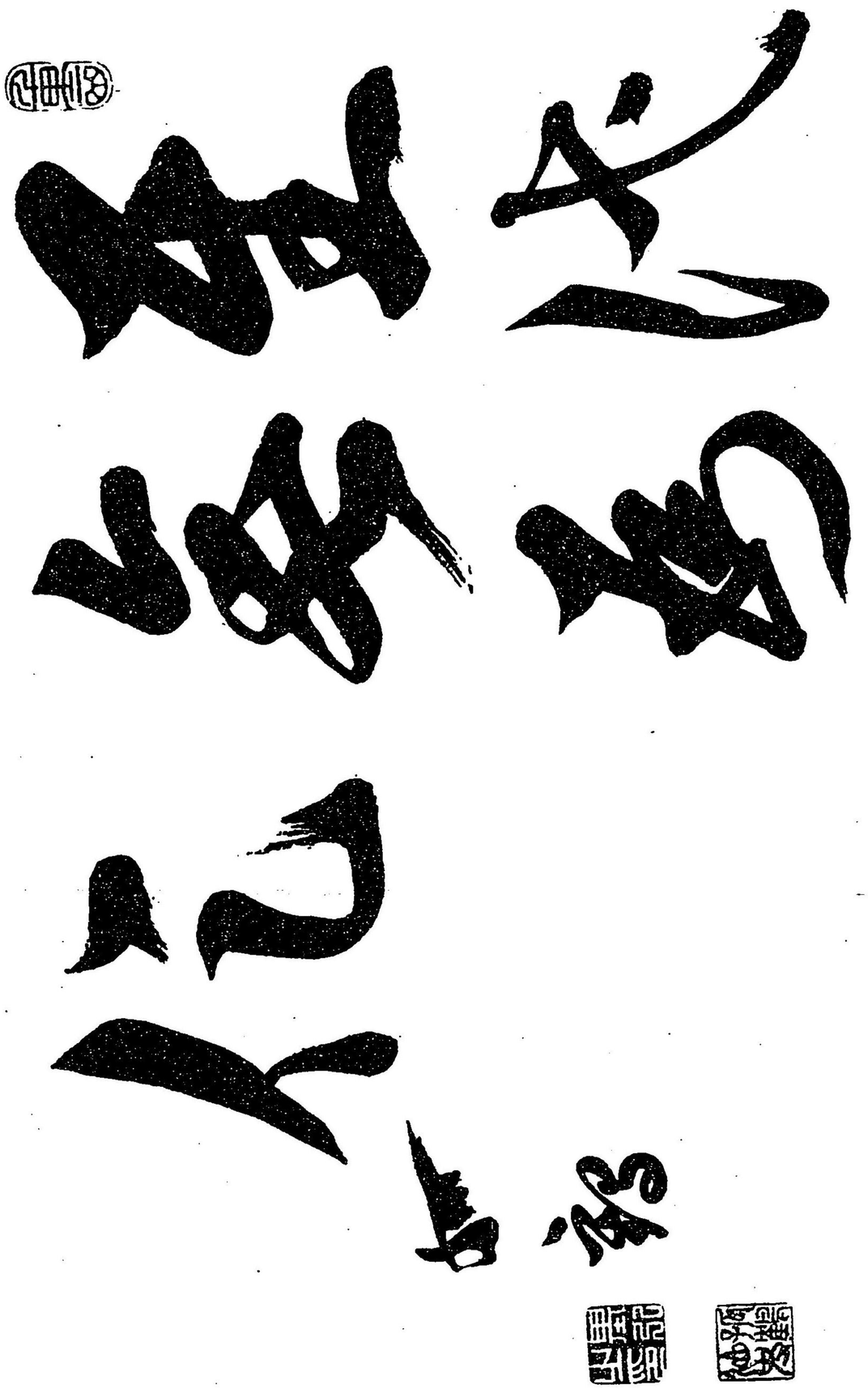

勤治家服業

健二書

自序

北海道の開發せらるゝや業に五百年の歳月を經たり然れども當時本邦人の居住したりしは僅に渡島半島の南端に止まり、奥地は荊棘蓬々、熊羆の跳梁に任かせ加ふるに獰悪兇暴の夷人各所に部落を成して、足其地に入るを許さず空しく神秘の鍵を開くこと能はざりしが文化年間露國の南下は端なくも之を封鎖するを許さざる時勢となり邦人も努めて之を探檢し夷人も亦我が邦人に依つて生を聊せんと信頼するに至り茲に始めて本道開拓の曙光を認むるに至れり明治維新松前藩を廢して本道に開拓使を設くるや歴代の長官鋭意開拓移民に盡力したれども氣候不順交通不便の爲め其の努力に比較して効果甚だ寡かりし慨なきに非ざるも是れ天時地利の然らしむる實に止むを得ざりしなり今や富源海陸に包藏せられ、汽車汽船の便は内地と異なるなく殊に其の商業の殷賑なる、産物の豊富なる、工業の勃興する、農業の歐米的なる等却つて他府縣に勝るものなしとせず、遅々たる進歩なりしも之を十年前に比すれば實に驚歎するに足らん然ども本道十一州の山

川平野未だ二百餘萬の人口を有するに過ぎず之を府縣に比すれば人口疎密の比較の如きは論ずるに足らざるなり夫れ如斯移民の輻く來らざる所以は其原因一にして足らざらんも本道の事情に暗く北海道とし言へばアイヌと熊の棲所との み誤解し居るもの多ければなり且つ本道に居住するものも最近北海道事情を知らずして自ら惑ふ者なきに非らず本書は素より其詳細を竭し得ざるも能く其の要領を摘記したれば一は移民の東道となり一は本道民の好伴侶となりて本道を廣く江湖に紹介するを得ん乎是れ蓋し論者の期する所望む所也。

明治四十四年孟春

梅花薫する南窓の下に

編者識

最近 富之北海道

目次

第一章　面積及沿革……一
面積……創業時代……幕府時代……明治時代
第二章　行政區劃……九
札幌區……函館區……小樽區……札幌支廳……函館支廳
檜山支廳……後志支廳……空知支廳……上川支廳……增毛支廳
宗谷支廳……網走支廳……室蘭支廳……浦河支廳……河西支廳
釧路支廳……根室支廳
第三章　名所古蹟……三五
渡島國　箱館々址　五稜廓　函館公園　七面山　函館水道　溫川溫泉　石崎妙應寺　軍
川畷址　大沼小沼　駒ケ嶽　山越關址　國境の戰蹟　下國箱址　矢越岬　白神崎　諏山
城址　上國箱址　姥神社　鴎島　稻倉石　熊石關址

後志國　帆越岬　藥師舘址　太櫓嶽　蟹金々坑　瀬棚港　楽木の險　白糸瀧　辨慶岬
島古丹　雷電岬　後方羊蹄嶽　神威岬　來岸城址　忍路石蘚遺跡　金澤公園　手宮の古蹟
住吉神社　神居古潭
石狩國　北海道廳　偕樂園　中島公園　圓山公園　清華亭　東皐園　札幌神社　藻
巖山　豐平舘　博物館　招魂碑　常山溪　支笏湖　支笏城址　神居古潭　近文臺　神樂
ケ岡　黄金山の舊址　濱益の古跡　雄冬岬
天鹽國　カメツボシ岬　穴居跡　天登雁　化石塚　柚雲の故事
北見國　宗谷土人踊　蝮蛇岩　枝幸砂金　猿間湖　遠音別岩
膽振國　禮文華嶺　洞爺湖　有珠嶽　有珠如來堂　ポロソウ瀧　伊達氏の開墾　大黑島
カルルス溫泉　登別溫泉　仙臺藩陣屋址　樽前嶽　仁多津
日高國　蝦夷都會　佐瑠　キロロイ舊址　平取神社　義經祠　波伊故墟　志毘茶利壘址
沙具奢城址　御救嶽　等澍院址　念佛坂　襟裳明神社　百人濱
十勝國　廣尾鼻　當緣　石狩岳
釧路國　久壽里壘址　春島泊　阿寒湖　鳴阿寒岳　屈斜路湖　厚岸灣　國泰寺　盤螺山
根室國　散布泊　落石岬　珸瑤瑁崎　根室神社　風蓮湖
千島國　髯塚　藥取の標柱　重松の井　蘇達別　蟄杯島醴泉　琴平社　紗那
第四章　區劃地と移住……九四
區劃地……移住心得……未開地處分

第五章　交通及通信……一二四
鐵道……元炭礦鐵道……官設鐵道……元北鐵々道　陸路……新道開鑿　航路……北海道
補助航路……日本海補助航路……室蘭定期航路、通信……郵便……電信……電話
第六章　教育……一五三
農科大學……高等商業學校……師範學校……中學校……高等女
學校……函館商船學校……實業學校……各種學校……圖書館教
育會……初等教育……就學步合
第七章　農業と牧畜……一六九
農業……各地の農況……米作の將來……麥作……主要作物　牧畜……牧場、馬、牛、豚、養鷄
養蠶　農業政策
第八章　鑛業……二一一
鑛山の開創……鑛業の現狀……鑛產……鑛山勞働者の現狀
第九章　漁業……二五九
漁業資金……沿革……西海岸鰊……東海岸鰊……柔魚……鱈……
蟹……鹽藏鰊……鮭……鰛……鮪……十勝の水產……室蘭の水
產

第十章　商業と金融……二一〇
商業一般……內國商業……外國商業……內地と取引……銀行……金融……會社
第十一章　工業……三六八
土産物……職工と操業……製絲業……製紙業……軸木……製澁……織物……製繩……染織……工業指導
第十二章　林業……四一〇
林業一般……農村林……漁村林
附錄
明治九年　明治十四年　本道行幸芳躅
挿入寫眞版
明治十四年故北白川宮能久親王函館に於ての御親筆
松前福山城主正四位松前崇廣公の書
函館公會堂

函館鐵道院連絡棧橋
函館連絡棧橋橫附の田村丸
日露戰役紀念砲を遠望する函館公園の廣場
函館氷で有名な雪中の五稜廓
小樽入船町橋上の汽車
小樽港防波堤
札幌中島公園
札幌大通黒田公銅像
札幌農學校農園
埋立作業中の岩內港
北海道公園大沼眞景
大沼湖上を走る列車
噴火灣沿岸より遠見の駒ヶ嶽
名山膽振蝦夷富士
追分節の根源昔時女禁制神威岬忍路高島
江別驛富士製紙場

膽振苫小牧に於ける王子製紙場
石狩神居古譚の絶景
旭川七師團の一部
室蘭港灣
釧路燈臺
北海道土人の正裝
積雪の旭川師團道路
北海道の長橋釧路幣舞橋
大陸的の十勝利別原野
北見國利尻山
夕張炭山發電所より礦夫長屋を見る
冬の夕張炭山市街
渡島汐首燈臺
鮭魚漁捕運搬

最近富之北海道目次了

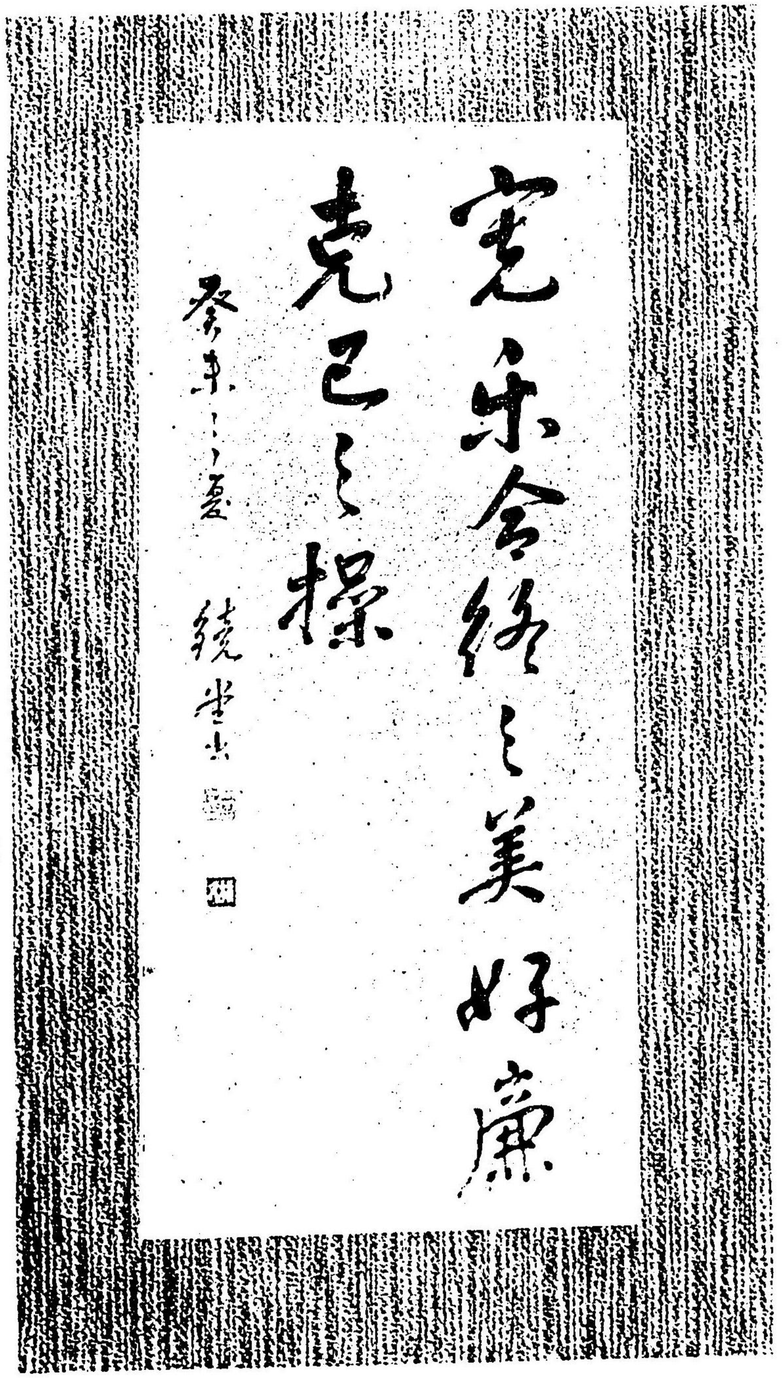

明治十四年本道御臨幸の節北白川宮能久親王供奉遊ばされ函館御旅館に於て御親筆

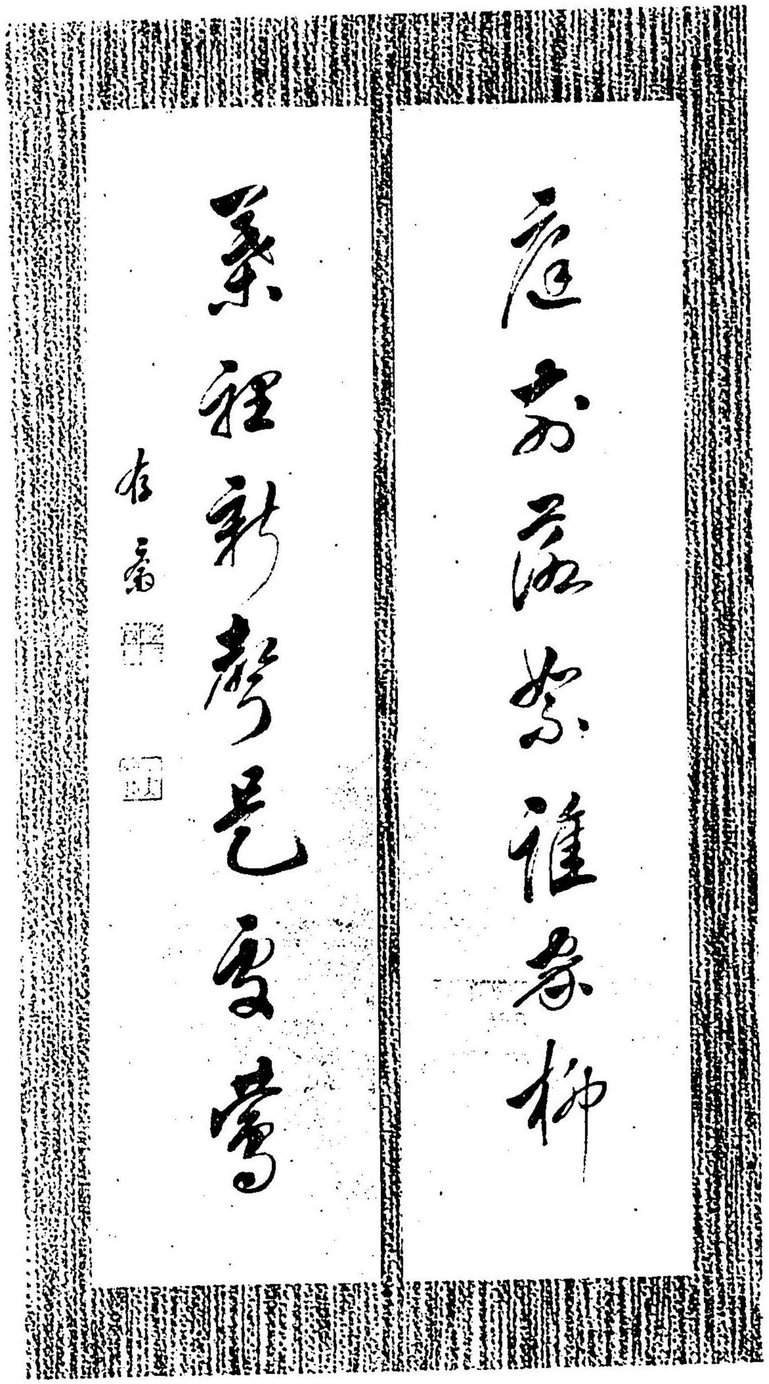

松前福山の城主崇廣公の御筆

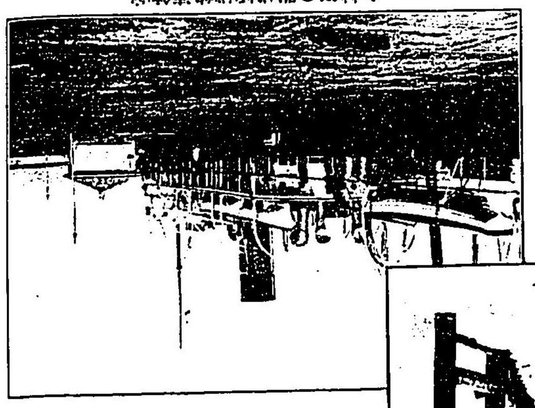

丸村山の阿蘇国体縦走縦走前哨

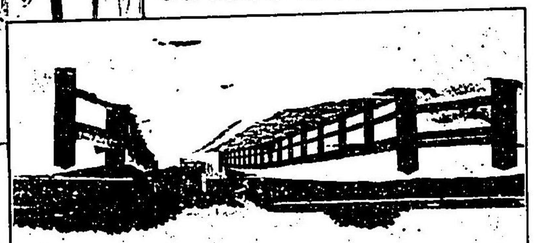

縦走Eの中岩な名行で大前哨

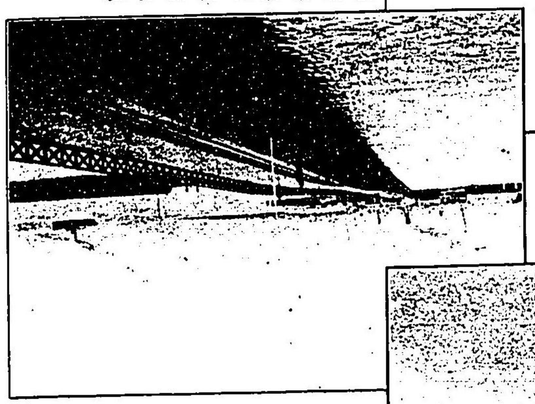

阿蘇の子宮盆地北投鞍馬日
牧場の風景

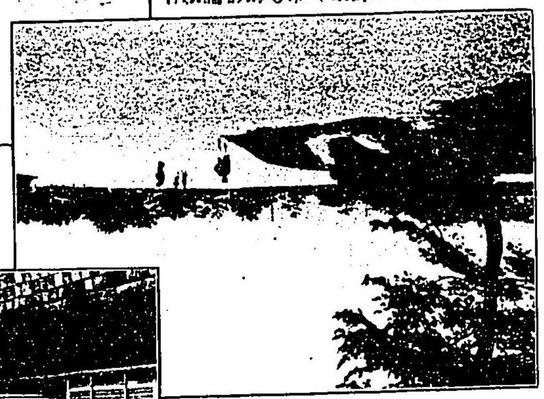

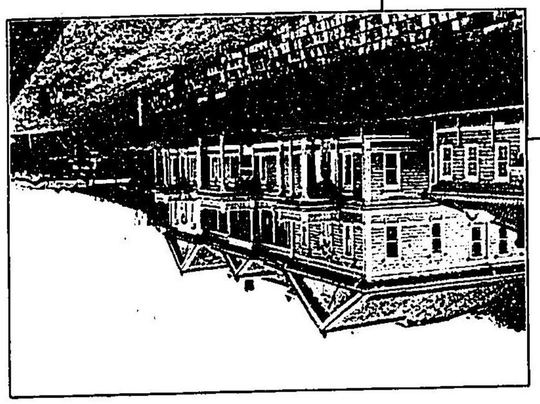

宮台公館岡

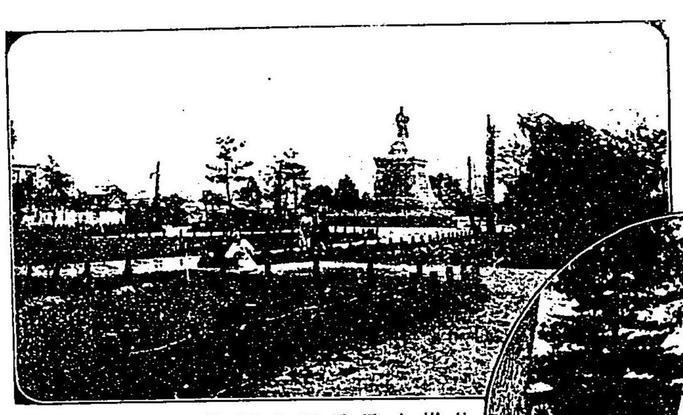

札幌大通黒田公銅像

札幌中島公園

小樽入船町橋上の汽車

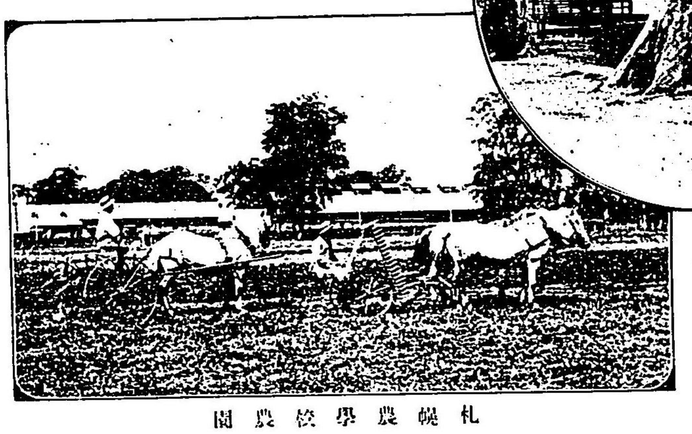

札幌農學校農園

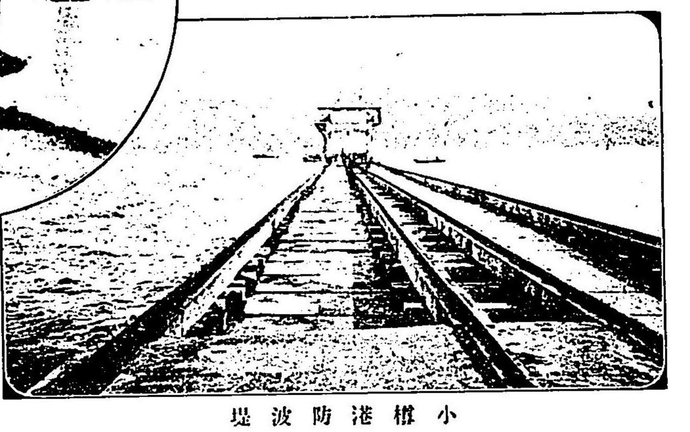

小樽港防波堤

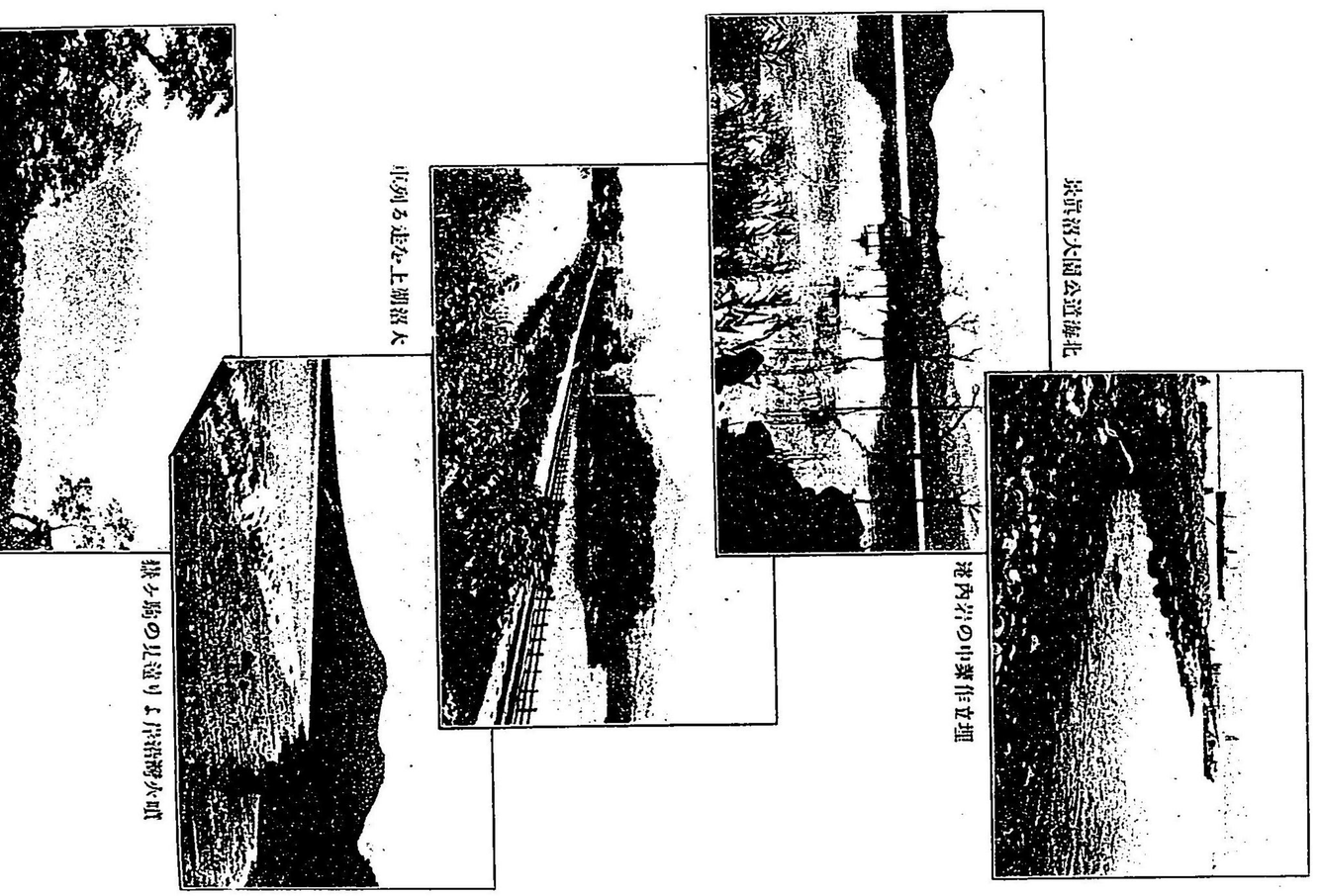

東京都公園公道海北

港内岩の中築作立場

室蘭港灣
追分節の根原昔時女禁制
神威岬忍路高島
石狩神居古譚の絶景
釧路燈臺
江別驛富士製紙場
旭川七師團の一部
北海道土人の正裝
膽振苫小牧に於ける王子製紙場

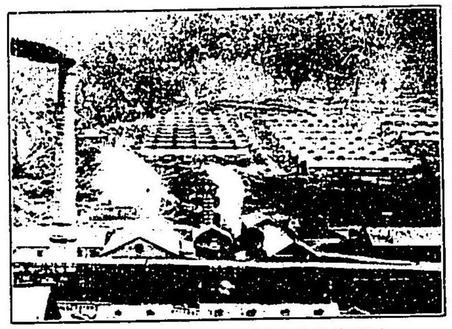

夕張炭山發電所より礦夫長屋を見る

積雪の旭川師團道路

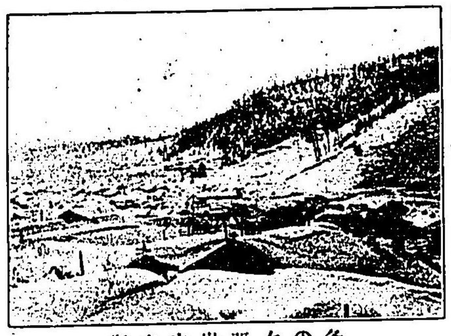

冬の夕張炭山市街

北海の長橋釧路幣舞橋

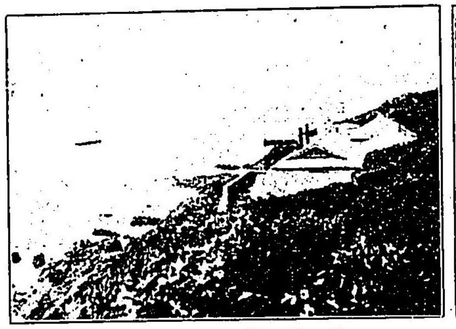

渡島汐首燈臺

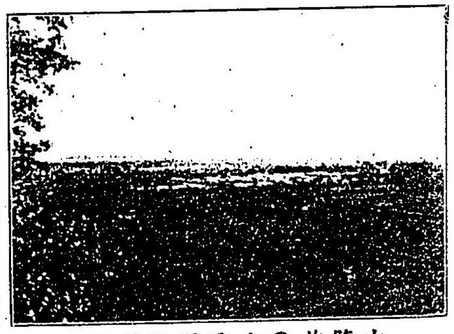

大陸的の十勝利別原野

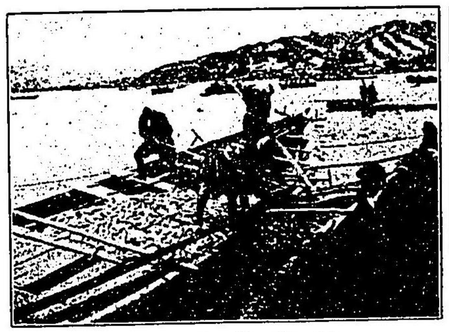

鰊魚漁捕運搬

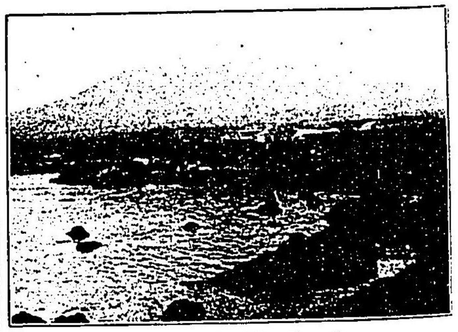

北見國利尻山

北海道內地各驛鐵道連絡貨物取扱

函館港每日出帆

㊀午前十二時　比羅夫丸

㊁午後十二時　田村丸

㊂每日臨時船　會下山丸

函館區停車場前

米林運送部

電話（八三一　一〇〇二）

同船場町郵船十二番地前

米林運送部荷扱所

電話（一一七五）

銀行爲替付
郵便取立爲替

貨物引換證發行

飛行機
文房具
書籍
雜筆墨紙
内外
書類
繪葉書
電話
一一二八番
未廣町十字街
文友堂
函館

生毛液「ピローゲン」

定價一瓶 金六十錢

ピローゲン發明の動機

毛髪脱落者の福音として、新に發明調劑せられたる生毛液ピローゲンは藥學界の耆宿藤本理氏が在來世に流布せる生毛劑の不完全なるを慨せらるゝ餘り、多年の研鑽によりて些の毒劇藥を加ふる事なくして全く生毛の實を擧げ得る一方劑の組織にして同氏が確固たる信念と自家の名譽を賭し本劑の有効なる責任を明にし證明せられたり

ピローゲン効能

本劑は上記の如く主として身體中毛を生ずべき部分に毛の無き者に塗抹して直に効驗を顯すは論を俟たず、譬へば鬚髯、腋毛、陰毛等の缺陷したる者、頭髪其他の生え際の薄き者を治し、鬼恬病及び惡疾より生ずる毛髪の禿脱、火傷、刀傷發泡の痕等苟くも毛の生ずべき所ならば必ず生毛せざる事なし、又本劑は薄き毛を濃密ならしめ併せて毛髪の脱落を防ぐを以て産後其他疾病等の爲め毛の脱ける部分に塗布して現實に効果あり

美顔料「オテロ」定價

大瓶壹圓 小瓶五拾錢

發明者は東京市衛生試驗所の橋本善之助氏にして婦人の美貌を維持せしむる方法につき多年苦心の結果空中微妙の翠線に觸れて、新に發明したる者なり

オテロの特効

皺を伸す 若き時は勿論、年老たる者にても、常にオテロを用ゐる時は、深刻なる皺も、寄る年浪の小皺も、次第に拭ひ去られて、見違へる斗りに若やぐべし、凡そ人の心懸は、之を未然に防ぐにあり、皺を伸すよりは寧ろ皺を防ぐを以て化粧法の極意とす、男女に限らず、容貌に注意するものは、オテロを用ゐざる可らず

色を白くす 色を白くすといふ藥に、色の白くなりたる例なし、弊堂の傭員なる一女子の如きは、オテロを塗りて皺を去り其効用に驚きたれども、色を白くすといふ點に至りては俄かに信ぜざりしが連日用ゐるに及びて漸く白皙となり、自分ながら見違へるやうになり、終に「怖いやうだ事」の感歎辭を禁ぜざらしむるに至れり

日に燒けるを防ぐ オテロは全く日に燒るを防ぐを以て、海水浴、沙干、野山の遊び等に出るには、前以て常にオテロを用ふべし、オテロが皮膚に浸徹する時には、決して日に燒ける憂ひなし

東京神田區旅籠町二丁目

發賣元 資芳堂藥舖

◎北海道總代理店

函館區末廣町九番地 電話（一〇八二番）

森回生堂藥舖

寫眞撮影

寫眞銅版製版

函館惠比須町七十七番地

池田寫眞館

（電話九十九番）

羅針盤の親玉

文房具一天張

東京篠崎製各インキ特約店

中外文具卸商

函館區地藏町

松邑文房堂

電話（一〇四二番）

激流に水草の生ずるなく

活動せる伊月の店に流行後れの品なし

函館末廣町三十五番地

伊月洋物店

電話（八八六番）

● 帽子
- 中山帽子
- 中折帽子
- 鳥打帽子
- 小供帽子
- 學生帽子

● メリヤス
- シャツ
- ヅボン下
- 手袋沓下
- シーツ
- タオル

● 洋服附屬品
- ワイシヤツ
- カラー
- ネツクタイ
- ヅボンツリ
- ボタン類

● 毛織物
- 白毛布
- 色毛布
- 膝掛
- 角卷

○流行ショール ○旅行用鞄 ○洋傘 ○化粧品類
○ハンカチーフ ○袋物類 ○紐類

函館寶町

村上旅館

寶町一番地（寶學校向ヒ）

電話五百十七番

室内清潔電鈴水道浴場等ノ設置アリ

停車場及ビ棧橋ヨリ僅カ四五丁以内ニ在リ

弊店の特色

㋹旅館は區の中央にありて控訴院、裁判所、支廳、警察署、諸官衙、八幡宮、招魂社、各寺院及函館公園地等へは五丁以内（各劇場へは一二丁以内）遊廓へは十二丁以内にありて何れを問ふとも最も便利なり

汽車、汽船、及鐵道馬車乗降に至極御便利、止宿の、輕便に宿泊料の低廉なる本道に冠たり乞ふ一宿を試みられ此言の僞ならざるを知られ度弊館主人の切に希望する處に候

御宿料

一泊　金四拾五錢

一食　金貳拾五錢

營業課目

和洋塗物

本堅地物　膳椀家具
建具函物　佛檀塗箔
金銀時繪　碁盤目盛
[illegible]邑[illegible]　木地呂物
[illegible]食器　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
美術漆器專門

函館區[illegible]町二十九番地

小山店

電話コ又八十

歐米各種時計

貴金屬製作品

双眼鏡　晴雨計

氣象及測量諸器械

販賣

函館區末廣町

渡邊合名會社支店

[illegible]時計店

電話一五二

滿十週年御禮

謹啓聖堂益々御清昌奉恭賀候扨弊店義開業以來日に隆盛を加へつゝ茲に十週年に相達し候事偏に御客樣の御引立による處深謝仕候此際諸事改良に改良仕り確實御便利を主とし御取扱申上候間倍奮の御愛顧願上候御賢知の如く弊館は市の中央にして行通の便も宜敷御商用等至極適當の位置に御座候御知友樣方へも宜敷御吹聽被下續々御來泊の程伏而奉懇願候　拜具

御旅館

巴館

東京市日本橋區
濱町一ノ十七
漆原まき
長電話浪花　二七七〇

營業品目

教科書類
內外圖書類
運動具類
樂器各種
文具一式
雜誌各種
繪葉書類

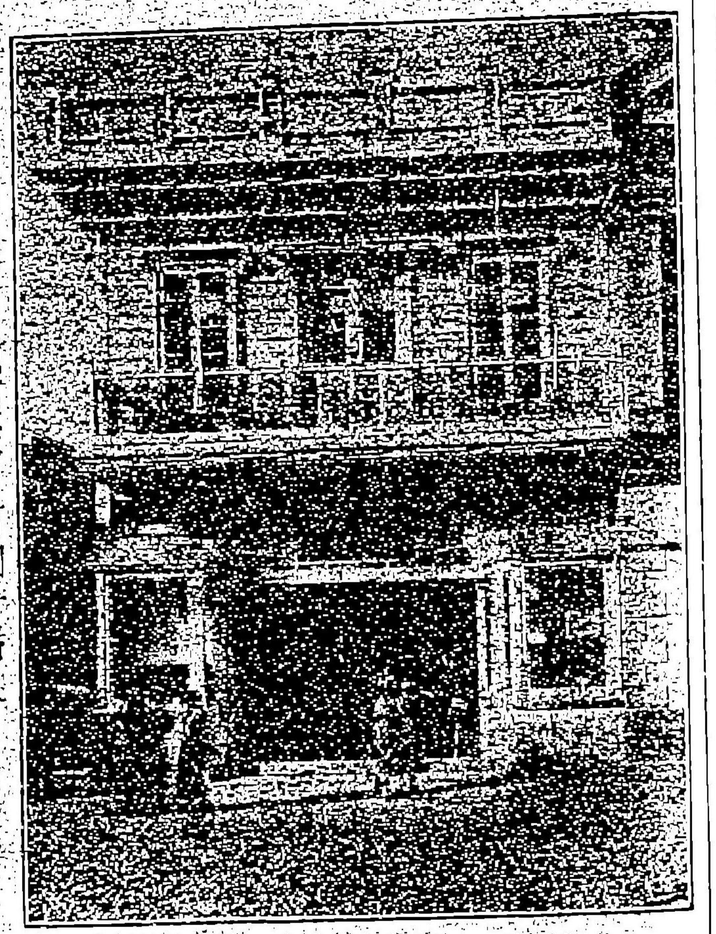

北海道函館區末廣町四十番地
渡邊合名會社支店
森一二堂
（電話番號七六〇）

最上醤油

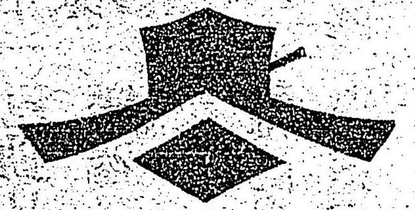

醸造元　茨城縣稻敷郡鳩崎村
上菱合資會社
振替東京一二八四五番

創業二百九十五年也
品質優秀他品ニ卓越ス
醸造高本邦屈指ノ一也
各博覽會最高賞牌受領

特約販賣
函館區相生町　千葉屋　**高柳全志郎**
函館區西濱町　**田畑辰次郎**

最上醤油

ヤマウ印

醸造元　千葉縣香取郡神崎町
高橋宇平
振替東京一四五七六番

發賣元
函館區西濱町　**田畑辰次郎**
函館區相生町　千葉屋　**高柳全志郎**

東京の三越へ御注文

遊ばさるは最も御便利でございませう。
東京にて流行せる呉服太物を始め日要品なにくれとなく御手紙にて御注文次第早速御届け申上げます。
「御注文の栞」は御一報次第早速進呈致します。

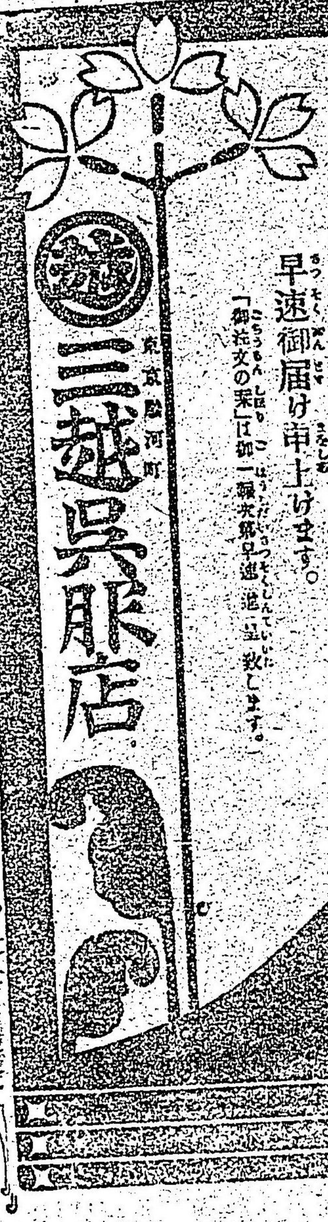

東京駿河町
三越呉服店

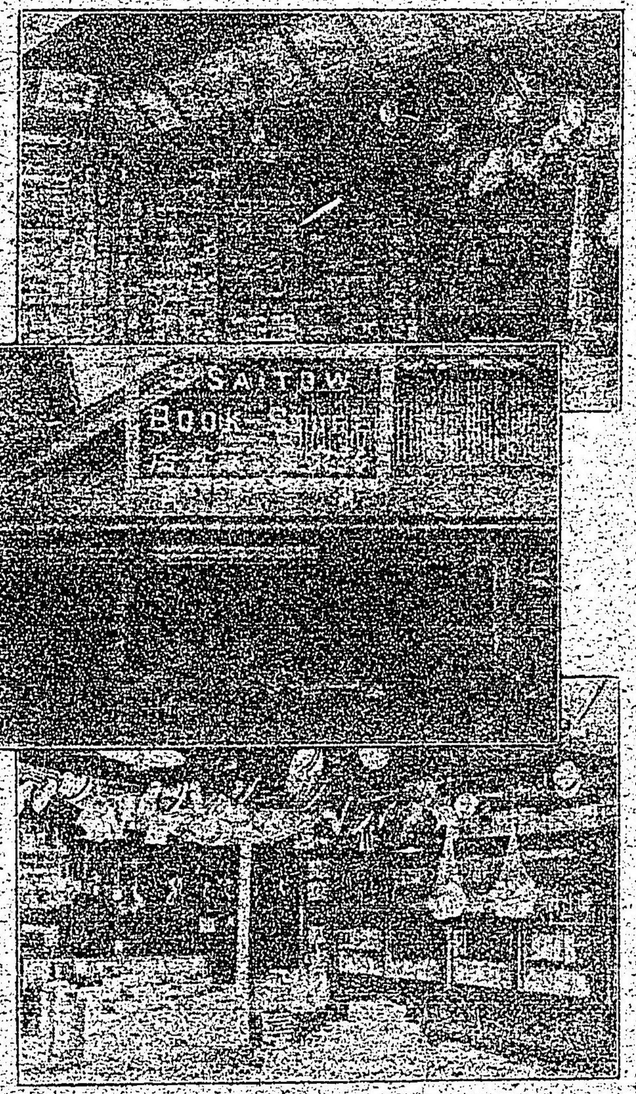

弘文堂書店

旭川町二條通八丁目　電話百五十一番

商標

函館區地藏町九番地

萬隆舍書店

（電話五八派替八七九六番）

營業品目

陸地測量部御發行地圖特約代理店
北海道圖書繪葉書發行
內外圖書雜誌特約大賣捌店
中外文房具和洋樂器運動具店
最新流行歐米諸雜貨販賣店
其他繪葉書印刷依賴ニ應ヲ人
物景色ハ出張撮影

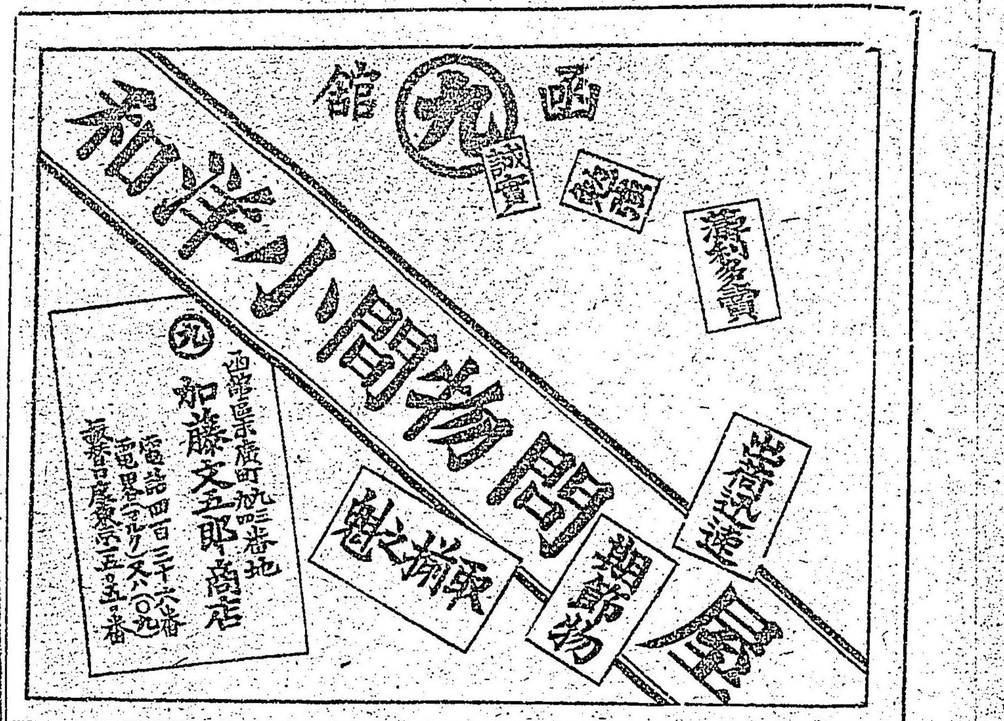

函館末廣町八番地

魁文舍書店

電話三四五番●振替口座東京壹四四參九番

●魁文舍は各學校用品の萬般御注文に應ず

（營業要目）

和洋紙小間物類
内外圖書一式販賣

博物標本理化器械
國定教科書特約販賣

運動具類種々
風琴其他西洋樂器

謄寫版特約販賣
内外文房具類一式

萬年筆製圖器類

●魁文舍は教授上最便益ある製品を販賣す

魁文舍は本道内最經驗ある教育品店なり

廣告

函館 九

誠實 勉強 薄利多賣

和洋小間物問屋

出荷迅速 期節物 取揃之魁

函館區末廣町九三番地
加藤文五郎商店
電話四百三十六番
電略（ヲルク）又八〇九
振替口座東京一五五番

銀行一般ノ業務精々御便利ニ取扱可申候

振替貯金東京一三〇四番
電話番號（三五〇六番）

株式會社 第三銀行函館支店

函館區東濱町十九番地

積立金參百貳拾五萬圓

資本金五百萬圓

綿糸漁網亞麻漁網
越後網水澤網各種
マニラ清麻ロープ各種
清麻野州麻金引類
配繩及網糸用岩糸
柿澁玉澁及エキス
棕梠繩類内外市皮
カツチ柏木皮粉澁
函館區末廣町
電信略號〔〇〕
電話三二五
百岡本漁網店

最近富之北海道

千葉稻城編纂

第一章　面積及沿革

一、面積　本州の北端一葦帶水の津輕海峽を隔てゝ飛行機の雄飛して朔北を壓するが如き地勢をなすもの、是れ實に我が北海道なりとす。地脈は直ちに樺太に連なり、東北は島嶼碁子を羅布して遙に東察加に至り、西北は邇く海を隔てゝ露領亞細亞に接す。故に我が漁家商賈の逐年彼の地に渡航して生業を營むもの多く、彼我の關係交渉益々繁忙を極むると共に、是れが策源地たる本道の拓殖開發は一日を紓ぶる事能はざる急に逼れり。本道の面積今や屬島を合せて六千一百餘方里にして、狹小なりと謂ふに非ざれども、大八洲の北邊に僻在し、山海茫漠加ふるに祁寒怒濤を以てす、故に近世江戸幕府の時に於てすら仍ほ松前氏に委附して深く

最近富之北海道

千葉稲城編纂

第一章　面積及沿革

一、面積　本州の北端一葦帯水の津輕海峽を隔てゝ飛行機の雄飛して朔北を壓するが如き地勢をなすもの、是れ實に我が北海道なりとす。地脈は直ちに樺太に連なり、東北は島嶼悉子を羅布して遙に東察加に至り、西北は遥く海を隔てゝ露領亞細亞に接す。故に我が漁家商賈の逐年彼の地に渡航して生業を營むもの多く、彼我の關係交渉益々繁忙を極むると共に、是れが策源地たる本道の拓殖開發は一日を緩ぶる事能はざる急に逼れり。本道の面積今や屬島を合せて六千一百餘方里にして、狹小なりと謂ふに非ざれども、大八洲の北邊に僻在し、山海荒漠加ふるに那寒怒濤を以てす、故に近世江戸幕府の時に於てすら仍ほ松前氏に委附して深く

問はず、松前氏亦山海の利を斂むるに汲々し、治道開拓等は顧るに遑なきもの丶如く、所謂楽地たりしこと久し。文化年中、露國人の來航するに及んで、始めて北門警備の聲高く、政治の經紀漸く緒に就けり。明治二年八月蝦夷を改めて北海道と稱し、分ちて渡島、後志、石狩、天鹽、北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千島の十一箇國八十七郡となす。之れより鋭意拓殖を力め、海には漁藻を收め、山には金炭を採り、農牧の民、商工の徒各地を相して占居し面目頓に改まる。明治六年には人口十七萬（內夷種一萬七千）田圃二千餘町歩に過ざりしが、明治四十三年には人口百六十萬田圃六十萬町に至る、以て其の激甚なる進境を知るに足るべし、今各國別に於ける面積を掲げんに。

國名	面積	郡區名
渡島國	二八四・一四	函館區　龜田郡、上磯郡、松前郡、檜山郡、茅部郡、爾志郡、
後志國	二九七・七六	小樽區　古宇郡、岩内郡、磯谷郡、歌棄郡、島牧郡、瀬棚郡、太櫓郡、久遠郡、奥尻郡

石狩國	九三・六一四	札幌區　石狩郡、札幌郡、夕張郡、
天鹽國	五六五・六三七	苫前郡、留萌郡、上川郡、中川郡、增毛郡、天鹽郡、
北見國	九五・三四	常呂郡、利尻郡、禮文郡、宗谷郡、枝幸郡、網走郡、斜里郡、紋別郡、
膽振國	四八・五八	幌別郡、千歲郡、有珠郡、山越郡、虻田郡、勇拂郡、白老郡、室蘭郡、
日高國	三三・〇八六	新冠郡、幌泉郡、浦河郡、沙流郡、三石郡、靜內郡、様似郡、
十勝國	六六・〇三六	十勝郡、河東郡、河西郡、上川郡、中川郡、廣尾郡、
釧路國	四五・九七二	川上郡、釧路郡、阿寒郡、厚岸郡、足寄郡、白糠郡、
根室國	二九・五四	花咲郡、根室郡、野付郡、目梨郡、標津郡、
千島國	一、〇三・四六〇	得撫郡、國後郡、振別郡、擇捉郡、蘂取郡、紗那郡、色丹郡、新知郡、占守郡、
合計	六、二五・一四二	三區　八十七郡

明治八年五月樺太を久留里諸島と交換せざりし以前は、樺太を北海道に管屬せし

め、十二箇國と稱せしも明治八年以後樺太を露國に歸せしめ、明治三十八年再び北樺太を領有せしも、今は政治上本道の管轄に屬せず。

二、創業時代。

北海道は何年代に人類の居住せしや、如何なる人種にして何處より渡來せしや諸說紛々として歸一せず、從つて本道の事蹟は比羅夫の東征を以て發端とせざるべからず。齊明天皇四年越國守阿倍比羅夫、舟師を率ゐて飽田、渟代の蝦夷を伐ち、渟代津輕の郡領を定め、渡島蝦夷を有間の濱に集め撫諭して歸る、五年比羅夫復た蝦夷を征し飽田、渟代蝦夷二百四十一人津輕蝦夷一百十二人膽振鉏蝦夷二十人を召し、酒食を賜ひ進んで肉入籠に至り後方羊蹄に郡領を定め、遂に肅愼を攻めて歸る、六年比羅夫舟師二百艘及び陸奥蝦夷を率ゐて肅愼を征し、進んで大河の側に到る、渡島蝦夷一千餘人河に臨んで屯營し呼で曰く肅愼船來つて將に我を殺さんとす願くは河を渡つて官軍に屬せんと比羅夫賊の船數及び伏所を問ふ、蝦夷具に之を指し、言ふ二十餘艘ありと、卽ち肅愼を喚ぶ、來り肯んぜず、比羅夫命じて綵帛兵鐵を海濱に置いて以て之に啗はしむ、肅愼意動き羽旗を擧げ船を發して來る、二老肅愼あり彩帛の處に至り單衫を取つて之を着け船に乘つて去り、俄

にして復來り、更らに單衫を脫し故衣を着けて去る、追うて之を呼ぶ、來らず其船弊路辨島（渡島の別島）に至つて和を乞ふ、比羅夫許さず、兵を發して之を攻む肅愼柵に據つて拒ぎ戰ふ官軍奮鬪して之を敗り大に俘虜を獲て還る。持統天皇十年越の渡島蝦夷伊奈理武志等に錦袍袴緋紺純斧等の物を賜ふ養老四年渡島津輕司從七位上諸君鞍男等六人を靺鞨國に遣り其風土を觀省せしむ。貞觀十七年出羽上言す渡島蝦夷亂を作し大に舟船を發し秋田飽海二郡の民を殺略ずと。元慶二年出羽俘囚の亂に津輕渡島の狄與らず。一條天皇の時蝦夷亂を作す、津輕の人安陪國東兵を率ゐ海を渡り伐つて之を定め酋長數名を獲て還る。文治五年藤原泰衡源頼朝と戰ひ大敗し將に夷狄島に出奔せんとす、途にして殺さる、當時其將士往々夷地に逃竄する者あり、其海を渡り島中に入るを以ての故に後人之を渡黨と云ふ。是時に當り國東の酋安陪貞任五世の孫安藤季信頼朝に屬して功あり、季信を以て津輕の守護となし後之をして蝦夷を管せしむ。文曆二年鎌倉兒徒を捕へて蝦夷に流す後世謂ふ所の諸館主は皆其族なり。南北朝の初安藤の族安東貞季代つて津輕を領す、正長元年貞季の孫教季（盛季にも作る）南部守行に逐はれ、嘉吉三年松前

に到り島氏を撫綏す是を下國氏となす。享徳三年武田信廣此地に來る長祿元年酋長胡奢魔允亂を作す、諸館主皆つて之を平ぐ信廣最も軍功あり上國の蠣崎季繁の女婿となり蠣を天河に築きて居り蠣崎氏を冒す。永正十年蝦夷亂れ下國氏亡ぶ。信廣の子光廣天河より松前に來り大館の體に入る。天正十八年豐臣氏東征の後光廣の曾孫慶廣欵を納れて內附す秀吉慶廣に命じて蝦夷及び松前を統轄せしむ(後世松前箱館に冠するに奥州の二字を以てす明治六年五月開拓使布告して之を禁ず然るに其由て來ること遠し說者云蓋慶廣欵を納れ內附する時に始ると。

三、幕府時代

慶長元年慶廣德川家康に見ゆ九年夷地を治る條令書を賜ふ。寛文九年志毘茶里の酋長沙具沙允亂を作す松前兵を遣して之を平ぐ。明和二年露西亞延延々始めて二羅處和名沒石利二島に至り三年擇捉に至り得撫島に留住す四年幕府吏を遣り蝦夷を巡視せしむ。安永七年露西亞迷的里霧多布に至り通信互市を乞ふ松前氏之を却く。寛政元年國後の魔迷喜里等亂を作す松前兵を遣り之を平ぐ。二年松前高橋寛光を唐太に遣り商館を建つる地を相せしむ西は孤灣突に至り東は知床に至つて還る。四年幕府最上常矩を遣り唐太に至らしむ西は

久春內に至り東は當沸に至つて還る。是歲露西亞蹇苦須滿漂客幸太夫等を護送して根室に至る。十一年正月東蝦夷浦河より知床に至る迄七年を限つて幕府假に之を措置す。享和二年遂に之を收めて政廳を箱館に撤め戶川安倫羽太正養を以て奉行と爲す。文化三年九月露西亞廣を陸奥梁川に移封し政廳を松前に遷し松前奉行を置き全島を總督す。是歲四月露西亞放支湧擇捉に寇す八年五月露西亞唐太に寇す四年又西蝦夷地を收め松前章に送る九年露西亞利格兒吐來つて兀老尹等を請ふ明年之れを許す。文政四年更に東西蝦夷地を松前章廣に付す。安政元年北亞米利加箱館港を開くを請ふ官乃ち竹內保德堀利熙に命じて箱館奉行と爲し箱館近傍の地を收む。二年二月復た東西蝦夷地を收め箱館奉行に隸し松前崇廣に邑を內地に賜ふ。六年六月箱館港を開き互市を許す是歲仙臺秋田津輕南部鶴岡若松の諸藩に采地を分ち兼て警衛を命ず。

四、明治時代

明治元年四月函館府を建て八月松前德廣厚澤部の館に新城を請ひ館藩と稱す。是月德川氏脫走の徒函館を侵す二年五月官軍之を平ぐ。六月

松前修廣を館藩知事と爲し、七月函館府を廢し改めて開拓使を置く。八月蝦夷を改めて北海道と稱し分て十一國八十六郡と爲し、省府藩士族寺院の支配を定め、十一月治所を札幌に經營す。三年二月開拓使を分ちて別に樺太開拓使を置き、五月黒田清隆開拓次官に任ず。四年六月札幌開拓使廳を開き、七月館藩を廢し、樺太開拓使を本使に併せ、諸縣並に華士族寺院等の支配地を免し皆本使に管す。九月館縣を廢し、其所轄福島、津輕、檜山、爾志四郡を青森縣に併す。五年九月全道を六部に分ち、札幌使廳を本廳と稱し函館根室、宗谷、浦河、樺太の五支廳を設け青森縣所轄四郡を開拓使に併せ、全道始めて本使の管轄に歸す。六年宗谷支廳を留萌に移し、留萌支廳と稱す。

七年五月浦河支廳を本廳に併す、八月黒田清隆開拓長官に任ず。八年三月留萌支廳を廢して本廳に併す。五月樺太を久里留諸島と交換す、十二月樺太土人石狩に移る者八百餘人。九年一月久里留諸島を千島國に屬し得撫、新知占守三郡を置く。七月天皇東巡し海を踰え函館に幸す、九月北海道大小區畫を廢し、更に郡區を置く、區二郡九十。十四年八月天皇巡幸小樽より札幌使廳に至り、九月千歲室蘭を經て函館に還御せらる。

十五年一月開拓使を廢し札幌函館根室三縣を置く。十九年一月三縣を廢して北海道廳を札幌に置き全道の施政開墾、授産の事務を總理す、十六支廳三區に分治したりしが明治四十三年三月一日小樽岩內、壽都の三支廳を廢して新に倶知安村に後志支廳を設けたるを以て現に十四支廳三區に分治す。

第二章　行政區畫

本道行政廳管轄の沿革は第一章に述ぶる所の如し現に一道廳を置き三區十四支廳の下に本道を分治す其の所管區域左の如し。

區支廳名	所轄國郡名
札幌區	石狩國　札幌區
函館區	渡島國　函館區
小樽區	後志國　小樽區

札幌支廳	石狩國	札幌郡、石狩郡、厚田郡、濱益郡
	膽振國	千歳郡
函館支廳	渡島國	龜田郡、上磯郡、茅部郡、松前郡
	膽振國	山越郡
檜山支廳	渡島國	檜山郡、爾志郡
	後志國	久遠郡、太櫓郡、瀬棚郡、奥尻郡
後志支廳	後志國	壽都郡、岩內郡、余市郡、古宇郡、美國郡、磯谷郡、島牧郡、歌棄郡、
	膽振國	小樽郡、忍路郡、高島郡、積丹郡、古平郡
		虻田郡ノ三村
空知支廳	石狩國	空知郡(宮良野ノ三村ヲ除ク)、夕張郡、樺戸郡、雨龍郡
上川支廳	石狩國	上川郡、空知郡ノ一部
	天鹽國	中川郡、上川郡
增毛支廳	天鹽國	增毛郡、留萌郡、苫前郡、天鹽郡
宗谷支廳	北見國	宗谷郡、利尻郡、禮文郡、枝幸郡
網走支廳	北見國	網走郡、紋別郡、常呂郡、斜里郡
室蘭支廳	膽振國	室蘭郡、有珠郡、虻田郡(三村ヲ除)、勇拂郡、白老郡、幌別郡

浦河支廳	日高國	浦河郡、三石郡、様似郡、幌泉郡、靜內郡、沙流郡、新冠郡
河西支廳	十勝國	河西郡、河東郡、十勝郡、中川郡、廣尾郡、上川郡
釧路支廳	釧路國	釧路郡、厚岸郡、白糠郡、阿寒郡、足寄郡、川上郡
根室支廳	根室國	根室郡、花咲郡、標津郡、目梨郡、野村郡
	千島國	國後郡、色丹郡、古守郡、紗那郡、蘂取郡、振別郡、擇捉郡、新知郡、
	得撫郡	

以下各區支廳に屬する町村名を列擧すべし村名の次に各大字名のみ掲ぐるは甚だ簡便なるが如しと雖も各小字名を索引する場合遺憾なきを保せざれば稍々繁雜の嫌あれども知れる限り網羅せるは讀者の便宜を慮りてなり。

(表中村名の上に黒點のあるは戸長役場所在地也)

札幌區

石狩國札幌郡に在りて明治五年九月始めて札幌と命名す。創成川の西大路(大通)を以て南北を劃し、南區は東西を大路と爲し之を縦と謂ひ南北を小路と爲し之を横と謂ふ。北區は南北を大路となし東西を小路と爲す各北海道國郡の名を以て呼びしが明治十四年現時の如くに改正し明治三十二年區制を實施

す。區役所は北四條西三丁目に在り明治四十一年十二月末の調査に依れば人口七萬七拾五人あり。

大通　自東一丁目至東四丁目　自西一丁目至四廿丁目　南一條　自東一丁目至東六丁目　自西一丁目至四九丁目　南二條　自東一丁目至東五丁目　自西一丁目至四九丁目　南三條　自東一丁目至東五丁目　自西一丁目至四九丁目　南四條　自東一丁目至東三丁目　自西一丁目至四九丁目　南五條　自東一丁目至東三丁目　自西一丁目至四二丁目　北二條　自東一丁目至東三丁目、自西一丁目至四二丁目（但東四丁目至東二十丁目ヲ缺ク）　北四條　自東一丁目至東三丁目　自西一丁目至四廿丁目　北五條　自東一丁目至東二丁目、自西一丁目至四二十丁目　北六條　自東一丁目至東三丁目　自西一丁目至四八丁目　北七條　自西一丁目至四七丁目　北八條　自東一丁目至東二丁目、自西一丁目至四五丁目　北九條　自西一丁目至四五丁目　北十條　自西一丁目至四九丁目　北十一條　自西一丁目至四五丁目　北十二條　自西一丁目至四五丁目　北十三條　自西一丁目至四五丁目　北十四條　自西一丁目至四九丁目　北十五條　自西一丁目至四五丁目

函館區　渡島國龜田郡に在り舊稱宇須岸と云ひしが文安年間河野加賀守の爰に築くや七重濱より望見せば其狀箱の如きを以て箱館と呼びたりとぞ享和二年幕府始めて箱館奉行所を置き東蝦夷の事を處理せしむ同四年廳を松前に移して松前奉行と改む。安政二年に至つて再び箱館奉行を置き、又廳を此に置く。同六年六月本港を以て互市場となし西洋諸國と通商す。元治元年廳を五稜廓中に移

す明治の新政に及び開拓支廳を元町の舊奉行邸に復し、十五年の函館縣廳三十二年の區制實施の當時區役所及支廳共此に在りしが其後區役所は豐川町に新築移轉せり明治四十一年十二月末の調査に依れば人口八萬七千二百九拾八人ありの。

富岡町　天神町　旅籠町　臺場町　小舟町　帆影町　曙町　壽町　青柳町　鯨潮町　辨天町　仲町　大町　仲濱町　末廣町　蓬萊町　汐止町　寶町　榮町　旭町　東雲町　西川町　東川町　大森町　後志國小樽郡に在り舊稱小樽内と云ふ小樽内とは元石狩境の川の名なり何時頃の創立なるや知るべからずといへど安政年間の開市なるべしと云ふ天明中には運上屋一軒番屋二軒鯡小屋五十一軒愛奴小屋三十九軒アットマリ

小樽區　鍛冶町　船見町　駒止町　臺町　山背泊町　元町　會所町　汐見町　相生町　住吉町　谷地頭町　春日町　西濱町　新濱町　幸町　大黒町　東濱町　地藏町　船場町　惠比須町　鶴岡町　若松町　晉羽町　高砂町　海岸町　豐川町　眞砂町　松風町　新川町　龜田村

(今の若竹町)の小屋若干を併せて纔に百戸未滿の一小漁村たりしとも傳ふれば安政以後の開拓なるべし明治五年小樽港と改稱す、同二十二年特別輸出港となり、同三十二年一般開港場となりて同時に區制を實施し區役所を花園町に設く明治四十一年十二月末の調査に依れば人口九萬一千二百八十一人あり。

若竹町　勝納町　潮見臺町　新富町　眞榮町　川原町　高砂町
土場町　芝居町　新地町　金曇町　龍德町　若松町　開運町
信香裏町　信香町　山上町　有幌町　量德町　住江町　柳町
永井町　花園町　山田町　曙町　入船町　港町　堺町
住初町　相生町　沙崎町　色內町　手宮町　手宮裡町　南濱町
北濱町　仲の町　京町　羽衣町　辨天町　稻穗町　高島村
奥澤村

札幌支廳は札幌區大通西三丁目に設けられ石狩國札幌、石狩、厚田、濱益及び膽振國千歲郡を管轄す其區劃左の如し。

一級町村			二級
石狩國			
札幌郡	豐平町	豐平。月寒。本通。同燒山通。同北通。月寒川西。平岸東浦。同本村。精進川。眞駒內。守波澤。平岸。月寒。常山溪。	
石狩郡 (人口九、〇〇七)	石狩町	町名 本。辨天。新。濱。仲。横。船場。親船。若生。八幡。 村名 向石狩。生振。樽川。花畔。	
石狩郡	當別村	青山。筑前。崩。田澤。	
厚田郡	厚田村	厚田。望來。聚富。嶺泊。古潭。押琴。小谷。安瀨。濃晝。別狩。	
濱益郡	濱益村	群別。知內。川下。柏木。寶田。茂生。雄冬。	
札幌郡	江別村	江別。	
石狩郡	篠津	對雁。大澤。向。天皇。熊の澤。	
札幌郡	札幌村	丘珠。雁來。苗穗。札幌。	
同	篠路村	茨戸。	
同	琴似村	發寒。篠路。琴似。圓山。	
同	手稻村	山口。輕川。下手稻。上手稻。	

町村	戸長役場
札幌郡	膽振國千歳郡●
漁岩村	惠庭村
山ノ鼻。	島松。漁。
同	同
白石村	千歳村
白石。上白石。	蘭越村
同	島柵舞村
長都村（以上四ケ村聯合）	
同	石狩郡●
廣島村	新篠津村
輪津。大曲。	

函館支廳

は函館區元町に在り渡島國六郡の內龜田、上磯、茅部、松前の四郡と膽振國山越郡とを管轄す、其區劃左の如し

一級	
渡島國	總社堂。生符。白川。愛宕。西館。博知石。唐津內澤。唐津內。新琵町。湯殿澤。
松前郡	小松前。大松前。松城。枝崎。中。袋。横町。藏町。中川原。川原。神明。馬形上。馬形中。馬形下。端立。東上。東中。東下。東新。沼川。宮向。傳治澤。山上。下及部。上及部。
福山町	
同	總社堂。生符。白川。
龜田郡	本郷。千代田。一本木。文月。市渡。
大野村	
同	福島。白符。
福島村	

町村	二級	
同	龜田郡	龜田。
茅部郡	同	鍛冶。神山。赤川。石川。桔梗。
森村	同	湯川村。鷲巢。深堀。龜尾。上湯ノ川。下湯ノ川。
宿野邊。尾白內。鷲ノ木。蛯谷。石倉。茅部。濁川。大沼端。笹谷。	同	錢龜澤村。根崎。石崎。志苔。錢龜澤。古川尻。
噴振國山越郡	同	戸井村。小安。原木。戸井。村中。釜石。
八雲村	同	尻岸內村。古武井。根田內。
山越內。遊樂部。黒岩。山崎。二股。野田生。沖平。瀨棚澗。藤治崎。シラリカ。	同	茂別村。蔓逸地。石別。
上磯郡	上磯郡	
上磯村	同	木古內村。木古內。札苅。泉澤。釜谷。
七飯村。大川。大中山。藤山。城山。峠下。軍川。鶴野。下久根別。荷山。古峠。無ノ澤。	同	知內村。知內。小谷石。
同	茅部郡	尾札部村。河汲。古部。
茅部郡		

村		戸長役場
茅部郡	臼尻村、熊泊村、大舟。磯谷。臼尻。	茅部郡●落部村
同	鹿部村　床呂。亀泊。	松前郡●上及部村　大澤村　荒谷村　炭燒澤村　（以上四村聯合）
同	砂原村　掛澗。砂原。	龜田郡●根法華村
噴火湾 山越郡	長萬部村　國縫。紋別。厳倉。幌内。美内。茫野。	松前郡●江良町村　原口村　清部村　（三村聯合）
松前郡	吉岡村　吉岡。禮髭。宮歌。	●根部田村　赤神村　札前村　茂草村　雨垂石村　（五村聯合）

檜山支廳

は江差町大字中歌町に在り渡島國檜山爾志二郡と後志國久遠、太櫓、瀬棚、奥尻の四郡を管轄す其區劃左の如し。

一級町村	二級町村	
檜山郡江差町	檜山郡	泊村。伏木戸。柳崎。鰊川。小黒部。田澤。馬追野。東新。北新。中新。川原新。岸原。詰木石。豐部内。九艘川。中歌。姥神。津花。濱茂尻。酒田。新地裏。新地。法華寺。上野。佐平治。彌陀堂。切石。影ノ町。澤茂尻。中茂尻。小平澤。碇町。寺小屋。五勝手村。
	同	厚澤部村　俄蟲。土橋。目名。赤沼。安野呂。館。鴉。
	同	上ノ國村　上ノ國。北。大留。木ノ子。汐吹。石崎。小砂子。
	爾志郡	乙部村　乙部。小茂内。突符。紋柱。三ツ谷。
	同	熊石村　熊石。相沼内。泊川。
久遠郡	久遠村　久遠。上古丹。太田。湯ノ尻。	
奥尻郡	奥尻村　釣懸。赤石。磯師。濱苗。	
太櫓郡	太櫓村　太櫓。古太櫓。貝瑠石。鵜泊。榮石。	
瀬棚郡	東瀬棚村　貝駒内。大谷地。背負越。菅谷地。	
同	利別村　三股。ピリカ新山。ピリカ恋山。	

瀬棚郡	瀬棚村 瀬棚。梅花都。中歌。虻羅。島歌。
戸長役場	久遠郡・長磯村 貝取澗村 平田内村 (三村聯合)

後志支廳 は膽振國虻田郡倶知安村に在り元と小樽、岩内、壽都三支廳にて管轄したりし區域を明治四十三年三月一日三支廳を廢して新に倶知安に後志支廳を開き從來三支廳管轄地の外に虻田郡眞狩、狩太の二村を室蘭支廳より分離して之れに屬せしめたるを以て現今十四支廳中に於て最も廣大なる地積と人口とを有せり其區劃は左の如し。

一級町

壽都郡	壽都町 六條町。岩崎。開進。渡島。新榮。大磯。矢追。
岩内郡	岩内町 御鉾内。鷹臺。橋。吹上。三島。堀江。稻穗崎。老古美村。
余市郡	余市町 濱中。澤。富澤。中。梅川。琴平。山碓。大川(以上町) 黑川村。山田村。春部村。沖村。
古平郡	古平町 濱。港。入船。丸山。新地(以上町) 群來村。沖村。澤江村。歌棄村。
美國郡	美國町 小泊。船澗。厚苔。幌武意。婦美。

二級村

磯谷郡	磯谷村 島古丹。横澗。能津登。北尻別。
島牧郡	西島牧村 千走。原歌。江泥邊。永豐。
同	東島牧村 本目。輕臼。歌島。
歌棄郡	歌棄市 有戸。潮路。種前。美谷。
磯谷郡	南尻別村 蘭越。大南部。昆布。逆川。目名。白井川。ユサンベツ。竹切澗。
壽都郡	黑松内村 歌才。來馬、重別、サルシベツ。
岩内郡	前田村 前田。梨野舞納。老古美。幌似。
同	發足村 發足。幌似。
同	島野村 敷島内。野束。
同	小澤村
古宇郡	神惠内村 神惠内。赤石。珊内。
同	泊村 興志内。盃。泊。茅沼。堀株。
余市郡	大江村 仁木。大江。山道。板小屋。然別。石坂。

町村		戸長役場
余市郡	赤井川村（カリカハ・ナカノ澤。大ホイシザハ・大石澤。）	濤郡●政泊村
小樽郡	朝里（アサリ・クマウスハリス・ヅハ・錢函。）	同　●湯別村　樽岸村（二村聯合）
忍路郡	蘆谷（シホヤ・忍路。モユナイ・桃内。ヲシマ・陽島。）	歌棄郡●熱乳村　作開村（二村聯合）
高島郡	高島（タカシマ・シュクツシ・祝津。）	
膽振國虻田郡	倶知安村（クッチャン・ニセコアン・キャンゴク・ナカメナ・シモメナ・京極。中目名。下目名。）	
同	眞狩村（マッカリ・カホナイ。眞狩。上目名。マツカリベツ・眞狩別。）	
後志國積丹郡	狩太村（カリブト・コンブ・昆布。ルベシベ。五十萬坪。）	
同	入舸村（イリカ・ヒッカサ・ノツカ・野塚。デサキ・出岬。）	
同	余別村（ヨベツ・余別。ニシカハ・西河。ライキシ・來岸。カワザキ・神崎。）	

空知支廳

は石狩國空知郡岩見澤町に在り石狩國中空知郡の大半と夕張、樺戸、雨龍四郡を管轄す其所屬町村左の如し。

二	一級町村	
空知郡	空知郡	岩見澤町（三重。ホロムイクシュンベツ・幌向幾春別。ホロムイフトマメ・幌向二股。オトヤ・御茶ノ水。ホロムイシガイト・幌向市街地。ホロムイフト・幌向太。サンガウセン・三號線。ゲル・ナカヤマ・ヒガシカハ・ムカヒ・東川向。タイシワン・サンゴウサハ・大願。三號澤。フモン・芾野。ツヽイ・筒井。モトヤ・元谷。）
同	同	砂川村（スナガハ・砂川。ナヰエ・奈井江。シモアルヒラ・下赤平。）
	同	滝川町（タキカハ）
	同	栗澤村（クリサハ・栗澤。マンジダンザン・萬字炭山。）
	同	沼貝村（ヌマカヒ・沼貝。イチキシリ・市來知。ホンブ・本部。チャシナイ・茶志内。ビバイ・美唄。）
	夕張郡	角田村（カクダ・角田。サクベツ・作別。イタイベツ・伊達別。）
	同	長沼村（ナガヌマ・長沼。ウマオヒ・馬追。白北十二號。クリヤマ・栗山。ユアサ・湯淺。）
	樺戸郡	新十津川村（シントツカハ・新十津川。バンノサハ・盤ノ澤。カミシヨリベツ・上尾白利加。トクトミ・徳富。ワカシベツ・和歌遊別。）
	雨龍郡	深川村（フカガハ）
空知郡	三笠村（カサヽ・市來知。イチキシリ・幾春別。イクシュンベツ・幌内。ホロナイ。）	
同	歌志内村（ウタシナイ・上平岸。カミヒラギシ・上幌倉。カミホロクラ・中赤平。ナカアカヒラ・奈井江ノ澤。シモホロクラ・下幌倉。ナヰエサハ）	

町村級		月長役場
同	空知郡蘆別村蘆別。シリキシナマナイ。	同
同	江部乙村	空知郡●北村。砂濱。梅田。中小屋。
同	幌向村	雨龍郡●北龍村北龍。大島。中島。三谷。阿蘇。
同	音江別村音江。廣瀬。芳賀。田中。	雨龍郡●雨龍村惠岱別。川添。川向。
同	夕張郡由仁村由仁。川端。東三河。	
同	登別村登別。二股。峠下。沼ノ澤。紅葉山。楓。清水澤。眞谷地。	
同	樺戸郡月形村	
同	浦臼村	
雨龍郡	一己村納内。兵村。一己兵村。多度志。	
同	秩父別村	

上川支廳

は石狩國上川郡旭川町に在り石狩國上川、空知郡の一部と天鹽國中川郡とを管轄す。

町村級		二級町
一級町村	上川郡旭川町。旭川町。近文。	上川郡東川村
同	同	同永山村永山。中島。
同	東旭川村。東旭川。佐伯牧。當麻。	同比布村比布。西ヨツコシナイ。東ヨツコシナイ。
同		同當麻村
		天鹽國上川郡多寄村上多寄。下多寄。風連。
		石狩國同愛別村
		天鹽國上川郡士別村上士別。イパンマップ。區劃地至卅線
		同劍淵村和寒。ペホツペ。佐賀。長野。

村	戸長役場
天鹽國 上川郡 上名寄村 上名寄。然別。サンルベシユベ。ベンチリ。	空知郡 ●上富良野村 上富良野。ナヱイ。中富良野。東九線。
石狩國 上川郡 神樂村 神居村（組合）	同 ●下富良野村 下富良野。山部。
	同 ●南富良野村（外ニ勇拂郡占冠村ヲ含ム）南富良野。狩勝。串内。金山。ベンケヤウラ。
	上川郡 ●美瑛村 美瑛。ベベツプト。旭。
	天鹽國 中川郡 ●下名寄村 中川（組合） 智惠文。咲來。

増毛支廳 は天鹽國増毛郡増毛町大字永壽町に在り天鹽國の中増毛留萠苫前、天鹽の四郡を管轄す其町村區劃左の如し。

一級町
増毛郡 増毛町（辨天。稻葉。永壽。畠中。畠中裏。畧寒、畧寒裏。野塚。七源（以上町）畧寒澤村。別苅村。岩尾村。増毛村。舍熊村。阿分村。）
留萠郡 留萠町 留萠。三泊。禮受。本村。峠下。

村	二級町村	戸長役場
苫前郡 羽幌村	留萠郡 鬼鹿村 鬼鹿。天登雁。	天鹽郡 ●天鹽村 幌延村 沙流村。
	苫前郡 苫前村 苫前。力晝。	同 ●遠別村 遠別。更岸。オタコシベツ。
	同 燒尻村	
	同 天賣村	
	同 初山別村	

宗谷支廳 は北見國宗谷郡稚内町に在り北見國の内宗谷、利尻、禮文、枝幸の四郡を管轄す。

一級町村
宗谷郡 稚内町 稚内。拔海。聲問。

二級町村	
利尻郡	鬼脇村（オニワキ）　鬼脇。石崎。（オニワキ イシサキ）
同	鴛泊村（オシトマリ）　鴛泊。本泊。（オシトマリ ホントマリ）
同	仙法志村（センパフシ）
同	沓形村（クツガタ）
禮文郡	船泊村（フナトマリ）　船泊。神崎。（フナトマリ カンザキ）
同	香深村（カブカ）　香深。尺忍。（カブカ シヤクニン）
宗谷郡	宗谷村（ソウヤ）　泊内。增幌。山輕。利矢古丹。猿沸。（トマリナイ マスホロ ヤマガル リヤコタン サルフツ）
枝幸郡	枝幸村（エサシ）　頓別。歌登。禮文。（トンベツ ウタノボリ レブン）

網走支廳は北見國網走郡網走町大字北見町に在り北見國の中網走、紋別、常呂、斜里の四郡を管轄す。

二	
網走郡	網走町（アバシリ）　北見町。網走村。勇仁村。新栗履村。娜寄村。濤沸村。前寄村。（ヤヤニ ニクリバケ ナヨロ トウフツ モヨロ）
	熊取村（クマトリ）　藻琴村（モコト）（組合）

級町村	
紋別郡	紋別村（モンベツ）　藻鼈（モベツ）（組合）
同	諸滑村（シヨコツ）
同	湧別村（イウベツ）　學田。鷲ノ巣。金山。白瀧。瀧ノ上。瀧ノ下。（ガクデン ワシス カナヤマ シラタキ タキヤヘ タキシタ）
常呂郡	野付牛村（ノツケウシ）　生顏常。（モイコツネ）

戸長役場	
紋別郡	●雄武村（ヲブ）　澤木村（サハキ）　木幌内村（キホロナイ）（組合）
斜酒郡	●斜里村（シヤリ）　蒼瑁村（アヂミマイ）　止別村（ヤンベツ）　朱圓村（シユマトカリ）　遠音別村（オンネベツ）（五村組合）
網走郡	●活汲村（カツクミ）　杵端邊村（キネタンベ）　美幌村（ヒホロ）　古梅村（フレメ）　達媚村（タツコブ）　飜木禽村（ポンキヒン）（六ヶ村組合）
常呂郡	●常呂村（トコロ）　少牛村（チエウシ）　鐺沸村（タウブツ）　太茶苗村（フトナヤンナイ）　手師學村（テシマナイ）（五村組合）
紋別郡	●興部村（オコシベ）　瑠橡（ルコナ）　沙留村（サル）（三村組合）

室蘭支廳は膽振國室蘭郡室蘭町に在り膽振國八郡中山越郡は函館支廳に千歳郡は札幌支廳に分割せられ殘り六郡を管轄すれど虻田郡の如きは倶知安、眞狩、狩太の三村を後志支廳に併せられて其一分たるに過ぎず其行政區域は左の如し。

一級町村	二級町村	戸長役場
室蘭郡	虻田郡	室蘭郡
有珠郡	虻田郡	勇拂郡
室蘭町	虻田村	白老郡
伊達村	辨邊村	有珠郡
札幌通。西小町。澤。幕西。常磐。濱。本。千歳。海岸(以上町) 給柄村。	向洞爺。西洞爺。ポロモリ。庄司。カナヤマ。	幌別郡
西紋鼈。有珠。稀府。東紋鼈。長流。黄金蘂。	虻田。辨邊。禮文。靜苅。濱中。	鷲別村
	苫小牧村	輪西村
	苫小牧。勇沸。樽前。植苗。覺生。錦多峯。小絲魚。	鵡川村
	安平村	厚眞村
	安平。追分。シアビラ。アツケシンベ。五哩。	厚眞。西志文。柏山。ニナルカ。澤向。
	厚眞村	元室蘭村
	千舞鼈村 (組合)	井目戸村
	萠別村	邊富内村。(組合)
	生鼈村	敷生村
	似灣村	白老村 (組合)
	累標村。	ソーケンシュチマベツ。留壽郡。
		幌別村
		登別村 (組合)

浦河支廳は日高國浦河町に在りて管轄區域左の如し。

二級町村	戸長役場
浦河郡	新冠郡
浦河町	葉朽村
三石郡	姉去村
三石村	平取村
樣似郡	幌去村
樣似村	貫氣別村
幌泉郡	沙流郡
幌泉村	受乞村
靜内郡	萬揃村
靜内村	紫雲古津村
沙流郡	荷菜村
門別村	荷菜摘村 (以上組合)
荻伏村	元神部村
西舍村	泊津村
杵臼村 (組合)	高江村
向別。後柄。非寒臺。	去童村
姉茶。野深。後邊戸。幌別。	滑、若村 (以上組合)
姨布。邊訪。幌毛。鳧舞。本桐。歌笛。	二風谷村
鵜苫。平鵜。冬島。二七。岡田。幌滿。誓内。	荷負村
油駒。小越。庶野。猿留。近呼。笛舞。歌露。歌別。	長知内村
下々方。中下方。上下方。目名。遠佛。幕別。市父。農家。碧蘂。有良。婦鼈。	
佐妻。椚別。春立。音江。遠別。	
佐瑠太。富仁家。平賀。波恵。慶能舞。賀帳。門別。厚別。菜眞。	

河西支廳

は十勝國帶廣村に在りて管轄區域は左の如し。

戸長役場	二級町村	
上川郡	●人舞村	屈足村（組合）
中川郡	●本別村	嫌侶村 負箙村 幌蓋村 勇足村 押帶村（組合）
廣尾郡	茂寄村	歷舟。大樹。當縁。
同	幕別村	咤別。白人。別奴。止若。
同	中川郡	豐頃村 豐頃。安骨。
同	同	渕寒村 渕寒。蝶多。十弗。樣舞。蓋牛。信取。蓋派。居邊。
十勝郡	大津村	大津。長白。籠奴。旅來。十勝。當縁。
同	生剛村	生剛。愛牛。
河東郡	音更村	音更。然別。東土狩。渕寒。蝶多。
河西郡	芽室村	芽室。美生。羽帶。美蔓、西土狩。
河規郡	帶廣町	下帶廣。荊苞。
一町四ヶ村組合	上帶廣村	賣買村（戸蔦。賣買。鵡拔。追別。）伏古村 幸震村

釧路支廳

は釧路國釧路町大字眞砂町に在りて釧路國六郡を管轄す。

戸長役場	二級町村	一級町村	
白糠郡	●白糠村	鹿路村	尺別村（組合）
阿寒郡	●舌辛村	徹別村	蘇牛村 飽別村（組合）
足寄郡	●陸前村	足寄村	利別村 螺灣村（組合）
釧路郡	●鳥取村		
同	●昆布森村	跡永賀村	仙鳳趾村（組合）
川上郡	●熊牛村	塘路村	虹別村（組合）
同	弟子屈村	屈斜路村（組合）	
厚岸郡	●太田村		
	厚岸郡	濱中村	榊。霧多布。後浜。濱中。散布。琵琶瀬。
	釧路郡	釧路町	米。眞砂。浦見。幣舞。洲崎。入舟（以上町）釧路村。桂恋村。
	厚岸郡	厚岸町（潤月。松葉町。梅香町。若竹町。奔渡村。苫多村。眞龍村。別寒邊牛村。床潭村。未廣村。瑠璃瀧村。）	

根室支廳は根室國根室町大字常磐町に在りて根室及び千島諸國を統轄す其行政區域を定むること左の如し。

一級町村	二級町村	戸長		
根室郡	根室郡	紗那郡	組合	留別村
		振別郡		振別村
		擇捉郡		內保村
		紗那郡		紗那村
		藥取郡		藥取村
		日梨郡		植別村
		國後郡		留夜別村
根室町	和田村	和田村		老門村
				丹根萠村
				有萠村
				乙今牛村
				大瀧村
				別飛村

本。花咲。梅枝。綠。常磐。彌生。有磯。光和。松枝。清隆。千鳥。彌榮。平內。琴平。定基。鳴海。松本。辨天。汐見。根室村。

役場			
同	泊村	東沸村	米戸賀村
			秩苅別村
色丹郡	斜古丹村		
占守郡	占守村		
野付郡	別海村	平糸村	野付村
根室郡	西別村	走古潭村	厚別村
花咲郡	齒舞村	友知村	沖根婦村
			語瑶瑁村
			沖根邊村
			婦羅理村
標津郡	標津村	伊茶仁村	
目梨郡	忠類村	薫別村	崎無異村
野付郡	茶志骨村		

第三章　名所及古蹟

北海道十一州の名所古蹟は未だ汎く世間に傳稱せられざれども天然の美と人工の美とは決して他に劣ることなく殊に年所悠しき愛奴の遺跡と本道に渡來した

る諸豪族の城趾古戰場とは以て後世に傳ふべきもの鮮からず、今其主要なるものを國別に列記して散策探勝の便に供せん。

渡島國

▲箱館●●●址●　舊名宇須岸といふ、今元町の函館支廳所在地なり享祿年間河野加賀左衞門、加賀國江沼郡竹原鄕より渡海し來りて此に壘を築く東西三十五間、南北二十八間七重濱より之を望めば其狀箱の如し故に箱館と名くといふ。加賀左衞門の男、加賀守政道の時に至り、蝦夷蜂起の事ありて政通毒箭を受け遂に落命す享和年中まで龜田村より函館に至る路傍に一本木と稱する柏の大樹ありしが、此は政通の墓なりと傳ふ。政通の男季通蝦夷に攻められ自殺するに及んで家衰へ、館も亦潰廢す。其後慶長十八年奥州岩井郡白鳥村の社家白鳥孫三郎此地に來りしを松前家招ぎて臣下となし龜田村に番所を建て近鄕を守らしむ。後延享四年四月此番所を箱館古壘の內に移し造營して龜田番所と號す、寬政享和の頃より商估を吸收して遂に今日の盛繁を極むるに至る。

▲五稜郭●●●　幕府の時安政二年函館奉行竹內保徳、堀利熙等築く、諸術教授武田斐三郎經營し、三年大に土工を起し元治元年に至つて成る、六月函館奉行小出秀實移つて此に居る。土壘花菱形を成し周圍濠あり、龜田川を引いて之を注ぐ、三門あり西南を以て追手門と爲し門外三角土壘を設け、內外を濠遮し、小濠を鑿ち、兩端大濠に通ず郭中縱橫水道を通じ以て飲食に供す。周圍約千九百間高約一丈五尺直徑約百八十間濠外東西南の三面に壘あり。明治元年五月函館奉行杉浦誠、廓を官軍に致し、是月裁判所を置く。十月徳川脫走の徒陷して此に據る、明年五月事平ぐの後廳を函館に開き舊裁判所を廢して空廓を存す。今時濠地に凍氷を伐る者あり、又重砲兵大隊の屯營地なり。

▲函館●●公園　函館の南端は谷地頭にして舊尻澤邊といふ、其北端は函館公園にして明治七年の開創に係る面積一萬四千六百餘坪あり。明治十一年園內に博物館設置せられ、本道海陸產物及び製造品を蒐集陳列す。公園の北隣汐見町に戊辰己巳役の官軍招魂祠あり、臥牛山腹に建てられし慕軍碧血記念の標碑と共に行客の淚を催さしむ。

▲七面山　臥牛山の中腹港内に面したる方面に在り其頂上に一碑石あり經石と稱す其昔日蓮上人の高弟日持上人滿洲布教の大願を起し、鎌倉を出でゝ遙に蝦夷島根に渡り、此山に登りて遠く西北利亞地方を望み結縁の爲め一大石に南無妙法蓮華經の七字の題目を彫りたるものなりといふ、去れど今は要塞砲兵の屯するを以て七面山以上に登ること能はず。

▲函館水道　明治二十一年より起工し三年の後竣功したるものなり、水源地は區外東方約二里の赤川の清流にして同水道配水池に高低の兩區あり兩區の給水額は人口十五萬に對し一日の消費量二百四萬ガロンに當ると云ふ毎戸に引用するを得べく其外路傍處々に用栓を設けて公衆の隨意に使用するを許す。

▲湯川溫泉　明治十二年殖巢上湯川二村を併せて上湯川村と爲し、深堀下湯川二村を併せて下湯川村と稱せしが今は龜尾村をも合して湯川村と稱す。下湯川は函館の東一里半松倉川の右岸に位し溫泉あり、泉質は硫化水素にして溫度九十五度無色透明にして味稍苦澁なり。北方丘陵を負ひ、南方海に面し、大氣清朗、眺望空濶地保養に適し四時の遊客絶ゆることなし函館より鐵道馬車の便あり。

▲石崎妙應寺　錢龜澤村大字石崎に在り日蓮宗の寺院にして函館實行寺に屬す。初め經石庵と號せしを明治十二年今の稱に改めたり。山號を日持山といふ日蓮大士の高弟日持が異國巡行の時此を經由したり。又長祿元年蝦夷蜂起して石崎館を襲ひ館主小林良景敗亡したる所なりと。

▲軍川戰地　龜田郡七重村に在り、往昔下國安東氏の臣城山の館主相原周防守政胤戰死の處なりと傳ふ。寛德三年相原政胤は安東太定季渡海の時、臼岸の河野氏と共に渡來し後蝦夷亂を起し政胤敗走して遂に自刄す。

●大沼小沼　軍川の西境にある大沼は南方なる小沼と水相通じて周回八里餘の大湖を成し宛も瓢の如く地頸をセバットと云ふ。中に百四十餘の島嶼三十二の灣あり、就中地獄灣、蓬萊巖、鞍掛巖等最名あり。湖の東北隅には駒ヶ嶽白煙を帶び雲外に聳え更に美觀を倍す鐵道開通してより觀光の客常に絡繹たり。湖水の溢流するを折戸川とす川に沿うて進むこと數丁、一巖崖の巖下にあり壁頂一瀑直下すること丈餘、巖角に激して白沫飛散雨の如く霰の如く奇岩怪石其間に出沒し雜樹徊匝して深潭に流むの狀は盛夏尚ほ戰慄栗を生ぜしむ是れ即ち留の瀧にし

て瀧の上下には鳳の湯、龜の湯、留の湯等ありて名を知らる。大沼の附近に蕈菜沼といふあり周回凡そ一里湖中幾多の島嶼羅列して風景頗る好く蕈菜の產を以て名あり長三州の詩に曰く。

駒峰秋風雨餘多　征客留連不易過
忽喚蒪香感羇旅　鯉魚風動半湖波

▲駒ケ嶽　砂原嶽又は內浦嶽ともいふ、鹿部村の西、宿野邊の北東、砂原村の南に在り所謂膽振火山脈に屬する活火山にして高約一千百米突。嘗て寛永十七年噴火し安政三年復噴火せり、形容甚だ雄麗なり。頂の陷沒部は往時の噴火口にして今猶ほ微煙を吐く此山は膽振灣口を認識する好目標にして此地方にては砂原嶽と稱す。

▲山越關址　今八雲村大字山越內にあり、往古の本名はパロシベウシとて關柵を結びし時用ひし木の切株多きを以て號すといふ。安政中には土人八十四軒三百七十四人ありて場所中に散在す、爰にて出入の者を改む、毎日鷄鳴より關柵の前旅人群をなせり、何れも此處にて切手を改む。正月中より二月中頃迄は一日の人別一萬に滿ることありしと以て其繁榮を知るべきなり。

▲國縫の戰場　君縫とも書くクンネナイの訛なり、往古フリカムイ飛び來り、天色爲めに暗し故に暗川の義を有するクンネナイを以て名くといふ。今長萬部村の一部たり。此處に鐵道停車場あり、又近傍に沙金採取遺跡あり。寛文年中沙具奢允亂を起して染退に我が坑夫商賈を殺し勢に乘じて國縫に襲ひ來る、松前氏の臣佐藤權左衞門國縫川を隔てゝ防ぎ戰ひ奇計を以て之を破り追擊して染退に至り之を鏖殺す。

▲下國館址　今の茂邊地の一名にも呼ばるゝは下國氏の此に居りたればなり、而も渡黨拓地の古を想へば松前より內浦までの東南海岸は下國安東氏之を占有したる如し即ち江差沿岸の上の國に對して此の名を呼ぶ。今の松前上磯龜田三郡に渉るとも謂ふべし。下國安東氏は蝦夷管領の宗家たるを以て松前に居館すされば下國の城邑は松前に係ぐべし、而も上國の蠣崎氏が安東氏に代つて民夷を制御せる頃より茂邊地に下國安東氏の遺裔某を置き家老に列せしめて近世に至る。故に長祿以降の下國館は茂邊地に當り康正以前の下國大館は松前ならんと

云ふものあり。

▲矢越岬　津輕海峽の中央に突出する岩山にして今上磯、松前二郡の分境を爲す。岬端絕壁を成し山の高九百尺脈直に奥の丸山より岩部山に連る。是より西、福山に至るまでは、海岸極めて嶮險人馬僅に通ず沿海は水深く航行の危險なし。傳へ言ふ往昔妖神ありて海路通せず、源義經の來るや一箭を射以て航路を開きたり因て今に至るも往來の者岬に向つて矢を放つ云々。

▲白神岬　北海道の最南端にして津輕の龍飛崎と相對向す、高五百八十六呎、此岬の兩側約一浬の海岸は數多の岩石散布し且岬邊潮流強きを以て船舶は四鏈以外の地を航するを可とす、今燈臺の設ありて航行危險の虞なし、土俗白神と稱して偶像を崇む蓋し犬神の類ならん。

▲福山城址　慶長五年松前慶廣福山に館を築く當時之を陣屋と稱す。寬永十四年火災に罹り十六年松前公廣重修す、東西九十三間南北百二十六間正南正東西北三門を開き正南を以て追手門と爲す。壕西北に繞る者長六十間東に在るもの長二十間共に廣十間に滿たず雉堞南北共に箭眼を穿つ、文化四年松前章廣梁川に徙り松前奉行此に據る。文政四年松前氏舊領に復して還り居る。嘉永二年松前崇廣幕府の命を奉じ新城を此に築く安政元年成る。本城廣袤八千五百坪、二城四千七百坪三城四千四百坪總廓南北百五十二間、東西百二十八間地積二萬坪明治元年德川氏脫走の徒來り攻む自ら外廓を燒いて退き明年事平ぎて還居る。四年七月藩を廢し城を青森縣に致す。後毀ちて民居となり今の福山町大字松城町是れなり舊址に松城小學校あり又松前神社を建てゝ藩祖を廟祀す。樓閣今尙ほ殘存す。

▲上國館址　江差町の南一里にして上國村あり古城凡三あり一を勝山といひ河南の北澤に在り其傍を和喜城といふ是れ二なり、三を洲崎といひ河北に在り。傳へ言ふ上國は秋田檜山の安東氏の草創に係る下國は津輕安東氏の開創にして此二館主の部屬は截然二派に分かれ各本支の分を守りたり。此邊一帶を檜山といふは山中檜多きより取りしといふ説あれど秋田檜山の館主が關創したるより名を取りしが如し年々記といへる書に「河北の檜山の郡司舜廣是江指の城主なり」とありて河北は阿北の誤説ならんと。勝山は北澤館ともいひ天野川の南岸にし

て夷王山の麓なり長祿年中安東氏已に衰へ蠣崎修理太夫季繁之に居り武田信廣來りて季繁に據る夷亂の時東西の諸城皆陷る獨り花澤と茂邊地は僅に保守するを得たり信廣勇戰夷寇を平げ季繁の女婿となり蠣崎氏を冒して遂に建國の基を開く。和喜城は上國河南に在り、慶廣の時酒井伊兵衛廣種の父七之助此地の城代たり或は南條越中城代たることあり。

▲姥神々社　江差の崇祠にして漁家の信仰篤し由來詳ならず。或は曰ふ上世江差の海濱に老人夫婦化生す、而も食糧乏し、姥、夢に一棹を得、天神告げて曰く以て海に探らば魚を得んと覺めて後棹を海中に投じ鰊の群來に遭ふ、後人因りて老媼を祝祭して大漁を祈り姥神といふ老翁は之に配せられて夷三郎殿といはる。

▲鷗島　江差港津花崎の前に在りて其間に海峽を作り爲に船舶碇繫の便を得長十町幅二町半。周圍皆岩岸にして其中央部は低頭地を成すを以て二島の觀を呈す燈臺を設く高潮面上百〇四呎晴天の時は燈光九浬に達す。

▲稻倉石　鶉山道中にあり、石阜高く聳えて鳶蘿蒙絡し溪流環繞して最も嬋妍を極む、谷深く壑暗く谷中古木數抱の大あり滿身苔剝げ老枝槎牙として新綠人を

照らし幽邃峭倉たり、自然の風致に富むこと畫家と雖も恐くは其韻を摸すること能はざるべし。戊辰の役大鳥圭介其部下石井梅太郎を土人に變裝せしめて此の險を探見せしむ關吏捕へて之を斬る幕軍乃ち山頂に登りて之を俯擊したる戰場なり。

▲熊石關址　爾志郡熊石村に在り、松前氏の時は華夷の分界として關柵を置きし地なり又刑辟の人を遠謫したる所なり。享祿二年三月西部酋長多奈沙峨支來寇す、松前義廣、工藤祐兼の弟祐致をして瀨田内に迎擊せしむ、祐兼陣歿す、祐致走つて一巨石の下に匿る、俄然雲霧晦冥、夷兵惶惑す、祐致間を得て逃れ和喜城に達す、故に之を雲石と名く後世訛つて熊石と云ふ。又往昔此地より大髑髏及び石斧を掘出せしことありといふ。

後志國

▲帆越岬　一名太田崎といふ久遠郡太田村と相泊との間にあり、崎背は即ち太田山又相沼山と呼ばる。此岬角は尾花岬よりも突出すること少なしと雖も、相並

びて奥尻海峡を扼し遠望殊に著る。太田山は古來靈境と呼ばれ視て魔所と爲し畏怖さるゝこと甚し。上に小堂を置き山卑少なれども世に名あり蓋太田場所の土夷絶滅せるを記念するものか、寛文中圓空法師、佛像を此に安置す。又其岩窟に鐘乳ありと傳ふ。

▲薬師館址　奥尻島の薬師村にあり、松前家祖武田信廣始めて本島に渡來するや爰に館を築く、三平なるもの其安着を祝して三平汁を薦む、後世松前の三平汁是れに始まる、初松前と呼ぶ。東西三十間、南北百八十間山を負ひ海に面す。享徳三年信廣奥州田名部より渡り後上の國に至ると。

▲太櫓嶽　膽振國山越郡との境に屹立す高一千八十米太櫓郡中の最高たり、太櫓川源を此に發す。凡七里にして小川を合せ驛市の北岬鷹栖の傍にて海潮に歸す。下游及び中游に小平野を開き農樵の利に富む。昔時此地の土人皆トシベツ川の上流なるカニカン山邊に住せしを文化年間に爰に下りしものなり、故に墓所皆川上に有りといふ、太櫓港の前に島あり辨天社を建て其風景勝る好し。

▲蟹金金坑　利別川の上流蟹金山の附近に砂金を産し文化年間には盛大にして砂金六百兩を幕府に献じ、追々人家も増加せしが文政五年より廢山となれり。

北海隨筆に曰く昔蝦夷象眼なるもの越前に至り此蝦夷に來り國縫に住みしとて今も金堀屋敷といふが殘れり、此にて後藤裝刀の目貫縁頭など造りて夷人へ渡し交易せしなるべしと。廢坑を見るに容易ならぬ大仕掛なりしを知るべし、又滿俺を産す。

▲瀬棚港　利別川の右岸にあり、今梅花都、中歌、虹羅島歌の四村を合せて瀬棚村といふ。村驛の海中に三本杉と稱する奇岩峙つ。高さ一百呎乃至百二十七呎、實に西海岸の一奇觀たり江差に二十五里、寿都に十二里あり。享祿二年春夷長多那計支瀬棚内に據りて叛す、工藤祐兼之に死す弟祐致討つて多那計支を誅したる古戰場なり、瀬棚内は乃ち今の瀬棚なり。

▲棄木の險　瀬棚郡の北界持田岬の南方棄木川の河口、右岸に在る寒村なり、瀬棚驛を去る四里、島歌と共に瀬棚村に入る。昔は獨立の場所にしてナラセナイ川を以て瀬棚領と分てり。是より島牧郡原歌に至る間は海岸嶮阻無双にして殆ど往來を絶つ。持田岬は西蝦夷第三の嶮岬にして崖は劍峰を並べし如く望見する

も膽尙は塞きを覺ゆるとぞ。

▲白糸瀧　持田岬の北東四浬に在り、高凡百五十尺、廣九十尺、黑色岩崖にして崖上線樹繁茂す、百丈の素練山の半腹より落下する樣頗る奇觀を極む、航海中月夜西方より望めば顯著なり、瀧の上に櫻樹多く花の時は雲煙靄靆として美觀譬ふるに物なし。

▲辨慶岬　澤都の西北一里半の岩角なり、山聳へて天を摩し岩は削立して神工鬼斧の如く名狀すべからず。昔辨慶が甲冑を曝せし所なりといふ、此處に辨慶の角力場とて幅凡十餘間、土俵の如く丸く土を積み上げたり、上に物見臺とて小山有り義經公此處より物見爲玉ひしと云ふ。又辨慶の粟畑、糠の森とて粟糠を捨てたる小山あり、然れども義經辨慶の北航說は聖竟架空の閑話のみ。

▲島古丹　今磯谷村の治所にして、古の磯谷場所の運上屋なり。西北向して海に對し尻別河口の南半里にあり、寛文年中、江州伊吹寺僧圓空、臼岳の修行終りて爰に來り三體を刻み一體を此に納め、一體を雷電山に納め、一體は自携へて石狩へ赴くといひ傳ふ、又尻別木像も初め川口の窟におかれ、文化の初に渡場の上に移し、天保の比に鮭漁漸くなりしとて更に大黑澤に移すと。磯谷運上屋は後に山あり、前には雷電岬に對して灣をなし海中に小島あり、辨天社を建て、船板を以て橋として其眺望又奇也。

▲雷電岬　雷電峠の西半里にして、山勢截然として斷じ、一高崖角を爲す。岬角の北邊に瀑布あり高四十丈幅十八尺許直に海中に落下す。傳へ云ふ是れ辨慶の刀掛なりと、此所波浪甚しく、風有る時は僅に此一岬に數旬の往來を隔絶せらる、函館奉行の時工役を起し、始めて徑路を通じ旅行稍易し、而も今に一險たるを失はず。

▲後方羊蹄嶽　今大岳及び四周の山野は膽振國虻田郡の管內とし狩太、眞狩、俱知安の三村を置かる。形勢を見るに連山環繞中に一大壑を作り實に盤谷の狀あり。盤中に一峰隆起涌出せるもの丶如し、之を高峰とす。土人呼んでマッカリスプリといふ、故に眞狩山とも呼ばる高約一千九百四十三米、山容端正にして圓錐形削成する如し、鎗を四方に延きて溪流之を繞る、上に噴火口址あり、其形富士山に似たるを以て蝦夷富士といひ夏時登山者多く爲めに蝦夷富士登山會を組織して遊客の利便を圖る。其の西麓に比羅夫驛あり、即ち安倍比羅夫、後方羊蹄政所の記念

に擬す。比羅夫驛より一里を隔てゝ山田温泉あり。

▲神威岬　積丹郡の西北端に在り、海岸を距る七町此間、岬内順風なれば岬外は逆風なり。且岬頭僅に、五六十間の航路あり、其他は亂石洋中に非布せり。岬を距る五百間許、巨巖特起高十四丈、其狀人の衣冠して拱する如し、土人以て神と爲し御神と號す。此を過る時舟人屎氣愼默、芻を結び小舟の形を爲し、米酒を奠し、海に投じて之を祭る、舟引無ければ酒を擧げて相慶す。若し迫門波猛ければ必ず巨巖の外面を回ると云ふ。神威岬燈臺は岬の北西端上に設く。燈高は高潮面上二百四十八呎晴天光達十八浬に及ぶ。松前藩の蝦夷地を治むるや、力めて和人と愛奴とを疎隔し、移民を制限して土著するを許さず、加之婦人は全く神威岬より奥地に入るを許さず、當時俗諺あり云く「忍路高島およびもないが、せめて歌棄、磯谷まで」と。第二期の夷島幕政の時箱館奉行村垣、堀の諸氏從前の弊法陋習を一洗して大に拓殖を奬勵し荊棘を芟り道路を通じて以て外寇の變に備ふ。此時婦女の神威岬より奥地に入るの禁を解けり、然れども舟子等尚ほ神禁の舊語を憚れ婦女の同行を忌む。奉行の屬吏梨本彌五郎之を視て率先衆蒙を排かんと欲し、自ら妻女を携へて該岬を過ぎり、鳥獸を放ちて通航す。是より女子の移住始めて起り北海の風氣一變す。

▲來岸城跡　積丹郡余別村の一部なり、此所より雷斧及び陶器類出づ。又オカムイの拜殿といふ者あり川上に城跡といふ者もあり。曾て廳屬永田方正氏地名取調の爲めに出張し、能く故事を知れりといふ土人チースケナに就きて「シシヤモ、ライケ、ウシユイ」の意味を尋ねしに、此語は「日本人を多殺せし處」の意なり昔時日本人が神崎を踰えて來れば夷人弓矢等を以て之を射殺し又チヤシコツ（即柵砦の意）の名は甚だ宜しからずとて土人共互に秘して和人に語らず唯來岸とのみ呼び來れるなりと答へし由。

▲忍寄石離遺跡　ムウンロ氏の說に依れば空知郡オキリカップ川附近の環狀石離は不幸にして既に破壞されしも忍路石離は之を尋訪すべし。其形英國にある幾多の石離に肖似し、楕圓にして長徑九十四呎、幅六十九呎なり今該石離の中心より百九十八呎を離るゝ所に二箇の大石草叢中に横はる是れ方向を示す目標な

るべし然れども此石は元二百十一呎にありしならんと思はる何となれば其處に大なる凹みあるを見得ればなり。此凹所より磁針機にて石礎に對する方位を測りしに殆ど正東南に近かりし但し北附近の山中に(多分石離の北方に當りて確に存すべしならんと思はる)他の北極方位石を探し出すを得ざりしは實に遺憾なれば、予は再び此地を訪ひて讀者に報告する所あらん云々。

▲金澤植物園●　小樽區色内町於古發川の上流にありて其總坪數一萬五千坪を有し園内には築山あり涵地あり奇巖怪石珍花奇草一として有ざるなく其規模の大なる私設遊園地としては他に類例を見ず。

▲手宮の古蹟●　小樽港手宮埠頭數百歩の西、懸崖の上百尺許の處に在り。石を鏨りて發見する所なり初め擯本武揚此地曾て石鏃石劍及び陶器古甕等を土中に掘り得たるを聞き、明治十一年來觀し、因て又此刻文あるを見る、寫して東京大學に送る。其明年香港大守邊熱土來遊の時に當りて風雨の剝蝕する所と爲り已に其半を失す。後又崖崩れ露出する者若干尺。十三年開拓使吏を遣り其圖を模寫せしむ。其石文は或曰「クルーニック」古代の文字なり、或曰支那古代の文字なり、或曰

石器時代事を記するの章なり、又曰古代當國豪族の徽章なり、或曰石世の墓標なりと更に徵信すべきものなし。史學雜誌に曰く手宮の石文是恐らくは石器時代人民の手に成れるものなるべし、彫刻全體は或る事柄の記念とせるものと考へらる。個々の彫刻多くは頭なき人の形なるは多くの人の死せる事を表し其形の大小は位の高下を示せるものならん。此彫刻有る崖の裾に於て多くの人骨を發見せりと聞けは或は戰死せる者の合葬所ならんと。

▲住吉神社●　小樽住の江町の背後なる一小丘にありて底筒男外三神を合祀す社殿莊麗構造宏大にして望景に富むを以て參拜及び散策の士に乏しからず毎歲七月十五日大祭執行す。

▲神居古潭●　朝里と張碓の村界なる險崖の地をいふ、崖の高二十餘丈掌を立たるが如し、岩崩れにして上には磯馴れし老樹一面に生ひたり。其眺め倪雲林の皴法もて畫たるが如し、其崖崩れ落る故に土人等必ず爰にて水幣を作り山神に手向け無事を祈り行く。大さ五尺八尺の割岩の簇々たる上を涉り刎越え飛越えて危くも行く、此處寛文年中始めて崩れ其翌年東部染退の亂あり、天明八年又崩れ國後

の亂有、文化三年五月崩れて露西亞の亂有りて凶事ある毎に必ず險あり、依つて神處とも言ひて土人尊敬す。鐵道建設の際雇米國人規畫する所に依つて修築せしより復た昔日の嶮難を見ず。

石狩國

▲北海道廳　札幌區北一條より六條西四丁目より八丁目に亘る、北緯四十三度三分五十六秒、東經四十一度二十一分四十九秒に位す。明治二年十一月經始し此時小樽に假廳を設け四年六月使廳を茲に開き小樽假廳を罷む。六年十月西洋式の建築成る。十二年火に遭ふ、再築年を踰えて落成。四十一年又燒失し目下再建の計劃なり。石狩原野に和人の蹤跡を探るべきは元文四年江戸の人板倉源八郎江別より勇拂に至る大道開鑿の議を立てしこと蓋始めならん而も其事成らず。文化四年幕吏論策札幌を以て蝦夷警備樞要の地となせし者は即ち近藤重藏にして札幌の北海の首府となりしは實に之に因す。明治二年島判官の至りし時は四隣寂々唯林中の熊蹄と河邊の鹿跡を見しに過ぎずと云ふ。

▲偕樂園　市街の北西端にある廣大なる園苑にして地積凡八萬坪明治四年開拓判官岩村通俊の設計する所に係る監事臼井龍之名て偕樂と謂ふ。當初博物館競馬場育種場等も園内に設けられしが開拓使の廢せらるゝと共に育種場は廢せられ競馬場博物館も亦他に移轉せられ園の區域も大に縮少せしが今猶ほ舊時の面影を存し風趣頗る掬すべきものあり。園内の湧泉及び水脈は上古の豐平川の汎濫の痕跡を止むるものなるべし。

▲中島公園　區の南端豐平河中の幽境にして札都第一の公園なり背後に豐平川流れ左方及び前面は創成川に擁せらるゝを以て中の島の名稱起る。園の中央には連絡したる二池ありて子女の清遊絶ゆることなし園内には黒田清隆の銅像あり競馬場あり風光市塵に遠ざかり愛すべきの勝地たり。

▲圓山公園　札幌區を距る西方約一里の札幌神社境内に在り、峩々たる峻峯を負ひ參差たる老杉のうち幽靜閑雅なる一仙境にして春の櫻秋の紅葉を以て北名高し。

▲清華亭　明治十二年十月築き十三年六月成る開拓長官黒田清隆題して水木

清華と曰ふ十四年秋主上北海道を巡狩し九月一日此亭に御し對雁舊土人を召し舞蹈を御覽せられ酒を賜ふ。

▲東皐園●　札幌北八條東一丁目にあり明治十一年の創立にして年と共に經營の歩を進め今や各種の珍花一として培養せざるなく四時中紅黃白紫の姸を競ふ就中花菖蒲と牡丹とを以て其名高く札幌名所の一に算せらる。

▲札幌神社●　圓山村の西南圓山にあり全道の鎭守にして大國魂命、大名貴命、少彦名命の三座を祭る。明治三十五年官幣大社に昇格せられ祭日は例年六月十五、十六の兩日にして遙拜所は區內南二條東三丁目に在り。

▲藻巖山●　市街を去る西方約一里の地に在り附近の高山にして山頂の眺望は札幌全市街及豐平川眞駒內の種畜場より遙に增毛、夕張の峰巒に至るまで一眸の裡に收め其風光明媚なり山腹より頂上に三十三體の觀音を安置し每歲六月第一日曜日を以て山開きとす此日健脚を競ふ登山者頗る多し、山影に冷鑛泉あり功驗著しく浴舍又幽雅なり。

▲豐平館●　明治十三年開拓使の計劃に依り建築せられ札幌區大通西一丁目に

あり構內一町四方建坪二百五十坪の廣麗なる二層館にして庭內幽遠閑雅なり明治十四年聖駕北巡の際は行在の榮を賜はりしを以て其名高し。

▲博物館●　札幌區北三條西八丁目札幌農科大學附屬植物園內に在りて本道產出の諸礦物、農產、水產及動物剝製品其他アイヌ製作の器具を陳列し每年四月より十月まで每月二回公衆の縱覽を許せり又同館を出づること數十步右折して土橋を渡れば有名なる植物濕室あり各國各種の珍花を培養し四時紅白の姸絕ゆることなく每週兩日を限り縱覽せしむ同境內の廣濶にして樹木鬱蒼細流牧草叢生し四隣閒寂として區內無比の仙境たり。

▲招魂碑●　札幌區偕樂園の南に在り明治十二年陸軍中將兼參議開拓使長官黑田清隆石を建て西南の役屯田兵死者の靈を祀る、二品熾仁親王題して曰く、屯田兵招魂之碑陸軍中將兼議官司法大輔山田顯義文を選して其事を記す記に曰く。

明治十年西征之役顯義承乏別働第二旅團長屯田兵第一大隊屬馮轉戰數月奮鬪而死者八人橫死者一人病歿於行間者二十八人陸軍中將兼開拓長官正四位勳一等黑田清隆建招魂碑於札幌請陸軍大將兼議長議定官二品大勳位前征討總督熾

仁親王書碑面字又以其屬予部下使予記其梗概因勒各人姓名於左准陸軍大尉門松經文、准陸軍軍曹佐藤市藏、岩田榮吉、吉原專之助、卒板橋秀作、德田庄之助、三品龍之助、石森嘉七、堀込重三郎、櫻井清春、小池八十吉、前田市太郎、東條敬太郎、羽石好幸、今田吉平、二瓶只二郎、村田政吉、小山銀二郎、佐藤松太郎、山崎竹松、藤倉總介、栗原辰五郎、氏家謙藏、工藤治郎右衛門、吉田豐吉、藤島三治、齋川金八郎、菊地時之助、三浦常吉、大場兼吉、永谷善太郎、福定丑松、中崎源五郎、三浦久藏、喇叭卒牧野岱三郎、役夫板橋伊右衛門、梅澤藤吉

▲常山溪　豐平川の上流、彼の有名なる眞駒內牧場を距る六里の遠境に在り、豐平川の支流薄別川の溪谷に沿ひて膽振國虻田郡に出づる山道の一驛にして溫泉涌出するを以て著名なり溫度八十七度少量の硫化水素を含む。建使の初行脚僧常山、此の溫泉を開き衆生の病苦を濟はんと乞ふ官其意を嘉し道を通じ橋を架し浴室を設け常山をして之を管せしめしといふ。

▲支笏湖　石狩河源の大湖にして千歲郡の西隅を占め東西三里餘南北二里餘膽振、石狩、後志の三國に亘る火山岩地方の東端を成す。惠庭、樽前の活火山此の湖

畔に屹立し餘脈を延ける峰巒其四周を擁し翠蒼倒影、景趣清絕。湖水東方に決し千歲川と稱し末は夕張を合はせ江別に至り石狩大河に歸す。蝦夷行記に曰く我邦の鶴鵠鴻鷹の類春は北へ歸る蝦夷地深山の沼には夏とても此の鳥潛て群居せり內浦ヶ岳の大沼小沼を土用中通りしに鶴鸛鴨等群居せり尻別、支笏の沼には猶更ら多くあるよしなり云々。

▲支笏城址　寬文年中沙具奢允の亂の時沙流と支笏との間にて頭立ちたるもの十六人を生捕り松前へ引渡し牢に入れ置きたり、其時西蝦夷地へも蠣崎小左衛門、同采女五百餘人にて向ひたるに威勢に恐れ一戰にも及ばず降參したれば程なく歸陣したりとぞ、是に支骨附近の惣大將館を築きて居りしならむ。

▲神居古潭　空知郡境に近き處、旭川市街の西四里に在り。石狩川の兩岸相窄り、巉岩障屛を成す。道路は川の左岸を鐵道は右岸を過ぐ、實に上川平野の關門なり。往時、雲梯霞棧、深く鎖して容易く通過し得ざりき、峽心より稍西に下ればバラモイあり廣灣の義にして神居の激湍此處に至りて靜和、流水始めて平穩なり。昔鬼神石梁にて河水を止めんとす、天神來りて石梁を碎き、鬼神を殺す、因て此邊を神

村と云ふと云ふ。神處峽といふ、所あり是より兩岸峨々と聳え、山尖り樹老い怪岩奇石苔滑かに、岩間には種々の異草多く見え、水怒り谷響き龍蛇を潜ましむるかを疑ふ、五段の瀧烏帽子岩、鬼の足跡等の奇勝あり、若夫れ春櫻秋楓の季にありては勝景更らに一層の風韻を添へて雅客の杖を曳くもの多し。

▲近文●●　鷹栖山の東北ピプ川に亘る數里の原野にして鷹栖村の主要部を成す。此處に第七師團に屬する歩兵及び砲工騎兵輜重兵等の廣大なる舍營あり、面積三百萬坪に近し、即ち附近は之が爲めに明治十八年八月岩村通俊、永山武四郎長谷部辰連、佐藤秀顯等各官事を以て近文山に登り山河の圍繞せる、廣大なる原野を見て實に天府の富を享くるとなし、他日大道砥の如く開け、都府已に成るの時再び茲に登りて杯を擧げんと語り乃ち相謀り て碑を建てしが碑文終に驗あり十九年北海道廳の開かるゝや岩村司法大輔轉じて長官に任せられ永山屯田司令長官以下と開拓に從事し、遂に其志望を達するを得たり。

▲神樂ヶ岡●●　明治二十三年六月官報、上川離宮造營豫定地は、上川郡ナエオサニ

を以て適當となす、ナニオサニの地たる、ナユプベツ、ピイエベツの兩川に挾まれた る一小丘にして高さ凡そ百十尺老樹鬱著其東北は絶壁にしてナユプベツ其前に横はる、水最も清洌たり、西南は傾斜緩緩にして、眺望開濶、東南は山岳漸く高きを加へ、遂に御料地の域を踰えベベツ岳に達して止む、其廣さ南北六里東西二里第一上川市街地を去る凡一里、第二市街地を距る二十五町登りて下瞰すれば、上川市街はチユプベツ川を隔て屯田兵屋は遠く園中に隱見し、石狩川は蜿蜒として銀蛇の如しナエオサニより第一第二市街聯絡線を距る凡半里、其間道路既に成り、極めて平坦堅牢にして、木石を運搬するに毫も不便を感することなし、今此地をトして離宮を置きチユプベツ川を湊ひ、以て細鱗を放ち、西南の丘陵は荊棘を芟り以て御苑となし、前面の樹林を洗伐せば、風景一望の中に集り、山水の明媚筆の盡す所にあらず、又ナエオサニを距る凡そ四里二十六町に當り、一小山あり、土人之をポンヌプリと稱す海面を抜くこと一千二百尺之れに登れば、遠く十勝の平原、近くは上川の曠野、千山萬岳起伏の狀悉々眼眸に入り、人をして神爽心快を覺えしむ云々。

▲黄金山の舊址●●●●　一名を摺鉢山といふ、高さ六百六十六米濱益郡實田村の北東

一里半サウシ山と濱益毛川を隔てゝ相對す。昔時はタイルベシベと唱へ義經の住居せし處にして、當時の甲冑を藏したるが、化して蝮蛇と成しと云傳ふ、又元龜、天正の頃に金坑盛にありしを以て名づくと。

▲**濱益の古跡**　幕府の頃安政以來西海岸中濱益增毛留萠苫前天鹽迄は庄內の支配地にして開墾も鶴岡藩の士民にて七年も行はれしが、戰亂にて中止せられたり。今の濱益は一說にはアママシユケにて「アマヽ」は穀物、「シユケ」は炊ぐの義なり、昔判官公此處にて飯を炊ぎ給ひしとも云へり、又近傍にフトムナイ(小川)本名マラブトフンナイといふ處あり、譯して振舞饗應の事なり、義經公へ土人海獺を捕へて奉りし處なりと、又增毛はカムイチヤシ(岩壁)神の城跡といふ義、義經公下り居りし古跡なりとて、土人等今も木幣を立てゝ祭るなり。

▲**雄冬岬**　天鹽國增毛郡との境に在り、北海道七險の一にして、往古夷地第一の要害と稱す。其の海山相迫る處、斷崖壁立、手足を措く能はざるのみならず、舟航又路なし、危礁亂立して波濤常に怒る、傳へ言ふ、昔判官義經此處まで舟にて來り、山越して增毛に行かれしと、此邊の山を見るに椴、蝦夷松繁茂し、其間に岩角の顯るゝ樣

實に畫も及ぶ處にあらずと。

天鹽國

▲**カメツボシ岬**　增毛郡岩尾村の東北端に在り、昔辨慶此峰に住したりと云傳ふ。上川見聞談に曰く、上川郡の土人、淨瑠璃といふ者を語る事あり、其淨瑠璃の樣を聞くに、往昔天鹽國增毛の高山、雄冬に於て大强のメノコあり、常に魔術をして、空中に上りて法を行ふ事あり、此のメノコ上川郡にて沙流の土人と爭ひし時、恰も義經渡り來りて、辨慶をして彼の大强のメノコを投倒さしめたりと、夫れより義經は彼のメノコの養子となり、如何なるものか卷物をメノコより取り收めし故、魔術消滅すと云ふ、偖淨瑠璃を聞くに方り、土人等は、最謹愼し、辨慶が彼大强のメノコを投ぐる場に至れば、土人悉く平伏するなりと。

▲**穴居跡**　留萠村大字三泊に在り、三泊は元トエタウシナイ(小川)畑ある義にして、上に畑跡多し、往古は此地畑開けしならんといふ。又苫前郡力畫にも穴居の跡多し、然れども如何なる人種の生息せしやは今俄に斷ずべからず。

▲天登雁　鬼鹿村の南一里の海岸にあり、今鬼鹿村の支村なり、舊藩時は西蝦夷の西陲たり、元來北蝦夷には黄雀、蜻蜓、蘿蔔、茄子類絶えて見ざる所なるが此地には文政年中より在りしとぞ、其附近刀伊良都計の石壁は嵌空にして、中に小徑を通じ、前に盤石あり數疊を敷くべし、風濤石と鬪ひ喧豗雷の如く殊に壯觀を極むと。

▲化石塚　本道の中生層は石狩國幾春別炭山の東方、日高國浦河の附近天鹽川の支流アベシナイ川附近より、北見國頓別上流に至る一帶の地及び宗谷岬附近等にあり、其面積は廣からざるも化石を産すること多きを以て學者の注目を惹く。

▲杣雲の故事　苫前郡羽幌沖に見ゆ。三國通覽に曰く舟人云ふ根ある雲をワウレウと呼ぶ山あるを知る、蝦夷の羽幌、植別等より西南に當り稀にワウレウを見ることあり、是朝鮮なりと云ひ傳ふと。元文蝦夷行記曰、ある船乘の者共云けるは大洋へ漂流して方處を失ひ、何れへなりとも國ある方へ寄せんとする時は、雲を望んで是を知るべし、根ありて立たる雲をワウリヤウと云、是を見當に乘付くれば必ず山か島か有りといへり、然るに羽幌の大洋へ押出し西南北を望めばワウリヤウなし、稀に晴天の時、申酉に方りて幽にワウリヤウを見る事あり、何れの國といふ事

を知らざる由なり、若くは朝鮮などにてあるべきや、されど蝦夷商人の云けるは、羽幌は朝鮮と對して有と、古來より言傳へり、其方處何れといふ事定かならざれども、餘り遠きやうにも覺えず、三十年以前、朝鮮の官人、李先達と云ふ者、此の羽幌へ小船にて漂着せり、下官一人商賈一人連れたり、松前より江戸へ注進ありて、江戸へ召され吟味ありけるに、漂着に相違なき故。對馬へ渡され、恙なく歸國したる事あり、又十年前に、西蝦夷地交易の商船、暴風に逢ひて、朝鮮へ漂着せるを對馬に送り歸し、江戸にて吟味に逢ひ、別條なき故、松前に渡ける事もあり、是を以て思ふに、朝鮮産物の内に、鱈、鰊、鯨等あり、即ち西蝦夷の産物に同じ、依つて西蝦夷地と朝鮮とは遠からざる事を知れり。

北見國

▲宗谷土人踊　宗谷港の北東直徑一里に珊内あり、實に宗谷岬の南脚を占む、樺太島の南端を隔つる二十三浬其青螺を煙波漂渺の間に見る。昔は樺太島への渡航專ら此の珊内を基點としたれど、後今の宗谷村に移したるものなり。蝦夷草紙

に曰、此地の土人の風俗を見るに、遊宴坐興の戯に、口に糸を咬へ指の爪にて弾きならし、此相手には團扇太鼓の如き物を打ち拍子を取り、囃に乗りて諷ふ、其歌の章句を飜譯すれば左の如し、蝦夷國始て開けし時に、十二一重の美服を着たる神と、只一重の麤服を着したる神、天降りける時に、美服着たる神をば尊く思ひ、此國に止り玉へと祈り尊敬し、麤服を着たる神をば信仰せず、因りて粗服の神天上して終に再び降り給はず、又美服を着たる神は此國に止り給ふ、此止り給ふ神は粟稗の神にて粗服を着たる神は米穀の神なりしが、已に天上し給ひしゆゑ、蝦夷國は酷寒の地なれば、此國に留り給へと祈りしも、糠穀の多き粟稗の神なり、實に粗服の神を米の神と も知らぬ夷狄こそ淺間しけれ、蝦夷國は、此因縁にて米穀の出來ぬぞ、理過ぎて哀れなり」。

▲蝮蛇岩　知床岬端を距る約一里に雄冬嶽といふ火山あり、海抜六百米、此麓岬端近の海岸に蝮蛇岩あり、土人カモイエバと云ふ、其の怪石蝮蛇の頭の如く、海に突出す。昔辨慶の妹なる者、此處に住みけるに、大蛇其女を呑んと來りしを、辨慶踏潰したるが化して岩と成りしと、其時傍に五柱の神が立つと見えしが、則此五本の岩

なりとて、今アシキネシユマ(五岩)として有り、チラウシナハエト(岩岬)キヤルマイ(岩門)辨慶の妹大蛇に追はれ逃來り、此穴より覗き居たりしと、其上をチライ岳又知床岳とも云へり、義經此上にて軍勢を集むる時烽火を立てしと、チライは燒焚の義なり。

▲枝幸砂金　明治十一年始めて枝幸村と稱す、與月海岸中屈指の大邑にて、宗谷岬を距る二十五里。鰊の好漁場、砂金の名産地なるを以て、市街を成せり本道の砂金は、河床並に其沿岸及び海岸にありて、全道諸國千島を除くの外は、皆多少之を産せざるはなし、而して古昔盛んに採取せる知内、利別、染退の如きは、今尚は産せざるに非ざるも其量多からず。近時最も盛なるは北見國枝幸郡頓別川、幌別川の流域石狩國樺戸郡ンブチ川とす、砂金の形狀は普通微細なれども稀に百匁以上の大塊を出すことあり。明治三十二年の秋、枝幸郡に於て、豐富なる砂金床の發見ありし以來、砂金に注目するもの俄然增加し翌々三十四年に採取せる砂金は最多量にして總計二百五十八貫餘、其價格九十六萬餘圓とす。其内北見國百四十二貫餘、石狩國八十七貫餘、天鹽國十三貫餘、日高國六貫餘、後志國四貫弱とす。

▲猿間湖　本道第一の大湖にして所謂海岸湖の好適例なり。風水の力に依り

て作られし砂丘が益々河水の排出を妨げて、河口を湖水と爲せるなり。東西長さ六里半、南北幅廣き處二里餘、狹き處一里、周圍二十三里、紋別郡に跨りて常呂郡の北隅を占む。水は東端鐘沸村に於て海に決し、少しく鹹味を帶ぶ。南岸には千尺の高峰群り峙ち、小河流數條、山脈を縫ひて湖に注ぎ、アイヌ部落は此間に點在す。湖心の眺望は晩春最も佳、積雪巓に爛斑たる時、刳舟を浮べて之を賞す、其の快名狀すべからず。

▲遠音別岩　知床半島の西側を總稱して遠音別といふ、其僅に村落を成せるは朱圓村の北東五里に見るべく、是より北知床岬に至る海岸、十五里の間は斷崖絶壁にして、五里を隔つる硫黄山との間に細徑の通ずるあるのみ。遠音別の南西半島の海岸にヨコウシと稱する小岬角あり、ヨコウシは棺を以て魚を覗ふ處の義なり。サンネベツは大川の義なれども三四里のみ。遠音別の南オクルヌシの間に、幕逐と呼ばるゝ大岩あり、壘形を成す。方俗傳へて判官義經の幕を張られし處といふ。蝦夷語地名解に斜里のウンマクと稱する土人、年既に八十餘歳也、云く、余幼年の比、間宮林藏を見たり、實父曾て云ふ地名なき處は間宮氏地名を附し、地圖に記載したること多し、此のマクオイなども、氏の附したる名なりと云ふ、マクは和語にしてオイは夷語なり。

膽振國

山越郡は函館支廳管轄なれば渡島國に入れたり、千歳郡は札幌支廳管轄なれば石狩國に收めたり。

▲禮文華嶺　一名洞内峠、内浦灣首の天險にして、後志國壽都郡と虻田郡との間に在り高さ四百四十米、内浦灣岸の通路は山越郡長萬部よりヌツヌシヤを經て靜狩嶺を越え、壽都郡の域内に入り、而る後此峠にかゝる。これ海岸絶壁にして道通せざるを以てなり。禮文華より海に落下する溪流を洞内といふ、此處にケウボール(屍洞)あり、數次の大洞窟にして中に僧圓空鈍作りの觀音一體を安置し、前に拜殿あり。

▲洞爺湖　虻田郡の東に在り、今、湖山の地一半は有珠郡に屬せしめらる。湖の大東西二里二十八町南北二里二十町と稱す、連山之を圍繞し、湖心又島峰あり、風光

奇絶、有珠岳は南岸の活火山なり。湖の中島は周回五十餘町、波上一千餘尺の高峰峙つ。其南方に小島嶼二あり、大なるもの周圍八町神堂島といふ、島中に祠あり、土人の祀る所なり。亦觀音堂あり、有珠善光寺に屬し、內に圓空が鉈作の佛像を安置す。

▲有珠嶽　著名の活火山にして洞爺湖の南畔長流川の西岸に聳え有珠、壯瞥二村に跨る。西麓に大岩窩あり、古昔有珠噴火の際、峽陷して生ずる所と傳ふ、孔口より夏は冬氣を吹き、冬は暖風を吹くと稱せらる、又此をば善光寺の舊跡ともいへど信じがたし。岳麓の裾野は、大半牧場及び水田に開かる。明治四十三年八月有珠嶽噴火して多く損害を與へたり。

▲有珠如來堂　有珠の灣岸に在りて善光寺ともいふ、本道第一の舊佛蹟とす。創始詳ならず慶長中、松前藩祖寄捨する所なりともいふ、寬文年中僧圓空再興し、享保年中僧頓阿重興す。文化元年特に旨を授け僧莊海をして經營せしめ、官寺に准せしむ。東夷周覽に曰く、宇須の澗內に、少し出洲となりたる處に宇須如來とて、臼を蓮座とし、其上に銅佛の阿彌陀を安置せり。往昔元龜天正の頃より此銅佛傳はれり云ふ一說に寬永中津輕今別村本覺寺の眞傳と云へる僧信州善光寺の如來を寫して、琉金砂鐵を以て鑄たりと云ふ、已に銅佛の裏に眞傳作とあり。按ずるに臼を以て蓮座とせしは、此所の地名ウスと云へるに依つて和訓相通なる故にやあらん、又此に特に善光寺の體を寫せることは、信州善光寺佛、本多善光臼を以て蓮座としと後人云傳ふ、此故を以て地名ウスと云ふに倣ひて善光寺佛を寫せしものならん、然りといへども曰如來といへば今遠近に響きて、遠境の客、或は廻國の修行者なんど嶮岨百難を經て、來りて拜謁をなすもの多し、故に此邊の夷人も甚尊信なすことなりと。又北海道志に曰く、莊海の後を承けし第二世戀洲は、筑前の人、文化四年五月露西亞擇捉に寇するに當り、土人を諭して曰く、假令渠が砲丸に斃るゝも辱の辱を受る勿れと因て衆に誓ひ譯して之を梓に付し以て衆夷に與へ、又多く佛幡を建て其地を守らしむ、曾て書を著して土人に授け、或は大念珠を造りて百萬念佛を敎ふ、其法筵に列する者五百餘人、此れ蝦夷念佛の始めなりと。境內に經堂釋迦堂愛宕社、貽內窟方丈、庫裡等あり、又古き鰐口半鐘の銘に「奉上鰐口、寬永拾五年戊寅五月吉日、下國宮內尉慶季云々。

▲ボロソウ瀧　壯瞥川の上流に在り、幅七八間高五丈二口に落下す、大なるは中程にて腰を折る故、水聲淙々、珠跳り玉迸り奇絶讃ふべきものなし、土人等エナヲ泰りて南無阿彌陀佛〳〵と合掌稱名す。是れより樹根を傳ひ少しく上れば ンウサヤロに至る是銚子口なり。上は碧水樹間に明滅し其深幾尋なるか測る能はず、冬季は飛泉凍合恰も玉盤を立つるが如く又玉柱を逆にするが如く是亦一奇觀なり是より曰湖に至れば極樂濱あり觀音堂建らる、堂中の本尊は圓空鉈作りの佛像なりといふ。

▲伊達氏の開墾　紋瞥川に沿ひて伊達村あり此村は舊仙臺藩主伊達氏の一族が開墾したるものなり、産業事蹟に曰く、伊達邦成は舊仙臺藩の一門にして誰新前には亘理郡宇田郡等を領し祿高三萬千五百石を食む明治二年北海道に移住し實に北海道移民の龜鑑たり、十四年三月特典を以て從四位に叙せらる、官之が功を記して曰く、伊達邦成維新の後天下に先たち、其舊臣を率ゐて深く曠漠無人の境に入り、一に身を開拓に委ね、堅忍不拔備さに艱苦を嘗むること茲に十有三年遂に地を開く一千三百二十餘町民を移して産に就かしむる殆ど三千人、深莽荒草化して五

村落を成すに至る、加之切に浪費を誡め金穀若干を貯へて不虞に供へ、各人土着の意を固くす、偉業宏圖一世に冠たり、而して前途の功業尚得て測るべからず、これを以て名譽を輝かすに足る、絶だ感賞すべし、又其家宰田村顯允を賞して曰く舊主伊達邦成を助け北海道の開拓に從事し、十有三年の久しき日夜憤勵堅忍不拔絶大の事業を成さしむ、其協贊の勞偉なり云々。

▲大黒島　夷名をポロモシリと稱し、室蘭灣口の岩嶼なり、ニヽ崎との間僅に十八町これを室蘭港口南方水道とす。北方水道の中央には大根といふ大岩灘あり、島を距る十町餘の北に當る。此島は草を以て被はれ一木なし其右岬を時雨崎と いひ、左岬を月見岬といひ其間亦礁石非布して舟行難し、安政元年彼理の日本紀行に、此島往昔我國の船將武老頓の部下於辣損死して葬る所なり、故に名けて於辣損島といふ、其墓を弔ふに今より凡そ七十年前の事なれども、日本政府猶は其墓を存し、土風の石碑を建て佛語を記せり云々。

▲カルルス温泉　幌別停車場を距る三十五丁の處に在り。幌別村は舊仙臺藩の門閥白石城主片倉景範の拓く所、明治二年十一月舊臣に命じて膽振國幌別を巡

視せしめ、地を相して還り、三年七月舊臣六十七人を移し、四年春より明年秋に至つて又九十餘人を移し、幌別、鷲別、蘭法華等の地に散居せしむ。厥八月支配地を免じて開拓使貫屬と爲る、十二月土地人民を擧げて開拓使に管す、此白石移住の邑里を來馬ともいふ、溫泉の後方は來馬岳の遠景面白く峰嶺其前に起伏し、千歳の清流潺々たり晩秋の候は滿山の紅葉美觀を呈す、溫泉は千歳川を隔てゝ斷崖の間より湧出し、泉質無色清澄更らに異臭なく服用して輕症の胃症を癒し、浴して僂麻質斯、皮膚病、腦病、生殖器病等を醫するに効ありといふ。

▲登別溫泉　ヌプルベツの水源は、有名なる一間歇泉と、數多の熱湯あり、總て之を登別の溫泉と云ふ。浴場の東北に小湖あり、周圍四町其一隅に噴泉ありて熱泉を噴騰し、時としては高さ五十尺に達す、頗る壯觀なり、又噴泉を距る三町餘湖畔にも熱泉を湧出し、湖水之が爲に五六十度の溫度を保つ。此の間歇泉は偶然にも明治二十一年七月、盤梯山の爆裂と共に俄然噴出を休止せしが、其以前には一時間に凡七八回の割合にて高さ二三十呎に達し最も壯觀を極めたり而して其休止せし翌年三月再び活動を始め一日一回乃至三回の噴出を見たりしが、暫時にして全く

休止し睡眠の狀なり。附近に二個の熱泉泥水となりて沸騰しつゝあり之を大湯と稱す。此溫泉は本道未開の時既に土人間に發見せられたるも當時は何等の設備もなく只僅に溪間に穴を穿ち浴槽となせしに過ぎず德川時代に至り幕吏蝦夷地探見に乘じ亦此地に靈泉あるを知ると雖も道路嶮惡なると蓁檜荊棘の爲め如何ともする能はざりしを安政四年幕吏石場齋宮なる者自力馬道の開通を謀れり翌安政五年武藏國人瀧本金藏氏此地に移住し始めて湯守となり明治二十年より道路開鑿の工事を起して二十四年に竣工す明治三十二年師團衞戍病院附屬轉地療養所に選定せらる茲に於て登別溫泉の名聲嘖々内外に知られ、苟くも踵一度本道に入るの士は何人を問はず登別の奇勝と靈泉に觸れて之を賞せざるものなきに至れり。

▲仙臺藩陣屋址　白老驛の北凡十町許に在り、舊名をブングガウタウシといふ呀呢樺を取る處の義なり。安政、慶應の比仙臺藩の領分たりし時、戎將三好監物清房に命じて陣營を築き兵を置き邊備を爲す。別に園地を開き、旭岡の十景を設け兵士遊覽の場と爲す、明治以後廢す。旭岡十景左の如し。

啓明山霞　磐井川櫻　宮川夕立　中川夏月　大野萩
新川氷　泉橋眺望　月峯鹿　泉川雪　旭岡神祇

▲樽前嶽　一に玳瑁陬と稱す、勇拂郡の西界千歳郡境に聳え、餘脈を白老郡の北邊に延く。高頂は數峯攅立し、千米突內外といふ、千歳郡なる支笏湖を距る一里半。其山色赭禿にして、春夏の候、日光に映ずる所、眺望頗る怪奇、東海の名所と稱せられ時々噴煙揚火の警を傳ふ。錦多峰驛より山上まで四里といふ。明治四十二年一月より四月までの間に鳴動噴煙數回あり。

▲仁多津　勇拂郡追輕舞の東北半里にありてトンニカと共に舊部落なり。近く古牟仁と稱する小峯あり標高百七十米。ニクツは吠呢といふ義あり。北島志に近藤重藏吾妻郡の屯仁潟の夷家の鎧腹卷を觀たりといふは、此地の事なり。

日高國

▲蝦夷都會　古來幌泉以南を口蝦夷と稱し以北を奥蝦夷と稱す。一說に浦河を以て口奥の分界とす。故に襟裳崎を隔てゝ風土一變し狀態言語頗る異なり。

且佐瑠は蝦夷創業の地にして、土人の言傳には女神初めて此に來ると、稱して都會となす、故を以て戶口の多き獨り全島に冠たり、而して家を築くは元神部の地に始れり。松前氏の時より佐瑠領、新冠領、靜內領、三石領、浦河領、樣似領、幌泉領を設け分て家臣の采邑とす。寬政十一年正月浦河より以北知床を限り其餘諸島を併せて七年間假に幕府に收めて之を措置し享和二年五月永く之を官に收め箱館奉行に隷す。文政四年十二月松前藩に復し安政二年再び箱館奉行に隷す。明治二年八月七領を改めて七郡と爲し、併せて日高の國を置き諸藩及び士族寺院の支配地と爲す。此際肥前天草の民及び淡路稻田邦植の舊家臣等、浦河靜內の地に移る者多し。四年八月開拓使本廳の管轄たり。國名の日高を以てするは蓋武內宿禰奏して東夷日高見國ありの言に取るを云ふ。

▲佐瑠　沙流郡佐瑠はアイヌ人の以て創業の地となす所にして彼の女神が天降りたりと云ふも郡中に在り、蓋夷諺に往昔より佐瑠を以て第一の都會となし總酋長の居住地たり、且此地のアイヌは種族統正品格高尙にして言語亦紊れず、勇敢なること比類なく他の夷衆皆之れを尊敬せりとぞ、舊藩時此鄕の土人を御水方と

呼び毎歳恩賜を加へき、是れ寛文蜂起の時、松前に屬したるを以てなり凡アイヌ人口の多きこと此國を最とす、從つて土人に關する古跡乏しからず。

▲キロロイ舊跡　鵡川の奥にキロロイ山あり、東夷夜話に曰く、沙流の川上ハイヒラといふは、昔判官此山上にハイといへる魚の吻を立て、則ち加持祈禱して寓居を構へ給ひし所なり、此所の夷人は風俗家居も格別よろしくハイシルとて夷中に稱せられし由、同所より凡十里餘鵡川の川上にキロロイといへる山上に判官の來りて魚を釣り幣を建て給ひし所とて今仍ほ其故跡あり、又古き甲冑を所藏せし夷人もあり、此の川上へ凡十日程餘も踏入れど人跡稀なる所にて、キロロイ山中には夷人も多く至らざる由。

▲平取神社　義經城址は沙流川の上流ハイに存す、故に此地の土人をハイクルと稱す、クルは衆の義にして尊敬の意なり、沙具沙允の亂に此地酋長鬼菱ハイクルの故を以て拯前に叛かずして沙具沙允と戰つて死す。東夷蝦日誌に義經城址はハヨ平に在り西岸高十餘丈奥州北上河の高館に似たり一小祉あり毘羅取大明神の額を掲ぐ、八十年前公の甲冑を着せし像あり、今會所の下に在りと、公高館を去つて此地に渡り此川筋に城廓を作ると。和田綱紀の拓殖大觀に曰く、寛政十年德川幕府の勘定吟味役近藤重藏始めて蝦夷に入りルルを過ぎり酋長の刀劍甲冑を秘藏し且は產土神を崇敬するの狀を看取するや土人に告げて曰く汝等の崇敬する所の者はやがて源義經公ならん、予次回此地に來る時は必其義經公の神像を授けんと、此に於て土人其情を悉さず大に悅服す、近藤乃ち江戸に歸り木匠に命じて義經甲冑を被る木像を彫刻せしむ、而して再航して之を土人に與へ以て其地に祀らしめしと、即ち蝦夷國有の神祠にはあらざるや明なり。

▲義經祠　沙流會所の乾山を開きて義經を祀る祠あり、前殿稻荷辨天、義經同社なり傍の小祠には金毘羅、白鹿明神を祭る、一年土人白鹿を獲たるに依り神と崇めしとぞ、土人亦傳けるシノタイ東奥山に昔時義經を祭りし所有つて本幣を奉りて尊敬しけるが享保二年中比企可滿と云ふ人祠を爰に徙して祭る事となれりとぞ。

▲波伊故墟　今波惠村に在り蝦夷人義經の事をウキクルと云ふ辨慶をばそのまゝにて唱ふ、昔義經此國のハイと云ふ所に渡り蝦夷の大將分の娘とちなみて、蝦夷が秘藏の卷物を取たる由を日本の淨瑠璃の樣に語り傳へしを蝦

夷人の中にて智慧の勝れたるもの共語り、義經をば殊の外に崇敬し其城跡へは足踏も致さゞる山右城の石垣等にハシカニク（ワシリカク又尻利通角）と申魚の鰓にて築立たり鰓の長八九尺にて鐵の如く何百年過ぐるも朽ちざる山にて右城跡石垣今に現存すると云ふ。

▲志毘茶利、壘址　方言チヤシコツといひ今有良村に屬すれど下方の對岸なる丘陵にて北小溪をルウトラシユといひ、サッと云ふ土人部落は其下に在り寛文年中の沙具奢允の居城とす。寛永十年佐留へ金掘遣す、志符茶利金山を見立て。萬治三年澁茶利より黄色の鮭上ると。

▲沙具奢城址　沙具奢の城周回三十町大石を壘みて之を築き高さ三丈餘櫻門牆塀皆シリカク魚の鰭を以て造り朽ること無く燬くこと能はざりきと。而してシリカク魚は鯨の如く長さ十尋、二十尋に及ぶといふ。

▲御救嶽　メナシウンベツ川の源に當れる大岳にして日高山脈の一雄峰とす標高千四百米十勝國廣尾郡茂寄の西に當る。山の西一里餘にチヤラセナイの濕布の高二百七十尺幅百尺實に壯觀を極むといふ。

▲等澍院址　厚澤寺といひ樣似村にあり、夷島三官寺の一にして天台宗僧圓空の創めし所といふ明治十八年廢寺となれり。北海道志に曰等澍院は歸嚮山厚澤寺と號す東叡山寛永寺末僧秀曉開基文化元年創立諸堂舍合計百十二坪幕府の時々米百俵十二人口俸金四十八兩を給す、明治七年遞減祿を以て給す、此地往昔美濃の僧圓空が小庵を此澤の奥に結びしを基礎を爲し、堂宇を建つ境域七百坪內鐘樓觀音堂千體佛堂は山田文右衛門建立。

▲念佛坂　照毛牛の難所なり岩壁四五丈餘海に出でたり恰も蟻の樹上を行が如く岩に這上るに脆くして悲碎け易し頂上は劍及の如く下り路尙は危し所々怒濤打ち入つて岩に少しの洞あり此處にて波の盈虛を待つて渚を走せ通ふる如此處三度なり夫より大岩の鼻を廻る又前の如く危く其岩を越えて石濱より出崎を過れば海中に大なる離岩あり高さ四丈許傍の石山をチホイノホリと云ふ岸を離れし岩山に洞あり其風景相州江の島の岩屋に似たり近藤重藏來り見て李白岩と名付けたり。

▲襟裳明神社　岬上に在りて海客の仰瞻する所とす其社頭の觀望壯大比なし、

エリモは夷語鼠といふ土人の傳に昔此邊に大鼠出たるを祭る、又一說に出岬の形鼠頭に似たる故に名づくとも云ひ、方九尺ばかりの小祠なり明神の神體として鼠に乘たる形の者なり、此海路往來の船人は必ず手向して船をやる。岩礁一里も海中に突出するを以て岬上より眺むれば暗礁に波浪の寄する樣一種奇妙に見ゆ、其岩に昆布生へて濱に搖らるゝ狀は恰も潛龍の淵に躍るかと怪る、土人皆をエリモ樣の御髭として取らずにおけり。

▲百人濱　襟裳岬の北約二里東海に面する處にしてトウベツ及びキシケプ等の細流あり。其北又半里にオトベ川アブッ川あり。豐似越の新道此山を通過す。道志曰寛文年中沙具沙允に黨する蝦夷百人を戮する處なり、一說に昔時一夜暴風雨あり、大船多く此に漂溺し水夫百人死せり其屍を埋むと云ひ又古幌泉の土人、十勝の土人と戰ひ其死屍を埋めし處とも又南部氏の警衛の兵卒と云ひ、或は津輕氏の兵と云、孰れが是なるを詳にせず、石塔あり等涌院の僧供養すと。

十勝國

▲廣尾轟　襟裳岬の北方約二十三浬にして茂寄あり元廣尾驛を置きし地なり、僅に東方に斗出せるを廣尾鼻と曰ふ此鼻より北東一鏈半の間礁脈擴延し礁上立岩と稱する高四十呎乃至六十七呎の尖岩簇立す此等の尖岩は少しく南東方の波浪を碎くを以て小汽船は其北西方に於て稍灣形を成せる地に假泊し得。人家は臺地上にありて海方よりは僅に二三戶を認め得るのみ、函館より大津に至る汽船時々寄港す廣尾鼻に暴風標あり。

▲當緣　今當緣村と云ふ、當緣川の下流を占め歷舟村の北二里に當る。昔番屋の在りし地にして東海岸道に沿ふ、近年は晩成社牧場あり。同牧場は明治十九年創立十餘頭の牛馬を以て業を始めしが近年に至り各二百頭と稱し牧地二百萬坪を有す。昔判官義經が射りし筒留りしが故に號くと、ポンチャシコッといふ土壘跡あり又昔時金を掘りし跡ありと。

▲石狩岳　戶村牛川は上川郡の北極の溪澗にして石狩岳及び其西方に連接する戶村牛岳など二千米突內外の火山系連峰に發す。實に此山は蝦夷の母山と謂ふべし、土人の謠曲中に之を語り傳ふ。其大意に曰、昔十勝の蝦夷は幸靈の大酋長

を戴き石狩衆と對揚せる時、一場の舌戰ダンパン)を以て兩國の寶物(イユルペ)を賭せんとす。石狩の夕張大酋長その部衆を集め能辯の士を求む一少年ありシラテツカといふ元十勝オベロベロプに生まれ幼にして石狩の上川に移りナイタイベに成長す、豪邁能辯の名あり乃ちシラテツカを推して十勝に赴かしむシラテツカはサチロ峠を越えて地を相し虛を造り以て敵の至るを待つ。已にして幸震のナイコモクヤと會見し說きて曰く、夫の神十勝川は神石狩川と同源に發するにあらずや、共に大岳に出づ故に此二川を父母に譬ふ。而も雨水の流るゝ乳の子女を養ふが如く我蝦夷誰か此養に外れし者ぞ、則石狩十勝は東西に國を分つも義兄弟に同じと云々。因りて兩國の爭心を消除し石狩より七種の珍寶を呈し十勝より五種を酬ゐ以て平和の結局を見たりと。

釧路國

▲久壽里壘址　釧路市街の高丘に數百の穴居址ありて土器石器を出せりといふ。今大半削平に歸するも尙ほチヤシコツの名を遺す、松浦氏の紀行にチヤシコツの口碑を載せて曰く、初代をニシトムシといふ此者天より下り土人の娘を妻として上なる城に住めり其子をトミカラ此者ハルを知らざるよし、其子をトミカラ此者ハル

▲阿寒湖●●　阿寒郡の北端に在り雄阿寒岳の西側に位し、下沼及び上沼ハラコロシエナイと共に岳の四方を圍む。阿寒湖周圍凡十里、四周の連山其影を蘸して澄徹鏡の如く中に四島あり急流、白楊、大島、小島。本湖は蓋火山作用に依りて成る。南畔に熱泉涌出し硫黄性に屬す之をヌウといふ火坑ありホッケといふ。

▲雌●阿●寒岳●　阿寒湖の西南凡二里、足寄白糠及び阿寒郡の交界にあたる活火山にして雄阿寒岳と相雙ぶ、雌阿寒は千六百十七米突南峰富士は白糠郡鹿路川の源なり、飽別村の北二里半、イクキラウシより更に半里、若汲内に達し西に三里、蹉攀すれば雌岳の硫黄を採るべし近年々産一百萬斤といふ。雄阿寒千五百十四米突美麗なる圓錐狀を呈し傾斜頗る急なり釧路町より山麓に至る二十餘里山麓より絶頂に至る一里半と稱す。

▲屈●斜路●湖●　屈斜路村に屬する大湖にして標茶驛の北十一里半に在り釧路川の水源たり。周回十二里、湖中にトーモシリといふ島あり周廻二里餘島中樹木陰森周圍に斷崖壁立す。湖の南岸にオヤコッと稱する島あり一樓の地頸を以て岸に連る。オヤコッの南東部に一大坑あり坑中常に黒焔を吐き此處に溫泉湧出し硫黄質を帶ぶ。此の湖北西南の三方は藻琴琴似サマッカリ等の高峰を以て圍繞せられ、翠光鏡面に倒映する所風色幽邃なり。湖の北岸フレウレプの邊にサパネクルフト（酋長の庫といふ意）てふ岩穴あり、昔アイヌの酋長寶物を藏し置きたる處なりと傳ふ、今のアイヌは辨慶の庫なりといふ。

▲厚●岸●灣　強き偏南風あるときは波濤大なれども其他に在ては良好の避泊地にして水深適度なり。灣口は幅約五浬なれども西側より礁脈仲出し、可航水道を約一浬三分一に縮む。近傍の地勢は濱際より二三百呎に急起し直ちに臺形をなして樹木繁茂す。灣内岩礁數座あり、明和三年外國船初めて來舶し安永七八兩年寛政八年又來る、是其渡來の始めなり和蘭人此を喜望港と名づく。

▲國●泰●寺●　厚岸神明社と共に江戸幕政の古跡なり、神明社は寛政三年最上常矩創建し同十年近藤守重重修し、稻荷辨天を合祀す、國泰寺は景雲山と號す禪宗僧文翁開基享和二年創立文化元年入佛境域一千四百餘坪幕府の時年々米百俵及び十二人口俸金四十八兩を給す明治七年遞減祿を以て給す。享和二年幕府は政廳を箱館に搬め戸川安倫羽太正養を以て奉行となし遂に東蝦夷地を收めて之れに直

隷せしむ此歳命じて等澍院を樣似に、國泰寺を厚岸に建て、有珠の善光寺と共に官吏戎卒の喪を治めしめ且外敎を檢査する事を掌らしむ。

▲盤螺山　厚岸市街の西南なる岬角にして愛甲崎と共に海灣の東岸に突出し南北相距半里餘。バラサン俗に丸山ともいふ國泰寺あり。岬上に幕政の時砲臺を置かれ埠頭を警備したり、萬延年中建つる所の碑記あり。

盤螺山、夷言取魚棚之義、蓋謂山頂匾平也、其地臨熱消灣、西望阿寒舍利諸山、紫翠如新沐、與波光映發、眞勝地也、初喜多野竹潭、臨其他也、以私費、多募夷民、剪草萊、闢榛蕪、造磴道千餘級、以便登覽、夷民等樂而爲之、不日告成、余嘗聞其勝、神遊、每以不到其地爲憾焉、今夏奉北征之命、適得與竹潭同登探其地、豈非有勝因而然耶、余愛其風烟、不忍去、顧謂竹潭曰、君烟霞之癖、一至於此乎、可謂不讓柳河東耳、竹潭笑曰、僕何唯烟霞癖哉、抑亦有以矣、瞭望遠近、以備不虞一也、海嘯可避二也、使夷民便採樵三也、登覽運動氣血四也、與酒夷人爲昇平醉民五也、凡此五事僕微意所存、何唯勝遊哉、余於是乎爽然、施面目、乃知竹潭之志、不在槃樂、而在民憾也、宜哉夷民歸德、化革風尙、自其管所昉、然則竹潭牧民、可謂不負其職哉

萬延元年庚申五月

根室國

鈴木善敎撰之

▲散布沼　厚岸港を去る東方六里の海岸に在り大小二沼相並ぶ、小なるをモチユルプ沼と名づけ瑠璃瀾村に屬す大なるを之れと區別してチユルプ沼と名づけ散布村に屬す。大沼周圍三里餘其南方は狹窄して幅五町餘の川となりて洋海に通す。沼中鱒多く蜆、蜊を產す。小沼は大沼の西南に並び淺淤殆野川に同じ、曲折二里許其海口をアプウシユモイといふ。

▲落石岬　落石灣と穗霧磯濱との間より太平洋中に突出する島狀の岬角にして落石村に屬す。西南端を特に落石岬と呼ぶ、燈臺の設置あり。又近時無線電信局設置せられ太平洋上の航船通信をなせり。

▲瑤珸瑁崎　根室半島東端の南角にして高四十五呎崎上平坦にして無樹多岩なり。此崎と納沙布崎との間は礫濱岩崖にして所々礁脈擴延す。南西南半浬に斷頭圓錐形の小嶼あり珸瑤瑁島と云ふ、波浪高き時は常に白浪飜跳す。猫頭礁は

珸瑤瑁崎の南南東約一浬にあり、航路に近き第一の危險にして平波の時は容易に認め難し。

▲根室神社　根室金毘羅神社は高田屋嘉兵衛の置きしものとぞ、則寛政文化の頃か。場所請負は明和安永中飛驒屋久兵衛に免許せしも寛政元年國後亂後に退散したる後材木屋七郎古衛門、高田屋嘉兵衛、金兵衛等撲買し天保三年藤野善兵衛、十年山田文右衛門、弘化二年白鳥宇兵衛、嘉永二年藤野善兵衛再び撲買して維新に至れり。

▲風蓮湖　本道屈指の大湖にして大さ北見の猿澗湖に亞ぐ。根室灣の南西邊に沿へる海岸湖にて長さ六里幅廣き處二里狹き處半里北端は野付郡境に及ぶ。海灣と湖水の間妙洲堆あり遠太、トーパイユの二所に於て湖口潰決し、洲上に東海岸道を通ず、此沼嚴冬の際凍結して海豹の氷上に眠るを見ると云ふ、附近の原野は殖民適地の選に入り開墾の經營行はる。

千島國

▲髯塚　擇捉郡に在り歸化の蝦夷剪る所の鬚髯を聚めて斯に埋む文化四年三月箱館奉行安藝守羽太正養石を建て之を誌す高四尺五寸横一尺三寸文に曰く。

惠登呂府島波東蝦夷地能奥珂志氐、松前遠距流古登、三百里許、其島能回利波二百六十里珥過藝、北極能地珥出流古登五十度珥餘利、極免珥寒志、寛政能頃保比余利、蝦夷我島能古登乎、所置世佐世多麻比志乎、享和二年珥波、筑前守藤原安倫斗正養斗乎其司斗志氐彼千島能事乎司良世多麻布其中珥此島波外國珥近計禮婆衛護最嚴奈流邊志斗氐其官吏乎選備初珥波近藤重藏守重、山田鯉兵衛嘉允其次菊池宗內、下司珥波松田仁三郎、關谷茂八、柳權十郎等加波流加波流此處乎承流此地波大灘能珥志古與理船能往來多也須知良邪流珥與理爰珥將住夷等衣食能品遠波慈免魚捕流具奈等備良受飢寒珥迫流毛能其數乎志良受彼諸官吏是遠憂流古登切珥志氐攝津國兵庫能船人高田屋嘉兵衛斗云者波海路能古登氐巧奈禮婆斗氐此者手薦舉氐船乎遺良志牟流珥則水路乎考得氐初氐大船能往來乎志天與利每年乎和多流船多延受請能品乎運送志魚捕流具毛全備波利計禮婆夷等生業能道乎得氐始氐衣食珥足流古登乎志利手能舞足能踏乎覺延受朝夕遙乎本邦能方珥

望美其國恩乎仰氐也麻受抑此島波外寇能警衛能美珥志氐苅毛國益乎謀流邊伎珥阿良邪理志我思波邪利志所毛開計人毛瑁計流保度珥其國産乎出須古登數萬珥餘禮利是天與利仁政乎助計多麻布奈流別志又南部津輕兩侯能英士許多乎遣利氐守良世羅禮此警衛波爰能美珥阿麻多所珥志氐兩家能切續亦大奈利斗謂布辨志已珥如此內外能所置全備利奴加久氐夷等其國恩乎惶美奉流能餘利髮乎被利衽乎左珥志多留姿乎暫皆上國能風俗乎願此自良長伎將乎剪髮乎結男毛女毛夷能姿奈流毛能今也一人毛奈志賀珥也風乎移志俗乎易流古登彼能諸官吏能功績珥氐固與利仁政能及夫所奈利則剪多流將乎聚氐此碑乎建將塚斗名計氐其國恩能以知慈流志伎乎不朽乎留牟流能美歌曰迦志古志奈伊麻曾能登喜遠蝦夷我須牟知志麻珥阿滿流美與能免久美波。

▲**藥取の標柱**　藥取郡藥取村に在り、天明年中露西亞人イシユヨ、擇捉のシヤルシヤムに七年在留し十字架を建て夷人へ敎法を敎へ夷人の中其の敎法を受け風俗を變ずる者あるに至れりと。又カムイカッカチイの山の嶺に標柱あり題して「從是大日本」と曰ふ寬政中幕府の吏近藤守重の建る所なり或云近年此地に至れる吏人守重自筆の柱を持ち歸り別に柱を建つと。（守重の標柱は現に函館中學校に在り）

▲**重松の井**　國後島の首邑泊村にあり、泊村は古來國後の要津にして會所のありし地なり本名は潤地泊といへり。享和元年七月箱館奉行羽太正養、風官重松熊五郎に命じて井戸を鑿たしむ島內水苦惡飮者病む、羽太地を相し非を鑿たしむ其水清洌人始めて病を免る蝦夷古より井を鑿つことを知らず、始て見て悠き邦人の智巧測るべからざるを歎せりと羽太詠じて曰く。

いく世にも汲みて知るらむつくりなす
いたゐの水のふかきめぐみを

▲**翻達別**　泊村の西一里の地にして文化八年六月露人兀老尹を擒にせる古跡とす。始め露人ホウシトウなるもの北海を橫行して劫奪を恣にして非違甚しかりしを以て國後の幕吏奈佐政辰露人を欺きて上陸せしめ遂に六人を拘禁す。

▲**蟹杯島醴泉**　蟹杯島の岩間より湧出づ味酒の如く甘きこと梨子の如し土人號して神泉とす洋人以て宇內無比と爲し稱してキスロータと呼ぶ蓋日本の養老

泉の義と云ふ。

▲琴平社　ホンムイ會所の傍に在り、寛政年間擇州兵庫高田屋嘉兵衛官に請うて之を建つ、文化四年露人放火して燒失す。

▲紗那　擇捉島の中部北西岸に在り良港を有するを以て全島の首邑たり南隣に有萌村あり一時四郡の郡役所をおかれしが今は根室支廳の管區とす、有萌に戸田亦太夫の墳墓あり道路より入ること二町許、海岸の高地を占め、青松五六株之を繞る、氏は文化四年五月露人の來侵せるとき防禦至らざる所ありしを慚ぢ自殺せる者なりと。

第四章　區劃地と移住

一　區劃地

拓殖の業を進むるには先殖民適地を選定するを要するを以て北海道廳は明治十九年以來之れが調査を爲し今日迄に査了せし未開原野凡六十六億萬坪に達せり、而かも殖民地の需要は年々增加するが故に今後も尙ほ之れを選定するの必要あり、而して選定したる殖民適地は其儘移民に貸付したる所なきにあらずと雖も多くは區劃を施設して處分せり是れ區劃を施せば土地の整理に都合よきのみならず移住者を入るゝに甚だ便なるに在り、區劃の法は縱橫に兩基線を施し基線に準じて平行線を劃し以て大中小の區劃を設けり小劃を通常一戸分と稱し其地積五町歩、中劃は小劃六個を合せ其地積二百七十町歩、大劃は中劃九個を合せ其地積三十町歩なり。

本年以後處分すべき殖民地の箇所地積は左表の如く是れ新に區劃測設したる者なり。

明治四十三年度に貸付すべき區畫地　（裏中地名下に黑圈を付したるは增劃なり）

國名	郡名	地名	區劃概數 大劃	中劃	小劃	地積概算	地味	交通
渡島	檜山	水橋			五三	七七二・五〇〇 坪	肥瘠交	不便
全	全	多名			二二	三四〇・〇〇〇	稍肥沃	便
全	全	上目名			一二	一七〇・〇〇〇	肥瘠交	全
全	全	下目名			二	一九〇・〇〇〇	沃地少シ	全
全	全	土橋						

| | | |

| | | |

全	全	全	全	渡島	國名	全	全	全	全	北見
全	全	全	全	檜山	郡名	全	全	全	紋別	網走
自	全	全	全	後志	地名	上	上	上	上	リク
雄				太櫛						ンベ
全	全	全	全	瀬棚	小樽	上	上	上	上	陸ツ
全	全	全	全	爾志	札幌	茶	足	陸	ベ	
全	全	全	全	古宇	上磯	路	路	●	別	ツ
全	全	全	全	岡	上ノ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	上	清澤	與	與	清	上	斜
全	全	全	全	磯	清澤ヲアフンベツ	部	部	部	部	里
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	内	内	内	内	走
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	中	中	中	別	線
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	カ	カ	カ	カ	カ
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	ン	ン	ン	ン	ン
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	足	足	足	足	足
全	全	全	全	上	上ヨイチ	寄	寄	寄	寄	寄
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	別	別	別	別	別
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	ベツ	ベツ	ベツ	ベツ	ベツ
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	部	部	部	部	部
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	下	清	與	與	與
全	全	全	全	上	上ヨイチ	沙	澤	部	部	部
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	流	字	字	字	字
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	川	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	内	アフンベツ	上ヨイチ	上ヨイチ	上ヨイチ
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	幌	部	部	部	部
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	プ	ラ	ベ	ベ	ベ
全	全	全	全	上	上ヨイチ	ベ	ベ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	ツ	ツ	●	●	●
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	上	上	上	上	上
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	内	内	内	内	内
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	幌	部	部	部	部
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	上	上ヨイチ	プ	ラ	ベ	ベ	ベ
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	ベ	ベ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	ツ	ツ	●	●	●
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	上	上	上	上	上
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	内	内	内	内	内
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	幌	部	部	部	部
全	全	全	全	上	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	プ	ラ	ベ	ベ	ベ
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	ベ	ベ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	ツ	ツ	●	●	●
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	上	上	上	上	上
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	内	内	内	内	内
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	上	上ヨイチ	幌	部	部	部	部
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	プ	ラ	ベ	ベ	ベ
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	ベ	ベ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	ツ	ツ	●	●	●
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	上	上	上	上	上
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	内	内	内	内	内
全	全	全	全	上	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	幌	部	部	部	部
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	プ	ラ	ベ	ベ	ベ
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	ベ	ベ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	ツ	ツ	●	●	●
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	上	上	上	上	上
全	全	全	全	上	上ヨイチ	内	内	内	内	内
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	幌	部	部	部	部
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	プ	ラ	ベ	ベ	ベ
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	ベ	ベ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	ツ	ツ	●	●	●
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	上	上ヨイチ	上	上	上	上	上
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	内	内	内	内	内
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	幌	部	部	部	部
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	プ	ラ	ベ	ベ	ベ
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	ベ	ベ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	ツ	ツ	●	●	●
全	全	全	全	上	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	上	上	上	上	上
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	内	内	内	内	内
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	爾志	上ヨイチ	幌	部	部	部	部
全	全	全	全	瀬棚	上ヨイチ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	古宇	上ヨイチ	プ	ラ	ベ	ベ	ベ
全	全	全	全	岡	上ヨイチ	ベ	ベ	ツ	ツ	ツ
全	全	全	全	上	上ヨイチ	ツ	ツ	●	●	●
全	全	全	全	磯	上ヨイチ	●	●	●	●	●
全	全	全	全	小樽	上ヨイチ	上	上	上	上	上
全	全	全	全	檜山	上ヨイチ	内	内	内	内	内

| | | |

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 北
見

全 全 全 全 全 全 全 救 全 全 秘 全 全 崇
別 幸 谷

| | | |

| | | |

膽振	有珠	長流川上流●	—	—	一四三	七〇九、七一二三	肥沃	稍便
仝	仝	上シリベツ	一	一	九一	七四五、五二一〇	仝	仝
仝	仝	オロウエンシリベツ●	—	—	四〇	二七三、三三一〇	仝	仝
仝	仝	ソーケシユオマベツ●	—	二一	二七五	二三一一、〇〇〇〇	肥瘠交	不便
仝	虻田	喜茂別●	—	五	二〇七	一五六〇、〇〇〇〇	仝	稍便
仝	仝	シリベツ●	—	二	一六七	一〇〇二、三三一〇	仝	不便
仝	仝	ヌプリカンベツ●	—	二	一二	一四四、八〇〇〇	肥沃	便利
仝	仝	上オベケス	—	—	一一	五二、三三一〇	仝	仝
仝	山越	野田追	—	—	二一	九九、二九一〇	肥瘠交	稍便
仝	仝	上國縫	—	—	二六	一二四、〇九二〇	仝	便利
仝	仝	トワルベツ	—	—	二一	一〇二、七七一〇	仝	稍便
仝	仝	上長萬部	—	—	一三	五七、二〇二〇	仝	仝
仝	仝	上長萬部	—	—	二五	九五、〇〇〇〇	仝	便利

明治四十四年度に貸下ぐべき區劃地の調査したるものは前記の如く逐年舊區劃地の延長と共に新區劃地の選定せられて益々移民を招來し拓殖の大業を完成す

るに至るべきは大に慶賀すべき所なりとす、而して是等區劃地に於ける氣候及び植物生育の狀態を窺ふに本道にて最も寒冷なる北見、天鹽に於てすら決して農作を妨ぐる程にあらざるを知るべし、即ち前記區劃地に於ける北見國宗谷郡上猿拂村の如きも初霜九月中旬終霜五月下旬にして初雪は十一月初旬よりし積量四尺内外にして五月上旬に至りて融解す其の間僅に五六ヶ月に過ぎざれば農耕甚だ覺束なきが如くに思はるれど現に同附近に三四戸の農家ありて各種の穀菜を成熟せしめ以て生活しつゝある事實より推せば將來移民增加して炊煙猖んに起るに及べば現今寒冷の氣候も多少寛和して有望なる農耕地たるべきことは殆ど疑を容るべからず宗谷村にして既に如斯しとせば他の區劃地は又憂ふるに足らざるべし只だ森林山澤に隔でられ交通不便なるは移民に取て最も大なる苦痛ならざるべからず當局者は移民を勸誘すると共に鐵道を敷き又は道路を開鑿して交通に便ならしめんことを望む、明治四十年來米國にて頻りに我が移民を排斥したる結果年々減少して四十三年度には僅に二三千人に過ぎざりしが其の影響によりしか四十一年來本道に移住するもの一ヶ年約そ二萬三四千人を算するに至れ

り而して一般植物生育の狀態を見るに各地ともナラ、イタヤ、アカダモ、ハンノキ、タルミ、ヤナギ、トドマツ等の樹木繁茂し居れば其の地質の磽确ならざるを知るべく移民の努力に依りて立派なる耕地となるべき、必然なれば志を抱く人士は盛んに移住して國家の爲めに新利源の開拓に努めらるべし今序を追つて移民に關する心得を摘記して是等志士の參考に供せん。

二　移住心得

本道は農業に適する未開原野多し、本道は新に興すべき事業多し、本道は大抵の業務に於て府縣よりも比較的利益多し、然れども本道の事情を知らず目的方法を定めず漫然空望を抱きて渡來するに於ては啻に其の目的を達する能はざるのみならず徒らに不案内の地に彷徨し遂には所持の金品をも消費し盡くし甚だしき困難に陷ることなしとせず故に移住せんと欲するものは先づ能く目的方法を定め、既に移住したる後は耐忍勉勵して其業に從事するを要す尙ほ移住につき注意すべき事項の大略を左に述べん。

團結移住　未開の原野に入り開墾をなさんとするものは成る可く團結移住をなすを可とす何となれば其事容易ならざるを以て多數の人一致和合し緩急相救ふの必要あればなり其他團結の利益は一々擧ぐるに遑あらず殊に府縣知事の證明を得て出願せば貸付地の豫定存置を得るの便宜あり其移住をなすに當りては先づ總代人を派し豫め土地を選定し許可を受け十分の準備をなして出發すべし。

單獨移住　既に開けたる土地又は其近傍にして地積大ならざる處に移住せんとする農業若くは農業外の目的を以て移住せんとするものは必ずしも團結をなすを要せず能く目的方法を定めて出發すべし信用すべき先移住の知り人をたよりて來るは最も安全なり、又開墾を目的となすものは府縣知事の證明を受くるを利益とす。

小作移住　本道大農場にて要する所の小作は毎年二千戸を下らず故に右等農場の小作人となりて立脚の地を造るは移住の一方便なり然れども不確實なる農場に入る時は啻に立脚の地を得ざるのみならず却つて非常なる困難に陷ることなきにあらざれば小作人となる前に正實なる農場を選み保護の厚薄契約の善惡を善く〳〵吟味すべし。

府縣知事の證明　開墾の目的を以て團結規約を締結し又は組合を組織し若くは單獨にて移住をなさんとする者は明治三十九年內務省令第二十二號北海道移住民規則に依り規約を締結し(一)事業の目的(開墾牧畜植樹等)(二)貸付出願地積(三)移住の戶口(四)從來の職業(五)總代人を設けたるときは其氏名(六)移住後に於る隣保救護の方法を設けたる時は其方法(七)移住旅費家具農具衣食等の準備並に支出の方法(八)小作の方法に依る場合は前各項の外小作契約(九)團結規約を掲記し府縣知事に差出し證明を受くべし而して證明書を有するものが土地貸付上如何なる利益あるかは後の未開地處分法の條に就て知るべし但し團結移住者にして證明を受けたる後一ヶ年を經過したるときは豫定存置の出願を爲すことを得ざるに付其場合は更に出願して證明を受くるを要す。

移民募集者　一種の移民募集者あり種々の甘言を以て誘導し旅費の一部を騙取し或は到着後人夫となし又は他の小作人となし其間に於て私利を博せんとするものなきに非ず注意すべし、道廳下附の土地貸附許可書若くは道廳長官又は支廳長の證明を有する本人又は代理人若くは北海道移住民の募集を業とする

ものにして其募集人員に付豫め道廳長官の認可を受たる者にあらざれば府縣に於て小作人を募集し又は小作人を移住せしむるを得ず之に背くものは科料に處せらる。

車船賃割引　明治三十九年內務省告示第五十七號に依り本道に移住するものゝ爲め汽車賃、汽船賃の無賃割引券を下付せり、故に移住者は其住所を有する地の府縣島廳又は郡區市役所警察署又は地方長官に於て指定したる警察分署町村役場に申出で割引券の下附を請ふべし若し居住地に於て割引券を得ること能はざる時は旅行先の當該官公署に之を請求して下附を受くるを得べし。

右割引券を携帶する移住民に對し北海道內の鐵道函館小樽間は五割引其携帶品に對しても無賃定限の超過する分は五割引にして其他は乘車賃及び携帶品の無賃定限の超過する分共無賃、府縣に於ては官私鐵道は五割引、其携帶品は無賃定限に超過する分を五割引とす但し尾西鐵道は揩乘賃並に無賃定限に超過したる携帶品共に三割引とす大阪商船會社の汽船は五割引日本郵船會社其他の汽船にては二割乃至五割引をなすものあり詳細は割引券を請求するとき其官廳に就きて聞

くべし、又北海道に移住後割引券左右の小券を使用したる殘の中央券を移住の證憑として携帶する時は未開地貸付等に特殊の取扱を受くべし。北海道協會に於ては移住者の爲め府縣の要地及び本道に於て解貸宿泊料馬車賃運搬費の割引特約を爲せるところあるを以て其處にては割引券を示し割引を受くべし。

移住の季節　通常三月前後に移住するを例とす是れ其頃は雪解の際にて開墾耕種に都合よきに由れり然れども本道の農業に慣れざるものは動もすれば小屋掛伐木等に手間取れ其年に於て豫期の收穫をなす能はざるの憂あり因て圖結移住者の如きは秋季數名の壯者を派して小屋掛其他の準備をなし翌春に至りて移住するを得策とす最も一月より六月までの間は北海道廳より要港に官吏を出張せしめ移住者に各種の注意と保護とを與ふるを以て此期間に移住するを便利とす。

旅行の準備　從來春季早々渡航するものゝ內には間々旅裝不十分にして跣足氷雪を踏みて上陸旅行するものあり老幼の如き殊に憫れむべき狀態を呈す故に移住者は一般に旅裝を十分にし老幼婦女子と雖も必ず足袋脚袢股引の類を用ふる意すべし。

携帶すべき貨物は衣服夜具は勿論家具農具の類と雖も破損し難く荷嵩の大ならざるものを選びて荷造を十分にすべし殊に荷札は破損脫落して輸送上不便を來すこと少なからざれば可成厚き木札と布札の二樣を用ひ住所姓名を明記し荷物より脫落せざる樣堅く結束し猶注意の爲め荷札樣のものを荷物の中へ必ず入れ置を良しとす尙ほ廻漕上に於ては荷印あるものを取扱ひ最も便宜にして錯雜紛失等の虞少なし故に荷物は必ず個々一樣の荷印を見易き個處に付するを必要とす。

移住費　旅費は里程の遠近等に因りて大いに異なれば汽車汽船賃錢表並に其割引及び本道里程表を參照して各自に算出すべし移住後の經費は其目的によりて一樣ならず通常區劃地一戶分即ち五町步を開墾せんとする農民に在りては其移住地の便否家族の多少により五十圓乃至二百圓を要せり通例一戶四口に對し衣服夜具の類を携帶するものとし小屋掛費三十一圓餘家具費十四圓餘農具費

二十二圓餘、食料九十八圓餘合計金百六十五圓餘を要し其內家具農具の如きは多少携帶するにより て其費を減ずべく又小屋掛料も自己の勞力により て多少減ずるを得べし。

旅行中の注意　多くの回漕店又は旅人宿の中には稀に船待其他種々の口實を設け移住者を滯在せしめて宿拂の多きを貪り或は船賃運送賃等を受取りて其受取證及び引換證を渡さずして向拂となし移住者をして到着後不當の支拂をなさしむる等の弊あり故に地方に於て信用確固なる旅店回漕店を選び荷物托送の際は必ず受取證引替證を取りて携帶すべし、本道內の旅行には到る所の支廳戶長役場區町村役場警察官吏に信賴して旅行の安全を圖るべし、殊に函館、小樽、室蘭、釧路、網走其他重なる上陸地には管轄支廳警察署の官吏及び北海道協會員等派出し移住者に關する事を取扱ふ所ありて汽車汽船の割引券を與へ或は割引の特約ある旅人宿貨物運送店等を指示し種々の便宜を與ふ故に移住者は必ず之に就て總べて事を問合せ安全に目的地に至るべし。

三　未開地處分

本道國有未開地は明治四十一年法律第五十七號北海道

國有未開地處分法により て處分せられ翌年勅令第百五十號に依りて賣拂又は貸付くる地積の制限事業の成功期限賣拂土地の價格等を定められ同年北海道廳令第六十四號北海道國有未開地處分法施行細則により施行せらるゝものとす其處分の內最も移住者に必要なるは同法律第五十七號なるを以て茲に專ら此事に關し其概要を述ぶべし。

賣拂又は貸付すべき地　開墾牧畜若くは植樹等に供せんとする土地は賣拂又は貸付すべし而して其等の土地は區劃地と普通原野との二種あり區劃地の事は前揭したり而して新に開放すべき區劃地及び普通原野は其時々告示を爲す既に公示したる土地は甚だ多くこれが圖面は道廳第五部及其所管支廳に備置き何人にも閱覽せしめ且つ照會せば回答を與ふべし。

地積の制限　賣拂又は貸付すべき土地の面積は一人に付耕作に供する土地は五百町步以下牧畜植樹に供する土地は八百町步以下其の他の目的に供する土地及び特定地は十町步以下とし會社、組合又は共同して事業を經營せんとする者に對しては其資產及人員に應じ右の五倍迄を出願するを得べし而して許可すべ

き地積は出願人の希望、起業の方法資本の多少等によりて斟酌せらるゝなり。

賣拂代金延納　未開地並に其立木賣拂代金一口千圓以上のものは北海道廳長官の指定したる有價證券を擔保として提供する時は二年以内の延期を與へ數回に分納することを許可することあるべし。

土地の成功期限　賣拂地の事業成功期限は十ヶ年貸付地の使用期限は無償貸付十ヶ年有償貸付十五ヶ年以内とす、植樹又は泥炭地の事業に限り特に二十年以内の期間を以て延期することあるべく天災其他避くべからざる事故に依り貸付期間に成功すること能はざるときは豫定期間の半期まで延期するを得べし、賣拂又は貸付したる土地の事業成功期間は地積の大小に依り左の區別あるも植樹又は泥炭地の使用に付ては其期間二倍まで伸長することを得るなり。

十町歩未滿　五年　三十町歩未滿　八年
賣拂又は貸付地特定地の告示發表の箇所は何時にても出願するを得。　三十町歩以上　十年

特定地　特定地とは戸主又は成年者にして自ら耕作を爲さんとする者の爲めに設けたる土地にして一區域十町歩以下とし貸付許可の翌月より六ヶ月以内に其土地又は其附近に居住し事業成功に至るまで引續き現住したるときは成功地立木ともに無償付與するものとす、特定地を貸付すべき資格は、

一、北海道移住民規則に依る團結移住者、
二、耕作の目的を以て新に移住し其證明書類を携帯するもの、
三、耕作の目的を以て移住し未だ所有地又は貸付地若くは小作地を得ざるもの

但し農事に關する中等教育以上の學科を修得し一部々落の農事を指導するを得るものは此の例外とす。

特定地中新に混同農業の制を設けたり即ち耕作に兼ぬるに牛馬の飼養をなさんとするものには十町歩迄を貸付し全地積の十分の四以上を耕地十分の四以内を放牧地十分の二以内を存置となし貸付後三年迄に牛馬の内一頭以上を同五年迄に三頭以上を飼養すべきものとす。

貸付地豫定存置願　北海道移住民規則に依り十戸以上團結して一ヶ年以内に移住せんとする者は他の出願者に先ち殖民區劃豫定地又は特定地に於て豫

定存置を受け得るの特典あり故に殖民區劃豫定地は豫定地發表の告示に指定したる期日以内に特定地は隨時願書に府縣知事の證明書及び戸籍謄本圖結規約圖面を添へ直接本廳に差出すべし。但し其位置及び移住期限に就ては特に本廳に於て變更せしむることあるべし。

特定地貸付願書　特定地の貸付を受けむとするものは貸付願書を差出すべし但し豫定存置を受けたるものは渡道の際上陸地にて係官の證明印を押捺したる移住民割引券を添付するをよしとす。

土地賣拂願書　土地の賣拂を受けんとする者は規定書式の願書に起業方法書、圖面及び戸籍謄本を添へ支廳に差出すべし此外公共團體以外の法人に在りては定款、組合其他其同しく事業經營せんとするものに在りては規約書を添附すべし三十町歩以上の賣拂願書には市區町村長戸長又は其職務を行ふ者の證明ある直接國稅納額調書を添付すべし又三十町歩以下の願書と雖も同樣の直接國稅納額調書を添附せば其身の信用を確かむるの利益あり又原籍官廳の證明書、上陸地にて係官の證明印を押捺したる移住民割引券又は添翰を有するものは之を其

願書に添付するをよしとす。

右の外宅地、牧場、植樹、海產、乾場の起業方法書等の書式は北海道國有未開地處分法施行細則に示せり本廳より各府縣郡區市役所町村役場等に配付し置ける書類に就て看るべし。

事業の着手　土地の賣拂貸付又は豫定存置の許可を得たるときは時機を誤らずして其事業に着手すべし豫定存置を得たる者にして豫定命令の如くならざる時は豫定存置の効を失ふ。

土地の成功　賣拂貸付地は起業方法書に記せし如く豫定の事業を後れざる樣成功すべし本廳に於ては隨時其成否を點檢し豫定の如く成功せざるときは未成功地の全部を返還せしめ且拓殖上又は土地整理上支障ありと認むる場合は其成功地の一部若くは全部を無償にて返還せしむることあるべく其賣拂地に對しては賣拂代金は之を還付せず。返地の場合に於て主たる事業を成功せずして從たる道路、堤塘、建造物等のみを營造し又は成功檢查後に成功したる土地並に一旦成功したる土地と雖も其土地荒廢に屬したると認むる時は未成功地として處分

するを例とせり。

土地に關する特典　土地の貸拂又は付與を受けたる者にして六ヶ月以内に其登記を請ふとき及び土地臺帳に登錄するときは其登錄稅を免除せらるべし。民有となりたる土地は事業成功期間滿了の翌年より十ヶ年の後に非ざれば地租を課せらるゝことなし、且北海道の地租は一般に地價百分の一とす。

代理人　土地の貸拂貸付付與又は交換出願中の者若くは貸拂貸付を受けたる者にして所轄支廳管內又は區內に居住せざる時は其管內又は區內の居住者を代理人として双方連署の上支廳管內に在りては所轄支廳に區に在りては北海道廳に屆出づべし。

土地調査の立會　土地の貸拂貸付付與の處分其他土地調査に關し實地に當事者の立會を要する爲め當該官吏より通知を受けたるときは之れに立會すべし。

標杭の建設　土地の貸拂貸付の許可ありたるときは指令受領の日より三十日以內に其土地の境界に標杭を建設し左の期間之を存置し亡失毀損の場合は

遲滯なく建設するを要す。

一、貸拂を受けたる土地にて一定の期間內に其土地に關する事業を成功すべき者は其事業を成功し檢査終了まで。

二、特定地は其付與を受くるまで。

三、公用又は公共の利益となるべき事業に供せんとする土地及び素地の儘使用せんとする土地は其貸付期間內。

訴願及行政訴訟　土地の處分にして訴願及行政訴訟を爲し得る場合左の如し。

土地の貸拂又は特定地の貸付を受けたるもの貸拂又は貸付の處分を取消されたる時。

法第四條第五條に依り無償貸付を受け一年以內に同條に依り付與又は有償貸付を受け二年以內に事業に着手せず又は豫定の目的に使用せざる爲め付與又は貸付の一處分を取消されたる時。

第五章　交通及通信

本道は四周海を以て圍繞せらるゝを以て夙に海運開けて五六百年前より支那朝鮮との交通あり寛政年間に至つては既に露國堪察加より來航したる程なりしが內地との交通は其の年代も古く又其の數の頻繁なりしをも知るべし。松前藩の蝦夷を統治するや諸國の撲買船の本道東西沿岸に來往するもの毎年千を以て算するの盛況を呈せり、故を以て港灣地方は其の北陲邊僻に在るに係らず早くより人文開けて都市の面影を形成せり然れども內部は肥沃の平野徒らに榛檜蓬々として熊狸の跳梁跋扈に委して暗黑裡に鎖されたるが明治四年開拓使の札幌に設置せらるゝや漸く內地の開拓緒に就き市街の區劃、道路の開鑿に意を注ぎ尋いで鐵道の開創となり郵便電信局の設置となり漸次今日の隆盛を見るに至れり然れども人煙未だ稀薄にして富源の開拓すべきもの甚だ多く移民の招來益々急に迫れるを以て未だ現狀に滿足すべきにあらず當局者は勿論地方有志者は銳意計劃して益々交通機關の設備と通信事務の完成を期せんと努めつゝあるは大に人

意を強うするに足るべし。

一、鐵道

本道鐵道の淵源は明治十二年時の開拓使廳始めて手宮幌內間五十六哩を敷設したるに起り、後明治二十二年炭礦會社は其の拂下を受けて以來益々延長して二百哩の長きに達せり、所謂炭礦線是なり、其後政府は拓殖の進運に迫まられ二十八年議會の協贊を得て四十一年七月空知太、旭川間三十六哩の敷設を終りて以來逐年延長に着手し天鹽線、十勝線、釧路線等を完成したり、北海道鐵道株式會社の計劃に成れる函樽鐵道は三十七年十月始めて開通し陸路函館小樽間の交通を完成したり北鐵線是なり、別に北海道鐵道部線是なり、別に北れ次いで落合滯廣の開通を見茲に北海道の交通は函館より靜坐陸路を橫斷して釧路に達するを得ることゝなれり明治四十三年十一月上川線深川驛より天鹽留萌港に至る三十一哩餘と網走線池田、足寄間二十七哩五十鎖開通して幾多の支線を合すれば實に七百哩餘にて鐵道創始の時代に比すれば全く別天地の觀をなせ

り今後益々開拓の必要上鐵道四通五達の盛況を見るなるべし以下各線に就きて聊か記述せん。

甲、元炭礦鐵道

明治元年石狩の樵夫某なる者幌内の森林内に於て煤炭を發見し何物たるを知らずと雖も翌二年下山のときに其片塊を携へ歸りしに適〻煤炭たるを知るものあり四年又數塊を携へ開拓使廳に具す、五年在札幌早川某其の發見の事を聞き特に行て炭塊を採り狀を同使廳に呈す、六年使廳に於て米國地質學士ライマンをして該地方を巡檢せしむるに該煤田を視て開坑適當の地となす、七年實測をなし炭量を確認するを得たり是に於て全道物産中第一流に位するものは煤炭にして其の炭質佳良なるを以て此煤田を開採し內外各國汎く煤炭の供給に充て國益を計らんとし即十一年三月十六日狀を太政官に具し起業公債募集金の百五十萬圓無利息交付を請ひ五月三十日許可を得十一月より專ら採炭運出の計劃をなせり、初め運出の計劃たる舟車を利用するの目的を以て幌內より幌向太に至る七里間に鐵道を架設し同所より石狩川の本流を經て石狩に輸出し該地を貯炭場に充つるの計劃なりしと雖も水陸の積み替へ授受に浪費兩ながら

經濟上宜きを得ざるのみならず多季河水氷結の際は運輸の便を妨ぐるの損失あるを以て幌向太より札幌小樽を經て手宮迄鐵道を延長せんとし明治十二年十二月長官狀を太政官に具し起業公債金百五十萬の內石狩河口改良に充たる金額三十萬圓を鐵道延長費に振替不足金二萬圓勸業費の下付を請ひ十二月二十五日許可を得たり當時黑田開拓長官工師等に工事の要旨を告げ線路の選定を戒めて曰く、本線路は將來全道に敷設すべき鐵道と連絡すべきものなれば宜く意を其の選定に注ぐべしと十三年一月創めて幌內炭田の掘採に着手し十一月札幌迄線路竣工先づ公衆の便利を圖り運輸を開始す十四年九月幌內煤田本の澤、瀧の澤兩所より採掘す是れより先札幌以東の鐵道は十四年六月起工し十五年一月幌內に達せるを以て同月より直ちに全線の運輸を開始す十五年度迄は試業に屬するが故に其得失を知る能はず十六年度より炭礦鐵道の設備稍〻具はりたりと雖も乘客及び貨物の少なきを以て多額の賃金を收むる能はず其の失費を償はず採炭は其量少なきと年々工費拂からざるに依り亦收支償はず炭價は一般に下落して損失に歸せり。

十八年十二月外國船を雇入れ回航して石炭運賃の低減を圖ると雖も功

果良好ならざるを以て二十年三月炭礦鐵道の事業と資金を分離し炭礦事務は空知監獄署に屬し鐵道は更らに鐵道事務所を新設して管理す二十一年四月鹿兒島縣民村田堤鐵道運輸事務を受負ひ五ヶ年間一年貸下料金五千圓を約したれども二十二年十二月返還を命ぜらる、是れ同年八月德川義禮侯外十二名の發起に係る北海道炭礦會社に於て幌內幾春別炭礦及び鐵道其他所屬物件拂下及既採の炭山借區を請願す同年十一月十八日許可せられたる爲めなり爾來炭礦會社は各炭田の鐵道を敷設し國有法に依つて鐵道は政府に買上げられしも炭礦の經營は益々順況を呈せり。

幾春別鐵道

幌內太、幾春別間四哩五分の鐵道は明治十九年北海道廳にて着手せしも其功果住ならず之れに加ふるに炭價下落し維持經營の目的確立せざるを以て二十年布設を中止したるに偶々村田堤幌內鐵道運輸受負と共に鐵道炭礦開鑿を請願せるに依り二十一年四月許可を與ふ村田堤は補足工事に從事し二十二年一月幾春別鐵道を全通せり同年十二月鐵道補足費金五萬三千四百圓を支出し村田より買收し同月十日北海道炭礦鐵道會社に拂下げたり。

室蘭鐵道

明治の初年函館小樽間の運輸業充分發達せざりし時は函館札幌間の貨物は專ら室蘭港を經由したるが十一年頃より函札間の交通は漸次小樽港に趨じ殊に十四年に札幌手宮間の鐵道全通せしを以て旅客は勿論貨物も亦室蘭を經由するもの殆ど稀に市況頓に衰微し復前日の如くならず十五年廢使置縣と共に工業課出張所も亦廢せられ年々衰微の一方に偏し十八年に及では年來戶數百四十三戶に減じ全く一寒村に變じたる觀ありしが十九年輪西村字ケリベツに屯田兵屋建築の工事あり翌年兵員百餘戶移殖せられしを以て幾分か其の餘澤を受け市況稍々活氣を添へたるものゝ如し同廿一年炭礦鐵道を本港に延長するの許可あり人氣遽かに引立ち土地の賣買熾にして價格亦た頗る暴騰せり然れども產業未だ擧らざるを以て市況は其割合に活潑ならず同廿三年三月本港に第五鎭守府を置くの勅令あり又從來單に肥料に製し輸出せる鯡粕の類始めて生魚の儘函館へ輸出し茲に新に物產の販路を開くを得たり加之鐵道工事起工の爲め多數の職工人夫等孛ヱトッケレップに入込みたるに依り大に面目を改め十五年以來概ね衰微の一方にのみ傾きたる本港の市況も頗る盛況を呈し港民稍愁眉を開

くに至れり明治二十五年に至りては鐵道工事の一部落成して運輸の便又前日の比にあらず生魚の儘に函館地方の販路に過ぎざりしもの又鐵道の便により夕張方面に販路を擴むるに至り尋いで海面埋立工事あり郵船會社の定期航路を開くあり廿七年二月には特別輸出港と指定せらるゝありて同年炭礦鐵道は輪西停車場より更らに本港海岸町に延長するの許可を受け諸方より來往するもの多く戸數六百餘戸に達せり然れども鐵道工事の着手は遷延廿九年に至りたるを以て人口の增加は土地の需用と併行せず再び悲境に陷りて離散するものあるに至れり廿九年鐵道延長工事及び之に關連せる埋立工事あり三十年鐵道延長工事落成開通するに及んで本道東北地方の旅客及び貨物は多く室蘭線を經由し市街の繁榮亦昔日の室蘭にあらず今日に於ては本道南部の唯一要港となれり室蘭線は室蘭岩見澤間八十六哩五分とす。

夕張鐵道　夕張線とは追分、夕張間二十四哩餘、歌志内線とは砂川歌志内間八哩餘とす、此の三線は室蘭線と同じく明治二十二年以來炭礦鐵道會社が幌内幾春別鐵道及び同炭礦所屬物件の拂下を

得たると同時に資本金六百五十萬圓を以て炭礦開掘と共に鐵道敷設の業を成せり即ち室蘭、空知二線は二十三年より線路の精測に着手し分區起工せり室蘭線を第一區、空知線を第二區とし夕張、空知兩炭山も相踵ぎて開坑す第二區線中岩見澤、砂川間及び砂川、歌志内間は明治二十四年六月成り七月より開通し、砂川、空知太間は二十五年一月成り二月より開業す。第一區線は明治二十五年七月成り八月より開業し追分、夕張間は同年十一月より開業すると共に歌志内、夕張兩炭山の業を開くは年々改善擴張及び保存の工事を施行し來りしが明治四十年遂に國有となれり。

乙、官設鐵道　本道の鐵道は石炭運輸を主とする炭礦鐵道に創始したる事前述の如し然れども拓殖防備を兼ね主とする鐵道なかるべからず是に於てか官設鐵道及び私設鐵道敷設の必要起る。回顧すれば明治十八年岩村司法大輔北海道を巡回し時の永山少將等と共に上川に赴き近文山に登りて上川の形勢を視察す翌年北海道廳開廳の始め岩村北海道廳長官鐵道線路測量の業を起し北海道廳二等技師平井晴二郎等をして岩見澤、上川間及び函道、小樽間等の鐵道線路を測

量せしめ本道鐵道敷設の急を認めて政府に具申する所あり二十七年工科大學教授工學博士田邊朔郎に依囑して本道鐵道線路の調査をなさしめ二十八年七月本道幹支線鐵道調書及幹線圖を編製して之を實施せんことを務む朝野の名士も亦其の急務なるを知り帝國議會に建議する所あり殊に征清の師弭み戰後經營の方に急なるに會して政府も之に同意し先づ鐵道調査中の空知太、旭川間三十五哩の敷設を決定し二十九年帝國議會は其敷設費百十七萬圓を可決し之を二箇年の繼續工事とす又故近衞公爵提出の北海道鐵道敷設法案も亦同時に可決し明治二十九年五月法律第九十三號を以て敷設法を發布せらるゝに至る之を北海道官設鐵道の創基とす乃ち臨時北海道鐵道敷設部を設け部長事務官技師官以下を置き其事業を管理し其の六月始めて空知太、旭川間の工事に着手す上川線即ち是なり又臨時北海道鐵道敷設部技師田邊朔郎をして各地を巡視し鐵道敷設法中に就きて第一期線として敷設すべき線路を選定し其の費額を調査せしむ既にして調査成り一は石狩國旭川より十勝國十勝太及釧路國厚岸を經て北見國網走に至る三百十七哩一は釧路國厚岸より根室國根室に至る六十五哩一

は石狩國旭川より北見國宗谷に至る百八十哩にして合計五百六十二哩經費一千八百五十六萬餘圓之れを第一期線とし一は十勝國利別より北見國相ノ内に至る八十九哩一は石狩國雨龍原野より天鹽國增毛に至る四十哩一は天鹽國奈與呂より北見國網走に至る百六十七哩にして合計二百九十六哩とし並に之を拓殖務大臣に提出す同年十月拓殖務大臣第一期線鐵道敷設を三十年度より四十一年度に至る十二ヶ年の繼續工事とし年割額を定め翌年第十議會の協賛を經明治三十年五月六日を以て第一期線中の十勝天鹽二線の工事に著手せり。

上川鐵道　本線は炭礦鐵道空知線の終點なる空知郡空知太に起り上川郡旭川に向ふものにして其線の起首を發するや直に空知川を渡り右曲して瀧川市街を過ぎ直線進行し左方上川道路と相對して村落田圃の間を貫通し江部乙兵村を過ぎ石狩川を渡り雨龍郡に入り右折して雨龍原野の南部深川兵村間を通過し神居古潭の勝區に入る神居古潭は石狩國の頭腹二大原野を扼する咽喉部にして山巒重疊石狩川水其間を汪洋澎湃し巨巖亂石或は急激雪を吐き奔湍瀑を布き四時

壯觀を極め本道有數の名勝區たり此間巖巒を洞開して隧道を造り絶壁を削平して線路を敷く此五哩間は最急勾配百分の一最小曲線十度とし第一第二の隧道を通過し江丹別に至り始めて上川郡の平野に出で江丹別、オサラッペの二川を渡り右曲して再び石狩川を渡り旭川市街に入る停車場は瀧川、江部乙、妹背牛、深川、納内、神居古潭、伊納、近文、旭川の九ヶ所に設く本工事起工中全國工業熱猖にして物價勞賃とも騰貴し編成豫算を以て工事受負をなすものなく漸く着手するや數回の水害に遭ひて橋梁を破壞され工費一哩平均凡そ三萬四千餘圓に當り種々の困難に遭遇して三十六哩の鐵道は八ヶ年の星霜を經て竣工し四十一年七月十六日營業を開始せり。

十勝鐵道

本線鐵道は旭川より十勝釧路二國を經て北見國網走に至る三百十七哩の內にして其旭川停車場の東に於て天鹽線に分岐し南向して忠別川を渡り上川御料地內を通過し美瑛川を渡りて上川、空知の郡界に達す郡界は山脈連亘地勢峻急なるを以て土工亦大にして此地を越え空知郡富良野原野に入り同原野を貫流して十勝國に向ひ石狩、十勝の國境なるサオロ

山脈を超え十勝川の支流サオロ川の流域に沿うて南下し更らに十勝の中央地味肥沃に人煙稠密なる十勝川の南岸に沿うて東走し十勝川口に近き浦幌に至つて更らに東に進み厚內にて釧路灣に出で夫れより海岸を沿うて釧路に至る此の間實に百九十二哩一分明治三十年度より起工し凡そ十ヶ年にして明治四十年八月開通するに至れり此の如く石狩、十勝、釧路の平野鐵道貫通するに及んで移民の來往するもの多く全く別天地の觀をなせり。

天鹽鐵道

本線鐵道は旭川より天鹽國を經て宗谷に至る百八十哩の內にして其旭川停車場の東に於て十勝線と分岐し左折北向しウシシュベツ川を渡り永山兵村を過ぎ石狩川を渡り比布原野の殖民地を貫通して石狩、天鹽國境なる山間に入る此の間隨て進めば隨て地勢峻急土工頗る困難にして之を越ゆれば天鹽國上川郡の劍淵原野に入り更らに進んで多寄名寄に至りて盡く、名寄より分岐して一は宗谷に北進し一は北見國興部を橫斷する豫定線路あれども未だ開通に至らず僅に旭川名寄間四十七哩二分にして明治三十年度に起工し同三十六年九月鐵道開通以來移住者增加して戶數約一千餘氣候稍々寒冷なれども鐵道開通の曉

には原野開け人口繁盛に赴くべし。

留萌鐵道 留萌鐵道は上川線の深川驛より分岐するものにして其の間三十一哩餘八停車場を設け明治四十三年十一月二十三日營業を開始す、此の線路の中深川惠比須間約十四哩は石狩、天鹽の國境に當り延長七百四十六呎の惠比壽隧道、六百六十呎の峠下隧道の二難工事ありて大に進捗を妨げられたり本線工事は大部分直營にして僅に建物工事のみ小樽の關政五郎之を請負す停車場は筑紫、沼田、惠比壽峠下、幌糠、藤山、大和田、留萌にして村落連接すれども未だ大市街と見るべきものなし。

網走鐵道 本鐵道は十勝線の池田驛より分岐して陸別より釧路、北見の國境を超え訓子布、野付牛を經て網走に達するものなるが第一期線として着手しつつあるは池田、置戸間六十八哩五十鎖、中明治四十三年十一月開通したるは池田、陸別間四十八哩一分なり本線工事は軌條の敷設を除の外全部請負人に托し第一工區池田、本別間十八哩七十鎖、第二工區本別、上利別間十七哩五十鎖、第三工區上利別、陸別間九哩の外第四は六哩三十鎖、第五は五哩五十鎖、第六六哩二十鎖、第七七哩七

十鎖にして第一及び第四工區は仙臺の橋本忠次郎、第二及第三工區は札幌の堀内廉一、第五工區は旭川の荒井初太郎、第六工區は東京久米民之助、第七工區は小樽の關政五郎、之が請負人たり、而して停車場を設くること七、高島、勇足、本別、仙美里、足寄、上利別、陸別にして第七工區の終點たる置戸より野付牛迄約二十四哩間の工事は今年中開通するに至るべし。

丙、元北鐵鐵道 明治十九年岩村通俊の北海道廳長官となるや鐵道敷設の急務なるを知り道廳二等技師平井晴二郎等をして小樽、函館間の鐵道線路を測量せしめ後廿九年五月北海道鐵道敷設法案發布せらるゝや後志國小樽より渡島國函館に至る百五十九哩は同三十年三月法律第三十五號に依て函樽鐵道會社に敷設の假免狀を與へらる爾來會社は線路の測量をなし計劃を立て鋭意起工して三十七年十月始めて開通し陸路函樽間の交通を完成したり明治四十年國有法に依りて炭礦線と共に國有に歸し本道の鐵道延長實に七百哩餘に及び內地との連絡の爲めに特に鐵道院所屬の汽船を新造して津輕海峽連絡の任に當り旅客貨物の旅行運輸靜座して辨ずるに至れり況んや今後本道鐵道の增設せらるゝもの十

指に上ぼる其の至便察するに餘りあるべし。

二、陸路

蝦夷草紙の一章に曰く「蝦夷地中造り道はなきことなり得て勝手に通りて自然と出來たる道路なり」と松前家の時に於ける道路の狀況は實に此の如くなりしなり、然るに幕府蝦夷地を直轄するに至り始めて高島村より小樽に通ずる道路を開鑿す尋で安政二年幕府再び蝦夷を直轄するに方り堀織部正利熙大に道路開鑿の急務を論じて上陳す、議用ゐられ翌年請負人に達して道路を開鑿せしむ因て岩内郡より稻穗嶺を越えて小樽に達する山道亦始めて通ず尋いで安政四年に至り熊碓より錢函に進ずる道路の開鑿あり熊碓村字ハシリの隧道は慶應二年の鑿穿に係れり明治五年小樽市街と錢函市街との間の道路修繕に着手し翌年十二月竣工す此延長三里餘工費金二萬八百餘圓且札幌郡下手稻村に至る道路を開き札樽間交交の便開けたり然れども駄送のみにて車道に適せざるを以て十二年四月再び小樽錢函間の道路を開修す此の工費は先年開修費の二倍に上れりと云ふ。

本道々路の制たるや甚だ雜駁にして幕府時代には殆ど等閑に附せられ只だ場所請負人は己れの利害關係より道路橋梁を開修したるに過ぎざるものゝ如く僅に鳥道溪路に依りしのみ明治四年十一月十日開拓使判官島義勇人跡未到の石狩原野札幌を相して集議局を開創してより札幌を中心として道路開鑿の事あり先づ小樽手稻村に起工したるは前述の如し是を以て爾餘の地方には力及ばざりしと又止むを得ざるなり、鐵道の幹線漸く成り幹線に沿へる里落の物資運搬行客交通の爲めに道路開修を見るに至りしは近く五六年前にありとす故に幕府時代の沿革は暫く措き最近開鑿されたる二三のものを擧ぐるに止めん。

新道開鑿

拓殖計畫に依る道路は一定の築造標準に基き施行するものにして之を畿の十年計劃に依り築造せられたる道路に比すれば優ること勿論なりと雖も殖民道路の如きは其箇所に依りては最初より既定の標準により完全に施行することを要せず沿道住民の增加と道路利用の發展とに從ひ漸を以て完成するも敢て遲しとせず又比較的僻阪の地方に在る道路にして其利用僅に一局部に限るものは既定標準の如き完全なる工事を加ふるを要せず而して現今は線路の

の豫算額四年比較的低減をなし將來前年度に於ける繰越工事費の如きも亦た之が爲めに急務とする所なり

但し里程の二分の一を超ゆる新道開鑿の場合又は六十里以上の新道開鑿に際しては其の都度之が豫算を定むるの必要あり

本道に於ける道路の種類は國道、廳道、里道、及び市町村道の四種に區別せらるゝも其の工事施行の方法は各種同一なるを以て茲に一括して之を述ぶ

信通及逓送

(141)

派出所名	箇所名	里程
札幌派出所	ソーシャマ別原野	三、〇〇〇、〇〇
	流雨岳成澄、尼利加川上	二、〇〇〇、〇〇
	紅葉山、札幌間鋸工區	四、一八〇、〇〇
	カシワニ原野	一、一四〇、〇〇
		七〇、九二五
上川派出所	留辺蘂、ポンネベツ間	一、一三〇、〇〇
	上川、上湧別の内	二、二三〇、一
		三、一八〇、〇〇
函館派出所	湖畔、國縫間の中湖畔利別間	五、〇〇〇、〇〇
	鍋村、小鍋川沿	一、一〇〇、〇〇
	八雲、熊石間の内熊石、見市間	一、一三〇、〇〇
	太八雲、セヨーベツ村間の内鋲岩橋間	一、三三〇、〇〇
室蘭派出所	假定線中炎線の内虻田、ポロモイ間	一、〇〇〇、〇〇
	白老、ソシヤブ間	五、〇〇〇、〇〇
	ソーシャマ別、長流原野間	一、一〇〇、〇〇
	ルベシュベ、幣澁間	二、〇一〇、〇〇
	鈴蘭川沿	一、一六〇、〇〇
		五〇、三〇〇、一
河西派出所	新内原野	一、八一五、〇〇
	豐頃、浦幌間	一、一九〇、〇〇
	ヒリベツ川沿	四、一三三、八
	上総別、下佐幌間	三、〇〇〇、〇〇
	利別、池田間(加積を含む)	〇、五一〇、〇

派出所名	箇所名	里程
上川派出所	智恵文、佐呂間道路	〇、二二、〇四
	美深、ミッア間	一、一三、〇一
	留辺蘂、ポンネベツ間	二、二三、一三
上川、上湧別の内		三、一八、〇〇

派出所名	箇所名	里程
增毛派出所	和寒、幌加内間	三、〇〇、〇〇
	上サロベツ、下サロベツ間	二、三二、一四
	頓別原野	一、一一、〇〇
	上サロベツ、サラキトマナイ間	三、二六、二六
	トナカンベツ原野の内	〇、一五、〇〇
網走派出所	談澤、幌内間の内	三、一〇、九
	幌内、中越内間	一、〇四、〇
	ヲッシ原野中	一、〇五、〇〇
	中越部、遠軽間	二、三二、〇
	遠軽部原野基線	三、二一、〇〇
	上士別、渚滑間の内	三、三一、〇〇
	ポケトツンナイの内	三、一〇、〇〇
釧路派出所	利別、カサツベ間	三、一〇、〇〇
	鹿路、原野	一、一〇、〇〇
	標津、虹別間	三、〇〇、〇〇
	上足寄原野中藏	一、一八、〇〇

三、航路

本道は、四面海を以て圍繞せらるゝを以て陸路に比して航路は夙に開け且つ發達せり往時は帆船に過ぎざりしも造船術の發達と航海術の進歩に伴ひて遠く海外に來往するもの年と共に多く、日本國沿岸に航するものゝ如きは殆ど水母の刺手を放出せるが如し。殊に函館港の如きは四時汽船の往來絶ゆるなく煤煙の爲めに港内常に朦々たり若し夫れ檣太沿海州漁季の始終の時に至つては帆檣林立して港内を埋め或は異形の外國船出入するありて壯觀寔に言ふべからず、小樽、室蘭の如きも外國船出入して殷賑を極むれども船舶の噸數輸出入額の總額（石炭を除く）を比すれば一般の貿易函館に及ばず、其他東海岸西海岸に連接せる要港には各物資の集散旅人の往返絶ゆるなく年を追うて其の繁盛端倪すべからざるものあり拓殖の事業益々開け人民增加し物産增大するに至らば本道内は鐵道の便を借るゝも之れが輸出輸入には必ずや航路に依らざるべからず、本道内地との連絡

は、鐵道院所屬の連絡あり青森室蘭間は郵船會社の定期船あり、小樽檣太間は補助航路となり本道沿岸の航海は通廳の命令ありて遺憾なく交通しあり其外會社若しくは個人の經營に係る雨羽、北越地方の航海三陸神阪地方の航海より遠く歐米に航海を開始するものありて本道海運の發達は實に驚嘆に値すべし、今是等航路に就きて詳述するの煩を避け商業工業の章下に其の趨勢を附記することゝし本章には只だ本道直接に關する補助航路に就きて記せん。

甲、北海道補助航路

明治四十三年三月二十五日本道航路補助を發布せらる、乃ち左の條件により明治四十三年度に於て十三萬四千九百七十四圓以内同四十四年度及び同四十五年度に於て七萬二千四百四十七圓以内を支出するの契約を結ぶことを得。

一、▲小樽、網走線は總噸數六百噸以上最強速力一時間十海里以上の船舶二艘を備ふること。

▲小樽、天鹽線は總噸數三百噸以上最強速力一時間十海里以上の船舶一艘を備ふること。

▲函館、瀬棚線は總噸數百八十噸以上最強速力一時間八海里以上の船舶一艘を備ふること、但し已むを得ざる場合に於ては總噸數二十噸以上最強速力一時間七海里以上の船舶を使用することあるべきこと。

▲函館、大津線は總噸數三百噸以上最強速力一時間十海里以上の船舶一艘及び總噸數二百七十噸以上最強速力一時間八海里以上の船舶を一艘備ふること。

▲石狩川線、は總噸數三十噸以上最強速力一時間六海里以上の船舶二艘を備ふること。

▲函館、網走擇捉線は總噸數一千噸以上最強速力一時間十一海里以上の船舶三艘を備ふること。

▲小樽、稚內線は總噸數六百噸以上最強速方一時間十海里以上の船舶一艘を備ふること。

▲根室近海線、は總噸數九十噸以上最強速力一時間七海里以上の船舶一艘を備ふること。

▲函館、小樽線は總噸數四百噸以上最強速力一時間十海里以上の船舶一艘を備ふること。

前記の內必要と認むる航路に於ては相當豫備船を備へしむること但し豫備船は本船に付定むる資格に依らざるを得ること。

一　小樽、網走線は四月より十月迄毎月七回以上、十一月六回以上、十二月二回以上、一年期間五十七回以上航海を爲すこと。

函館、瀬棚線は四月より十月迄毎月五回以上、十一月より翌年三月迄毎月三回以上一年期間五十回以上航海を爲すこと。

函館、大津線は四月より六月迄毎月四回以上、七月より十二月迄毎月六回以上、一月より三月まで毎月四回以上、一年期間六十回以上航海をなすこと。

石狩川線は江別石狩間は四月二回以上、五月より十一月まで毎月四回以上、江別月形間は四月八回以上、五月より十一月まで毎月十三回以上、一年期間百二十九回以上航行をなすこと。

函館、網走、擇捉線は函館、擇捉間は毎月三回以上、一年期間三十六回以上、函館、網走間は毎月三回以上、一年期間三十六回以上外に函館、根室間は六月より九月まで毎月二回以上直航海をなすこと但し函館、擇捉間は十二月より翌年四月まで十二航海。

函館、網走間は十二月より翌年四月まで十三航海を根室に止め又一月より三月まで毎月一航海を釧路に止むること。

小樽、稚内線は四月より十一月まで毎月五回以上、十二月より翌年三月まで毎月三回以上、一年斯間五十二回以上航海をなすこと。

根室近海線は根室、色丹間は四月一回以上、五月より十二月まで、毎月二回以上、根室、羅臼間は四月一回以上、五月より十一月まで毎月二回以上、根室泊間は四月二回以上五月より十一月まで四回以上一年期間六十回以上航海をなすこと。

函館、小樽線は四月より十月まで毎月五回以上、十一月より翌年三月まで、毎月三回以上、一年期間五十回以上航海をなすこと。

一　各航路に使用すべき船舶は、小樽、網走線、函館網走擇捉線及び小樽稚内線にありては船齢十七年未滿の鐵製又は、鋼製汽船に限ること但し豫備船は此の資格に依らざるを得ること。

一　政府に於て必要と認むるときは各航路内に於て寄港地を增加し又は之が變更を命ずることあるべきこと。

一　旅客貨物の運賃は政府の認可を得て之を定むること。

一　政府に於て必要と認むるときは種類を指定して旅客貨物の運賃を低減せしむることあるべきこと。

一　各航路に使用する船舶に依り遞送する郵便物は無賃たるべきこと。

一　政府は命令を發し相當の金額を給與して各航路に使用する船舶を公用の爲め買收し又は使用するを得ること。

一　政府は必要と認むる航路には契約者の費用を以て各船舶に航海修業生三名以內を乘組ましめ政府の定むる手當を支給せしむること。政府は非常事變の際に於て各航路の船舶並に船員を使用するを得ること但し此の場合には相當の使用料を支給すること。

一　補助金は命令書の定むる所に從ひ各航路に對し支給すること但し航行度數を減じたるとき又は命令書に規定したる各地に航行せず隨て航行里數を減縮したる時は命令書の定むる所に從ひ補助金を減ずること。

一　政府は航行度數を減じたる場合に必要と認めたる時は之を補はしむること